

令和5年度国庫補助事業

ロシア地域貿易投資促進事業 1. 情報収集・
提供事業 (2) ビジネス詳細情報収集提供

②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ロシアにおける制裁対抗措置と 外資系企業の行動変容

2024年3月

一般社団法人ロシアNIS貿易会
ロシアNIS経済研究所

序 文

2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻から2年が過ぎた。2023年6月4日にはウクライナ軍の反転攻勢が始まったものの、ウクライナ側による領土奪還は難航を極めており、戦争の長期化が避けられない見通しとなっている。ウクライナ侵攻直後から前例のない規模で発動された西側諸国による経済制裁は、ロシア経済に深刻な打撃を与えるだろう、とロシア当局や国際機関を含めて多くの専門家が予測した。しかし、そうした予想に反して、2022年のロシア経済の落ち込みは小さく、2023年に至っては3%を上回る成長を記録、今やロシア経済は回復し、成長軌道に乗っているかの様相を示している。また、2022年3月以降、ロシア当局は対ロ制裁を発動した米欧日等の22カ国・地域を「非友好国」に指定し、ロシア領内で活動する「非友好国」企業の子会社に対し、資金送金や資産処分の領域において多くの対抗措置を課し、その行動を制限している。こうした状況下でロシアにおいて活動していた外資系企業にとってのビジネス環境は一変することになった。

本報告書では、ウクライナ侵攻後の2年間にわたる制裁下でのロシア経済の動向やビジネス環境の変化を分析するとともに、ロシアによる制裁対抗措置、とりわけ外資系企業の撤退を阻止あるいはロシアに留めるために講じられた各種措置を概観し、こうしたロシア側の対抗措置やビジネス環境の激変によって外資系企業がいかにその行動を変容させていったかを考察する。また、付属資料としては、ウクライナ侵攻後、ロシア大統領及びロシア政府、ロシア議会によって公布・制定された撤退対抗措置（連邦法、大統領令、政府決定等）の日本語訳を参考のために掲載している。

本報告書は、令和5年度ロシア地域貿易投資促進事業・ロシア経済法運用・市場慣行実態調査の一環として、経済産業省の助成を得て刊行された。本事業の実施にあたり、多大なご協力を賜った経済産業省、調査の過程で貴重なご助言をいただいた専門家、企業関係者、当会会員、関係各位に改めて御礼申し上げたい。

2024年3月

一般社団法人ロシアNIS貿易会
会 長 飯島 彰己

目次

I. 制裁下で浮揚するロシア経済：パラドックスの背景	1
はじめに.....	1
1. ウクライナ侵攻後のロシア経済.....	1
2. 制裁への「耐性」を強めるロシア経済.....	3
3. 「大国の畏」－制裁はロシアのような大国には効かないのか.....	6
4. それでもやはり「脆弱性」をもつロシア経済.....	8
おわりに.....	10
II. 「非友好国」企業の撤退を巡るロシアの対抗措置	12
はじめに.....	12
1. ロシアによる対抗措置の法的根拠.....	12
2. 議員団による外部管理法案の提出.....	15
3. 資産売却の許可制への移行.....	16
4. 外国投資委員会と売却プロセス.....	20
おわりに：再び外部管理問題が浮上.....	24
III. ロシアにおける外部管理の導入とその背景	28
はじめに.....	28
1. 外部管理法案の提出と廃案.....	28
2. 大統領令による外部管理の導入.....	29
3. 一時的外部管理の実例.....	31
おわりに.....	37
IV. ウクライナ侵攻後のロシア進出企業の国別対応比較	40
はじめに.....	40
1. 外資系企業の活動への影響要因と全体動向.....	40

2. 外資系企業の国・地域別の対応の差.....	41
3. 一枚岩ではないEU.....	45
おわりに.....	46
V. 付属資料(ロシア政府による対抗措置).....	47
1. 連邦法.....	47
2. 大統領令・大統領指令.....	54
3. 政府決定・政府指令.....	70
4. 外国投資監督政府委員会議事録.....	77

Ⅰ. 制裁下で浮揚するロシア経済: パラドックスの背景

はじめに

ウクライナ侵攻後、前例のない規模で発動された経済制裁は、ロシア経済に深刻な打撃を与えるだろう、とロシア当局や国際機関を含めて多くの専門家が予測した。しかし、そうした予想に反して、2022年のロシア経済の落ち込みは小さく、2023年に至っては3.6%の成長を記録、今やロシア経済は回復し、成長軌道に乗っているかの様相を示している。本稿では、制裁下のロシアで、何故、こうしたパラドックスのような現象が生じているのかについて、その背景や要因を検討してみたい。

1. ウクライナ侵攻後のロシア経済

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻に伴い、G7を中心とする西側有志諸国はロシアに対し、これまでにない大規模な制裁を発動した。当初、ロシア経済に与える影響は甚大であると多くの関係機関が考えていた。2022年5月時点でロシア経済発展省は同年のロシアのGDP増減率を▲7.8%、ロシア中央銀行は▲8.0~▲10.0%、またIMFは▲8.5%、世界銀行は▲8.9%と予測した。すなわち、制裁の影響は、ソ連解体直後(1993年の▲8.7%、1994年の▲12.7%)や2009年の経済危機(▲7.8%)に匹敵する規模になると考えられた。

だが、実際には、図表1にみるように、2022年のロシアのGDP増減率は▲1.2%で、大方の予想に反して落ち込みはかなり軽微であった(ただし、2022年2月時点でロシア経済発展省は2022年のロシアのGDP増減率をプラス2.8%と予測しており、それを考慮すれば、対ロ制裁はロシアのGDPを4.0ポイント押し下げる威力をもったとも評価できる)。こうした予想を上回るロシア経済のパフォーマンスは2023年にも継続し、2023年4月時点でロシア経済発展省は同年のロシアのGDP増減率を1.2%、ロシア中銀は0.5~2.0%、IMFは0.7%、世界銀行は▲0.2%と予測していたが、実際には2023年のGDP増減率は3.6%となった。

ロシア経済が予想以上のパフォーマンスを示している背景には、おそらく複合的な要因があり、そのすべての要因を分析することは容易ではない(本稿では触れないが、戦時下では当然ながら軍需生産が大幅に伸長し、それが経済を引き上げる効果をもっていることは疑いない)。ここで指摘しておきたい点は、制裁発動の初期段階でロシア政府と中央銀行が迅速かつ適切な対応を採ったことが、その後のロシア経済にプラスに作用した、という点である。2022年2月末から3月には、物価の急騰とルーブルの暴落が進んで、このまま事態が進むとロシア経済はコントロール不能になって破綻するのではないかという懸念があった。だが、2022年2月28日にロシア中銀が政策金利をそれまでの9.5%から一気に20%に引き上げたことで、一時期、20%近くまで上がったインフレ率(消費者物価上昇率)は、図表2にみるようには徐々に沈静化した(その後、状況の沈静とともに中銀は政策金利を段階的に引き下げ、

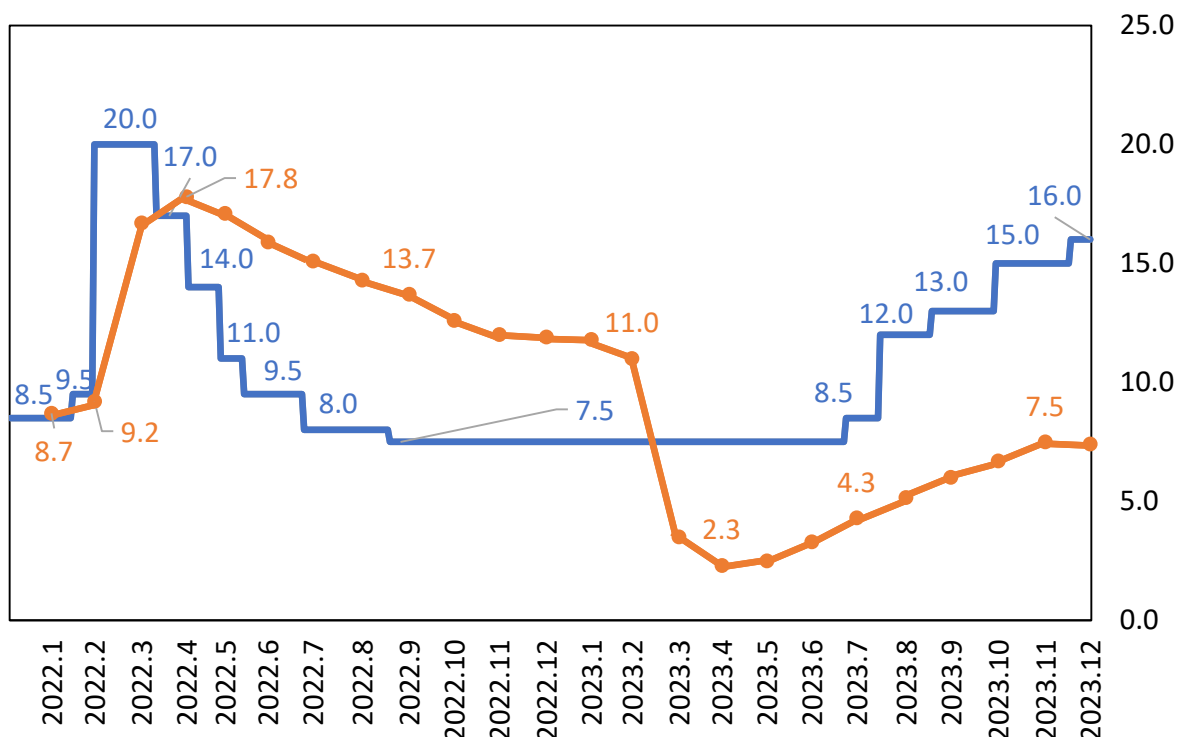
図表1 2022～2023年のロシアの月別主要経済指標

	2022												1-12月
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
GDP(前年同月比、%)	5.9	4.0	1.5	▲3.3	▲3.9	▲5.1	▲3.9	▲3.5	▲4.5	▲4.5	▲4.0	▲4.2	▲1.2
鉱工業生産(同)	8.9	6.5	3.5	▲1.8	▲1.4	▲1.4	0.5	0.7	▲2.0	▲1.6	▲0.4	▲2.1	0.7
農業生産(同)	4.4	4.9	8.5	9.9	9.2	9.3	8.8	16.5	14.7	12.0	9.3	7.2	11.3
小売商品販売高(同)	4.5	7.0	3.0	▲9.6	▲9.7	▲9.6	▲9.1	▲9.4	▲10.9	▲10.2	▲7.9	▲10.4	▲6.5
実質賃金(同)	1.9	2.6	3.6	▲7.2	▲6.1	▲3.2	▲3.2	▲1.2	▲1.4	0.4	0.3	0.6	0.3
消費者物価上昇率(同)	8.7	9.2	16.7	17.8	17.1	15.9	15.1	14.3	13.7	12.6	12.0	11.9	11.9
失業率(%)	4.4	4.1	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.9	3.9	3.7	3.7	3.9
ルーブルの対ドルレート(月平均)	75.9	77.3	103.7	77.8	64.6	57.2	58.1	60.3	59.8	60.9	60.9	65.3	67.5

	2023												1-12月
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
GDP(前年同月比、%)	▲2.6	▲2.6	▲0.6	3.4	5.4	5.7	5.2	5.5	5.6	6.3	4.5	4.6	3.6
鉱工業生産(同)	▲2.9	▲1.7	0.9	4.9	6.7	5.8	4.9	5.4	5.6	5.3	4.5	2.7	3.5
農業生産(同)	2.7	2.6	3.3	3.2	2.9	2.6	▲2.9	▲6.3	12.7	4.0	▲25.0	5.5	▲0.3
小売商品販売高(同)	▲7.5	▲8.7	▲4.8	8.2	9.6	10.3	10.8	11.0	12.2	12.7	10.5	10.2	6.4
実質賃金(同)	0.6	2.0	2.7	10.4	n.a.	10.5	9.2	9.5	7.2	9.9	7.2	8.5	7.8
消費者物価上昇率(同)	11.8	11.0	3.5	2.3	2.5	3.3	4.3	5.2	6.0	6.7	7.5	7.4	7.4
失業率(%)	3.6	3.5	3.5	3.3	3.2	3.1	3.0	3.0	3.0	2.9	2.9	3.0	3.2
ルーブルの対ドルレート(月平均)	69.2	73.0	76.1	80.9	78.9	83.1	90.4	95.3	96.6	97.0	90.6	90.8	84.7

(出所) GDPと対ドルレート、消費者物価上昇率はロシア経済発展省、その他はロシア連邦国家統計局。

図表2 ロシアの政策金利とインフレ率(%)



2022年9月には7.5%にまで下げられた)。

他方、ルーブルに関しては、侵攻前の2022年2月23日には1ドル=80.4ルーブルだった為替レートが、同年3月11日には1ドル=120.4ルーブルへ急落した。これに対し、ロシア政府が、①輸出企業に対する外貨の強制義務の導入(2022年2月28日発令)、②外貨の持ち出しと送金

の制限（2022年3月1日発令）、③外貨債務のルーブル返済への移行（2022年3月5日発令）、④パイプラインガス取引のルーブル決済への移行（2022年3月31日発令）といった措置を採ったことで、為替相場が安定した（2022年5月末には1ドル＝50ルーブル台にまで上昇した）。

上記のようなロシア中銀やロシア政府の初期対応によって、早期の段階で危機の芽を摘み、重症化を防いだことが、その後のロシア経済の動向へプラスに作用したことは疑いない。その意味で、ロシア当局は、かなり効果的に制裁へ対処した。西側諸国にとっては想定以上の手ごわい相手だった、ということだろう。

2. 制裁への「耐性」を強めるロシア経済

ショックを和らげるもう一つの要因として、2014年以降、輸入代替の促進などロシアが制裁状況への適応を順次強化してきた点があげられる。2014年3月のロシアによるクリミア併合を機に発動された西側諸国の対ロ制裁とロシアによる対抗措置（欧米からの農産物・食品の輸入禁止等）に対応するため、ロシアでは農産物・食品および医薬品などを中心に輸入代替等が奨励され、10年間にわたって制裁適応能力が強化されてきた。こうしたロシア経済のあり様を、京都大学の溝端佐登史名誉教授は「制裁耐性経済」と呼んでいる（巻末参考文献、溝端〔2023〕）。

2022年2月のウクライナ侵攻以降、デュアルユース品目（軍民二重用途品）をはじめ多くの完成品や部品・原材料の対ロ輸出を西側諸国が禁止する中、ロシアでは「技術主権」をスローガンに、輸入代替をさらに推し進めようという機運が高まった。「技術主権」とは、簡単に言えば、外国の技術に頼らずに自前の技術・部品・設備で製品を作れるようにすることである。だが、現状において一挙にそれを実現することは不可能であり、一定期間、完成品や中間財、設備の輸入は必要不可欠だった。そのために、ロシア当局やロシア企業は、制裁状況下において、①並行輸入、②貿易の「友好国」シフト、③決済通貨の脱ドル・脱ユーロ化といった措置に取り組んでいる。これらの措置が、輸入代替を含めた国内生産強化の前提条件になった。

並行輸入に関しては、ロシアでは長らく認められてこなかったが、2022年3月29日、ロシア政府が一部の商品についてこれを認める決定を出し、同年5月には産業商業省が並行輸入を許可する商品及びブランドのリストを発表、翌6月には関連法制が成立して並行輸入が合法化された。これによって、ロシアの企業や消費者には制裁や外国企業の自主規制で供給がストップした商品を手に入る路が開けた。並行輸入品リストは、確認できるかぎり2023年7月までに7回更新されている。

またロシア企業は、制裁の影響で欧米日等の「非友好国」から輸入が困難になった製品の代替品や並行輸入品を求めて供給網（サプライチェーン）を再構築し、輸入調達先あるいは輸入経由地を「非友好国」から、「友好国」（中国、トルコ、インド、イラン、UAE、中央ア

図表3 ロシアの貿易決済に占める各通貨の割合(構成比 %)

		2022.1	2022.4	2022.7	2022.10	2023.1	2023.4	2023.7	2023.10	2024.1
輸出決済	ロシア・ルーブル	12.2	14.5	32.8	40.5	34.5	38.9	40.9	38.2	33.5
	「非友好国」通貨	86.9	82.6	56.1	47.2	48.7	36.0	27.6	24.7	23.9
	その他の通貨	0.9	2.9	11.1	12.3	16.8	25.1	31.5	37.1	42.6
輸入決済	ロシア・ルーブル	28.4	28.2	29.1	28.5	28.7	28.4	30.3	30.1	30.4
	「非友好国」通貨	66.8	61.0	55.1	50.8	50.0	37.8	30.6	28.5	28.1
	その他の通貨	4.8	10.8	15.8	20.7	21.3	33.9	39.2	41.4	41.4

(出所)ロシア中央銀行HP。

図表4 ロシアの鉱工業部門別の生産増減率

(前年比実質増減率、%)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023
鉱工業	2.9	3.4	▲ 2.9	6.3	0.7	3.5
鉱業	4.1	3.4	▲ 7.0	4.2	1.3	▲ 1.3
石炭	4.2	2.2	▲ 6.3	8.0	▲ 1.5	1.1
原油・天然ガス	2.8	2.2	▲ 8.1	2.6	0.9	…
鉄鉱石	4.6	2.1	2.1	1.2	▲ 3.3	▲ 2.1
その他鉱物資源	4.0	3.6	▲ 15.4	15.2	6.5	▲ 3.7
製造業	2.6	3.6	0.3	7.4	0.3	7.5
食品	4.9	4.1	3.5	4.2	1.1	5.9
飲料	2.6	5.0	1.1	7.6	6.7	1.4
タバコ	3.8	▲ 10.4	2.4	2.3	▲ 7.1	▲ 10.1
繊維製品	3.6	1.8	8.9	15.1	▲ 4.0	0.6
衣服	4.1	3.5	0.6	7.4	8.7	4.1
皮革・製靴	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 12.4	16.7	5.6	12.3
木材加工・同製品	10.6	6.2	0.2	11.9	▲ 10.1	▲ 0.2
製紙	12.6	4.6	1.9	10.2	0.0	▲ 1.4
コークス・石油製品	1.8	1.6	▲ 3.0	3.6	▲ 0.4	2.6
化学品	2.7	3.4	7.2	7.1	▲ 2.4	4.6
医薬品	8.2	27.4	23.0	14.3	9.3	1.9
ゴム・プラスチック製品	2.4	▲ 1.3	3.2	10.5	0.3	9.2
その他非金属鉱物製品	4.4	9.0	▲ 2.3	9.3	3.6	2.6
冶金	1.7	3.8	▲ 2.4	1.7	▲ 0.8	3.3
金属製品	1.3	7.3	2.0	11.6	15.3	27.8
電子計算機・電子・光学機器	▲ 1.5	10.6	▲ 1.6	9.9	9.3	32.8
電気機械	2.9	1.3	▲ 1.0	7.7	1.1	19.0
一般機械・設備	▲ 0.6	13.5	5.9	17.1	0.5	4.5
自動車	13.3	▲ 3.7	▲ 12.7	14.6	▲ 44.2	13.6
その他輸送機器	▲ 2.2	▲ 1.0	▲ 1.1	10.5	▲ 2.0	25.5
家具	5.5	2.1	3.7	17.7	4.9	20.7

(注)原油・天然ガスの生産統計は2022年以降、非公開とされている。

(出所)ロシア連邦国家統計局。

ジア・コーカサス諸国等々)へ転換した。実際、2022年のロシアの輸入額は全体で前年比12.1%減であったが、「非友好国」からの輸入は約40%減と大幅に減り、逆に「友好国」からの輸入は16%増と大きく伸ばした(長谷[2024])。また2023年1~10月には輸入額は全体で15.6%増となる中で、「非友好国」からの輸入が約40%減と激減している(つまり、「友好国」からの輸入は大幅に増加)。こうしてロシア企業は、国内で入手できない商品の供給ルートを確認している。2023年後半以降、G7等の西側有志国は制裁迂回防止措置(制裁品を対ロ輸出した第3国企業への二次制裁適用等)を強化しているが、モグラたたきの様相を呈しており、効果のほどは定かではない。

さらに貿易取引には通貨による決済が必要だが、ロシアの主要な銀行が西側の制裁対象になり、またSWIFTから排除されたため、ドルやユーロといった「非友好国」通貨での決済が困難になった。そのためロシア企業は、貿易通貨として、ロシア・ルーブルや「友好国通貨」(主として人民元やインド・ルピー)を使用し始めており、ロシア政府もそれを奨励している。実際、2022年1月時点では、「非友好国」通貨(ドル、ユーロ)は輸出では86.9%、輸入では66.8%を占めて他を圧倒していたが、2024年1月には輸出では23.9%、輸入では28.1%にまで落ち込んだ(図表3)。代わって、シェアを伸ばしたのがルーブルと「その他通貨」(主として人民元)であり、2023年10月には併せて輸出では76.1%、輸入では71.9%を占めるに至った。このように、ロシアは脱ドル・脱ユーロ化を進めて、西側の金融制裁に対処している。

上記の条件を1年半の間に整えた結果、制裁下においてもロシアの鉱工業生産は全体としてプラス成長を維持することができた(図表4)。タバコや自動車といった外資に依存していた一部のセクターでは、外資系企業の撤退や活動縮小により生産を大きく落ち込ませたものの、鉱工業、とくに製造業の動向(2023年には前年比7.5%増)には注目すべきものがある。図表4から「食品」や「医薬品」といった以前から輸入代替に取り組んでいたセクターでは、生産が安定している様子がみてとれるし、外資系企業が撤退あるいは活動を縮小して、欧米から商品が入ってこなくなった衣服、靴、家具などでも輸入代替が進んでいることがわかる。さらには、輸入に多くを依存してきた「電子計算機・電子・光学機器」および「電気機械」などが、2023年に入って大きく生産を増やしており、この分野でも明らかに輸入代替が強化されている、と考えるとよいだろう(自動車も生産が回復しつつある)。「電子計算機・電子・光学機器」、「電気機械」さらには「金属製品」は軍需に密接に関連しており、これらの戦争を背景とした高まる軍需に支えられて生産を伸ばさせたと考えてよいだろう。

ロシアのペスコフ大統領報道官は、制裁があと5~10年続くという見通しを示し、「ロシアは10年以上にわたって制裁下で活動しており、それに十分適応した。したがって、我々はこのような時間軸に怯えない」とコメントしている(RBK,2023.10.24)。また、長年にわたって大統領付属ビジネスオンブズマン(企業家保護全権代表)を務めているボリス・チトフ氏は、インタビューの中で「ロシアは自力で多くのものを製造することを学び、経済を迅速に再編成し、一連の最重要分野で輸入代替を成功させた」と語った(RIA Novosti,2023.1.8)。

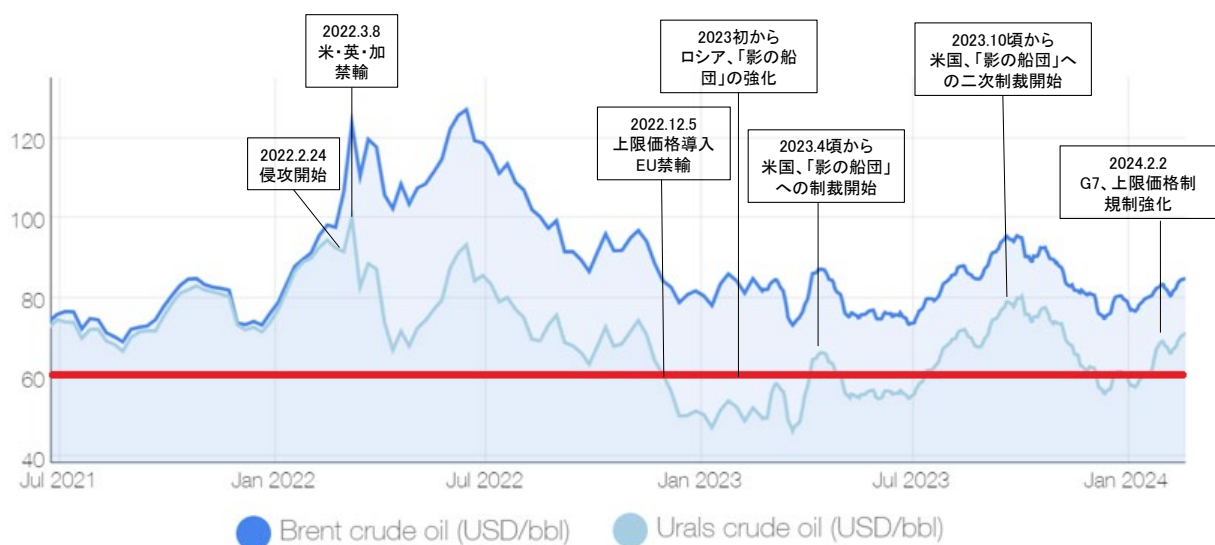
3. 「大国の罠」—制裁はロシアのような大国には効かないのか

経済制裁は「大国には効かない」という見方がある。例えば、歴史学の視点から経済制裁を分析した米コーネル大学のミュルデル助教授は、今回の対ロシア制裁に関して「これほどの経済規模の国が国際的な制裁の標的になったのは、・・・ファシスト・イタリアのエチオピア侵略を罰しようとした国際連盟の試み以来である」とし、対ロ制裁について最終的な判断を下すのは時期尚早としながらも、歴史的な経緯や事例から判断して「(制裁が) 大国に対して効果を発揮するのは難しく、むしろそうした国の軍事的・経済的戦略をより急進化させる」と指摘している (ミュルデル [2023])。同氏は制裁発動後、ロシアが貿易関係をすぐにアジアへ方向転換したことに触れ、「貿易転換が可能で、制裁の執行が難しい場合」には、「(制裁が) 効果を確実にもたらすわけではない」と述べている。

この点に関連して、ロシア科学アカデミー経済研究所のウシュカロヴァ研究員は、制裁対象国が特定の商品に関して世界市場における主要プレーヤーである場合、禁輸等によって制裁対象国からの当該商品の供給を制限しても、当該商品の世界価格の上昇を招くだけであって、制裁対象国は数量ベースでの減少による損失を価格上昇で相殺する結果に帰結する、と指摘している (ウシュカロヴァ [2023])。ウシュカロヴァ氏はこれを「大国の罠」と名付けた。

「大国の罠」に関して、同氏は、具体的には原油と天然ガスのケースを想定している。ウラル原油の価格は、ウクライナ侵攻後、制裁リスクからディスカウントを余儀なくされ、図表5に示すように、ブレント原油との価格の乖離が生じた。とはいえ、価格自体は100ドル近

図表5 ウラル原油とブレント原油の価格推移(ドル/バレル)



(出所)<https://www.neste.com/investors/market-data/crude-oil-prices#c8b5fe34>
(原出所はThomson Reuters)

くに跳ね上がり、2022年6月以降はやや落ち着いたが、それでも同年末までは80ドル前後の高値を推移した。また、米国は2022年3月8日にロシア産原油、EUは同年6月8日に海上輸送によるロシア産原油の禁輸を発表、日本も事実上2022年9月からロシアからの原油輸入（サハリン2のガスコンデンセートを除く）を停止した。だが、輸出先の「友好国」シフトを進めたこともあって、2022年のロシアの原油輸出量は前年比7.6%増の2億4,200万t（うち中国が8,625万t、インドが3,145万t）に達し、欧米の禁輸によって輸出量が減るところか、むしろ増加を記録した（Neftegaz.RU, 2023.3.13）。結果、価格上昇の要因も相まって、2022年のロシアの「鉱物性燃料」の輸出額（原油、天然ガス、LNG、石油製品、石炭等を含み、例年、そのうち約4割を原油が占める）は前年比42.9%増の3,849億ドルに達した（2022年2月以降、原油、天然ガス、LNGなどの個別品目の貿易統計は発表されていない）。

例年、石油ガス収入は、ロシア連邦財政の歳入の約3～4割を占める重要な収入源である。このうち原油からの収入を断つことによって、軍事費の財源のなる歳入を減らすことが、欧米のロシア産原油輸入禁止の目的であった。しかし、上記のように、2022年にはその試みは失敗に終わったと判断できる。これに対し、EUを含むG7は、2022年12月5日に原油価格の「価格上限制」を発動し、巻き返しを図った。価格上限制は、1バレル当たり60ドルを超えるロシア産の海上輸送原油に対し、海運・通関・金融・保険に関連するサービスの提供を禁ずるものだ。これらサービスを提供する企業（とくに保険）が、事実上、欧米日に集中しているため、中国やインドをはじめとする第3国はロシア産の海上輸送原油を輸入する場合にはバレル60ドル以内という条件を守らざるをえないのである。価格上限制の効果は大きく、2022年12月を境にウラル原油の価格は60ドルを下回るようになった。図表6で2023年の「鉱物製品（鉱物性燃料+鉱石）」の輸出額をみると、前年同期比で33.6%減と大きく落ち込んでいる。おそらく原油と石油製品（2023年2月5日から上限価格制施行）の輸出額が大幅に低下したことが要因の一つと考えられる。

これに対し、ロシア側は、ロシアの国営保険会社による付保や「影の船団」（上限価格制を無視してロシア産原油を輸送するタンカー群）を組織することで上限価格制に対抗している。市況の影響も考えられるとはいえ、こうした対抗措置の影響で2023年後半にはウラル原油がバレル60ドルを大きく上回る時期もみられた（図表5）。一方、米国は、2023年4月頃から上

図表6 ロシアの輸出の推移

（単位 10億ドル）

	2021年	2022年	前年同期比 （%）	2023年	前年同期比 （%）
輸出総額	439.1	592.5	34.9	425.1	▲ 28.3
鉱物製品	277.3	391.6	41.2	260.1	▲ 33.6

（出所）ロシア連邦税関局。

限価格制を無視して原油を輸送するロシア船籍のタンカー、2023年10月からは同様の行為を行う第3国船籍（UAE、トルコ、リベリア、香港）のタンカーに対して二次制裁を発動し、「影の船団」の動きを封じようとしている。こうして、まさに石油取引を巡って「経済戦争」ともいえるべき激しい攻防が西側諸国とロシアの間で繰り広げられている。

実際のところ、原油に対する制裁が「大国の罠」に該当するかどうかは現時点では判別しにくい。他方、天然ガスへの制裁は、おそらく「罠」になりうるであろう。というのは、天然ガスは、原油と異なって、ロシア以外の国には供給余力がなく、天然ガスへの制裁は、ウシユカロヴァ氏の指摘するとおり、価格高騰に直結し、ロシアの収入を増やすだけの結果となる。「禁輸がもたらす返り血の多さとロシア財政へのインパクトの低さ」（原田〔2023〕）を考えれば、ロシア産のガスは制裁対象にはなりえないのだ。それ故、米国（もともとロシアからガスを輸入していない）を除いて、EUや日本はロシア産ガスを制裁対象としていない。同じように、「大国の罠」となりうる貿易品目としては、ウラン燃料、化学肥料、パラジウムなどが考えられうる。

4. それでもやはり「脆弱性」をもつロシア経済

以上のように、ロシア経済は制裁への耐性を強めており、また制裁の効果が疑問視される重要分野があることも事実だ。しかし、もちろんロシア経済が盤石というわけではなく、制裁の影響で各種の歪みが生じ、様々な不安要素を抱えている。ここではいくつかそれを紹介したい。

まずインフレの再燃である。冒頭で述べたように、ウクライナ侵攻後、初期の段階でロシア中銀は政策金利を大幅に引き上げ、また各種の外貨管理措置を通じて急激なルーブル安に対処し、物価の上昇を抑えた。だが、図表2にみられるように、2023年4月を底に再び物価が急速に上昇している。2022年には輸出が大幅に伸び、輸入が縮小したことによってルーブル高が進んだ。逆に2023年には逆に輸出が大幅に縮小（2023年には前年同期比28.3%減）したのに対し、輸入は伸長（同11.7%増）したこと等の影響で、再びルーブル安に転じた（図表2）。こうしたルーブル安や賃金の上昇によって物価が上昇し、ロシア中銀はインフレリスクを強く警戒している。これに対処するためロシア政府は2023年10月に主要輸出企業43社に対し外貨の強制売却措置を復活し、ロシア中銀は9カ月にわたって7.5%に据え置かれた政策金利を2023年7月に8.5%、翌8月には12%、そして12月には16%に引き上げた。これらの措置によってインフレを鎮静させようとしているが、まだその効果ははっきりしていない。

第2に、財政の動向である。軍事費がかさむ中、2023年には上限価格制によって原油や石油製品の輸出価格が抑制され、それに伴い連邦財政の重要な歳入源である石油ガス収入が落ち込み、ロシア財政に一定の影響を与えるのではないかと予測する向きもあった。ロシア財務省が公表した速報値によると、予想通り石油ガス収入は前年比23.9%減と落ち込んだ（図

表7)。しかし、国内経済の回復に伴い、付加価値税や法人税といった石油ガス外収入が大幅に伸びたおかげで、当初予算に比べて歳入が増え、財政赤字の対GDP比も当初の予想より小さい1.9%にとどまった。財政赤字補填のための国民福祉基金も2022年には約3兆ルーブルの取りくずしがあったものの、2023年にはその分を積み増し、2023年11月初め時点で残高が13兆5,412億ルーブルとなっている。すなわち、3兆ルーブル程度の赤字ではまったく不安がない状況なのだ。ただ、昨年ロシア財政当局の動きをみると、単年度のみ「超過利潤税」（徴収額3,000億ルーブル＝歳入の約1%）を導入するなど、税収増に向けてかなり強引なやり方が採用されている。また、ロシア財務省が、ロシア鉄道、ロシア郵便、アエロフロート、VTB、ルスギドロなど国有企業約30社の民営化を近々計画しているとの報道もある。2022年から歳出の詳細が非公表になり、ウクライナ侵攻後、ロシアの軍事費がどれだけ膨張しているか不明であるが、ロシア当局がそれなりの不安を抱えながら財政運営に当たっているようにもみえる。

第3に、労働力不足である。この問題については、ロシアの多くの政策当事者や識者が指

図表7 2022～2023年のロシアの連邦財政

(単位 10億ルーブル)

	2022(実績)		2023(実績)			2023(予算)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	増減率 (%)	金額	構成比 (%)
歳入総額	27,824	100.0	29,123	100.0	4.7	26,130	100.0
石油・ガス収入	11,586	41.6	8,822	30.3	▲ 23.9	8,939	34.2
石油・ガス外収入	16,238	58.4	20,301	69.7	25.0	17,191	65.8
付加価値税	9,553	34.3	11,614	39.9	21.6	10,417	39.9
法人税	1,669	6.0	1,919	6.6	14.9	1,633	6.2
歳出総額	31,119	100.0	32,364	100.0	4.0	29,056	100.0
財政黒字/赤字	▲ 3,295	-	▲ 3,241	-	-	▲ 2,925	-
財政黒字/赤字の対GDP比	▲ 2.1	-	▲ 1.9	-	-	▲ 2.0	-

(出所)ロシア財務省。

図表8 ロシアの労働生産性の増減率

(前年比実質増減率、%)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
経済全体	▲ 1.3	0.1	2.1	3.1	2.4	▲ 0.4	3.7	▲ 3.6
農林水産業	4.0	2.2	5.4	2.0	6.0	▲ 0.1	0.6	7.8
鉱業	0.3	1.4	0.9	1.4	1.6	▲ 4.8	0.7	▲ 3.4
製造業	1.3	0.4	4.3	5.1	3.6	4.2	2.6	▲ 3.3
建設業	0.0	1.4	▲ 2.8	0.8	▲ 3.2	0.3	▲ 0.3	1.8
小売・卸売業、修理業	▲ 7.0	▲ 3.4	0.4	1.8	1.6	4.0	3.8	▲ 12.9
輸送・倉庫業	0.6	2.4	0.1	1.5	1.0	▲ 10.2	2.8	▲ 4.5
ホテル・外食産業	▲ 2.4	▲ 5.8	3.0	4.4	0.6	▲ 21.3	16.3	1.3
情報通信業	0.4	▲ 6.7	1.2	3.7	6.1	1.8	3.7	▲ 2.8
不動産業	▲ 1.1	▲ 2.6	3.7	5.7	2.6	▲ 4.3	4.8	▲ 1.4
行政	11.6	2.4	3.5	▲ 3.2	▲ 3.7	▲ 5.7	3.8	▲ 1.7

(出所)ロシア連邦国家統計局。

摘している。周知のとおり、ロシア・ウクライナ戦争勃発後、ロシアでは多くの労働力が軍隊に徴兵や部分動員され、軍需生産に振り向けられている。また、徴兵や動員の忌避、戦争への不支持のために数十万に及ぶロシア国民が国外に流出した。しかも、動員・徴兵や国外流出の対象となっている人の多くは、ソ連解体後の体制転換の困難な中で出生数が劇的に減少した時期（1992～2001年）に生まれた世代で、そもそも人口自体が少ないのである。図表1にみたように、ロシアの失業率は2023年12月時点で3.0%にまで下がっており、「完全雇用」（OECD基準では失業率3.8%の状態）を超えた状況にあるとあってよい。経済成長を規定する要素は、一般に①労働力、②資本、③生産性（技術進歩や人的資本の向上等）と言われるが、ロシアではすでに①の要素が欠けているということになる。中銀のナビウリナ総裁は、下院において「ロシアは自国の労働資源をほぼすべて使い切っており、ロシア経済を成長させていくためには労働生産性を高める必要がある」と演説した（TASS,2023.11.09）。しかし、その労働生産性も2022年には前年比で3.6%低下しており、しかもカギとなる製造業、輸送業、情報・通信業といった分野では甚だ心許ない状況がみてとれる（図表8）。

最後に、技術格差の問題である。ロシアが西側先進国経済から断絶されることによって、ロシアは多くのハイテク製品や技術への直接的なアクセスを失った。たしかに並行輸入や制裁迂回取引といったグレーな販路を通じて、西側の技術や製品を入手することは不可能ではない。しかし、こうした方法は、通常取引よりコストがかかり、また制裁対象品の場合には、（第3国を含む）取引参加者に多大なリスクが伴う。他方、「友好国」において製造された代替品（例えば、中国製半導体）を輸入することもロシアにとっては可能だ。だが、必要なものすべてを「友好国」で調達できるわけではなく、品質も西側のものと比べて劣るケースが多い。この結果、中長期的にみると、西側との技術格差が広がって、ロシア経済が質的に劣化、退行していく可能性は否定できない。いつかこの戦争が終わって、ロシア経済が再び世界に開放された際、ロシアの産業は競争力の劣位により、ソ連解体時と同じような壊滅的な打撃を受ける可能性がある。プーチン大統領は2023年のロシアの経済成長率（3.6%）が「EUのあらゆる加盟国のそれを上回っている」と意気揚々と語る（RBK,2023.12.7）。だが、粗悪品であっても、より多くの量を産出すれば、GDPは浮揚する。GDPはあくまでも量的な指標であり、それをもって経済の質を測ることはできない。

おわりに

ウクライナ侵攻後、西側諸国から怒涛のごとく発動される制裁によって、ロシア経済は大きな影響を受けた。しかし、中銀を中心とするロシア当局の迅速かつ適切な措置により、そのショックを和らげ、初期段階で危機を回避することに成功した。その後、ロシアは並行輸入の合法化、貿易の「友好国」シフト、決済通貨の脱ドル・脱ユーロ化等を進めることで輸入代替を強化し、制裁に対する耐性を強めた。

また、「大国」ロシアには、天然ガスやウラン燃料といった、西側諸国自身にとって「返り

血」の大きい戦略資源が存在することもロシア側に有利に働いた。こうした条件の中で、ロシア経済は2022年のマイナス成長から2023年にはプラスへと浮揚した。しかしながら、戦争と制裁という異常な状況下において、ロシア経済に様々な歪みが生じていることも事実である。それはインフレの昂進や為替相場の不安定化、財政不安、労働力不足、技術格差の拡大という形で現れ始めている。

現状において、プーチン政権がこの戦争を止める気配はない。その意味でロシアによる戦争継続の能力と意志をくじく、という西側諸国の目的は現時点では達せられていない。2022年、2023年とロシア経済は激しい変動に見舞われた。おそらく2024年にもまた新たな局面が現出するに違いない。これからどのような変化がでてくるか、今後も注意深くフォローしていきたい。

【参考文献】

- [1] 溝端佐登史「ロシアにおける制裁耐性とイノベーションリスク」『世界経済評論』（2023年11-12月号）
- [2] 長谷直哉「ロシア経済の『非友好国』離れと制裁適応の現状」『ロシアNIS調査月報』（2024年2月号）
- [3] ミュルデル、ニコラス『経済兵器－現代戦の手段としての経済制裁』（日経BP、2023年6月）
- [4] ウシュカロヴァ、ダリヤ「ロシアの貿易－制裁圧力対抗2年目の暫定的総括」『ロシア科学アカデミー経済研究所紀要』（2023年、No.6）（露語） https://inecon.org/images/stories/publicacii/vesnik-ran/VIE_RAS_6_2023.pdf
- [5] 原田大輔『エネルギー危機の深層－ロシア・ウクライナ戦争と石油ガス資源の未来』（ちくま新書、2023年9月）

II. 「非友好国」企業の撤退を巡るロシアの対抗措置

はじめに

2022年3月以降、ロシア当局は対ロ制裁を発動した米欧日等の22カ国・地域を「非友好国」に指定し、ロシア領内で活動する「非友好国」企業の子会社に対し、資金送金や資産処分の領域において多くの対抗措置を課し、その行動を制限している。本稿では、これら措置のうち、とくに「非友好国」企業がロシアから撤退する際の子会社の資産処分問題に焦点を当て、ロシア当局がどのような措置を採用し、またそれには如何なる法的根拠があるのかを考察する。

なお、本稿で言及される連邦法や大統領令、政府決定等については、ほぼすべて日本語の仮訳がある。ご関心の向きは以下を参照されたい。

- ・ 関連法

<https://www.jp-ru.org/news/etc/p010223/>

- ・ 大統領令・政府決定等

<https://www.jp-ru.org/laws/>

- ・ 関連法・大統領令等のDB

https://www.jp-ru.org/db/form_law/

1. ロシアによる対抗措置の法的根拠

(1) 対抗措置の根拠法

外国投資法の例外規定 ロシアの外国投資法（1999年7月9日付連邦法第160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について」）では、外国投資家の「内国民待遇（ロシアの投資家より不利な取り扱いを受けないこと）」（第4条）と「資金の自由移転」（第11条）を保証している。また日本企業に関しては、日ロ投資保護協定（2000年5月発効）において「内国民待遇」と「最恵国待遇（第三国の投資家より不利な取り扱いを受けないこと）」、および「資金の自由移転」が規定されている（第2～4条、8条等）。

にもかかわらず、2022年2月24日のウクライナ侵攻後、日本を含む「非友好国」の企業の現地法人に対しては、純ロシア企業や「友好国」企業の現地法人に比べて不利な取り扱いとなる「差別的措置」がロシア当局によって採られるようになった。例えば、ロシア当局は、2022年2月末以降、「非友好国」企業の現地法人に対し、国外送金や資産処分等に関して数多くの制約を課している。

では、ロシア当局は、いかなる法的根拠をもって「非友好国」の投資家に対し、「差別的措置」を課しているのか。その根拠のひとつは、外国投資法の「例外規定」にあり、同法第4条2項では「憲法体制の基礎、人々の権利、法的利益の擁護、国防または国家安全保障の確保

に必要な場合」に「連邦法によって外国投資家に制限を課す」ことができると規定されている。今回の場合、西側諸国による対ロ制裁や対ウクライナ軍事支援がロシア国民の権利や利益の侵害ならびに国防・国家安全保障の脅威とロシア当局によって判断されたとみるべきだろう。

2014年のクリミア併合時および2022年のウクライナ侵攻時における西側諸国の対ロシア制裁は、国連安保理の決議なしに実施されている「独自制裁」であり、その「正当性」を疑問視する声は国際社会の中にも小さくない。当然ながら、ロシア政府もその立場に立っている。ロシア側が西側の対ロ制裁を非難する時、「不当な」あるいは「不法な」という枕詞を必ず使うが、それにはこうした背景がある。したがって、加盟国に履行義務を強制する安保理決議を欠いた「不当な制裁」に対して自衛のたぐいに対抗措置を採ることは、国際法上、容認されうるといふ論理を、ロシア当局は展開している¹⁾。

特別経済措置・強制措置法 外国投資法の例外規定の具体化、すなわち外国投資家に課す制限の内容や条件を定める「連邦法」には2つの法律がある。ひとつは特別経済措置・強制措置法（2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置³⁾について」）である。

同法では「ロシア連邦の利益や安全保障への脅威を呈し、ロシア連邦の市民の権利や自由を侵害する国際的違法行為または外国による非友好的行動に即時対応を必要とする総合的事態が発生した場合」には「特別経済措置」を適用することができる、と規定している（第1条2項）。この際の「特別経済措置」とは「外国の組織と市民に対する特定行為の禁止と制限」と定義され、具体的には①金融取引の禁止または制限、②対外経済取引の禁止または制限、③通商条約その他の国際条約の効力の解消または停止、④関税の変更、⑤ロシアの港湾や空域の利用および一部利用の禁止または制限が列挙されている（第3条）。

「特別経済措置」の発動とその適用期間については、安全保障会議（または議会や政府）の提案に基づきロシア大統領が決定するものとし、大統領の当該決定（大統領令）に従って、ロシア政府は禁止や制限の対象となる具体的な行為を制定するとされている（第4条）。

上記の内容から、2022年2月末以降のロシア当局による「非友好国」企業の現地法人に対する各種の禁止・制限措置は、西側諸国による対ロ制裁や対ウクライナ軍事支援という「非友好的行動」に対抗するための「特別経済措置」に相当する、と理解することができる。

非友好国対抗措置法 2つ目の法律は、非友好国対抗措置法（2018年6月4日付連邦法第127号-FZ号「アメリカ合衆国およびその他外国の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」）である。

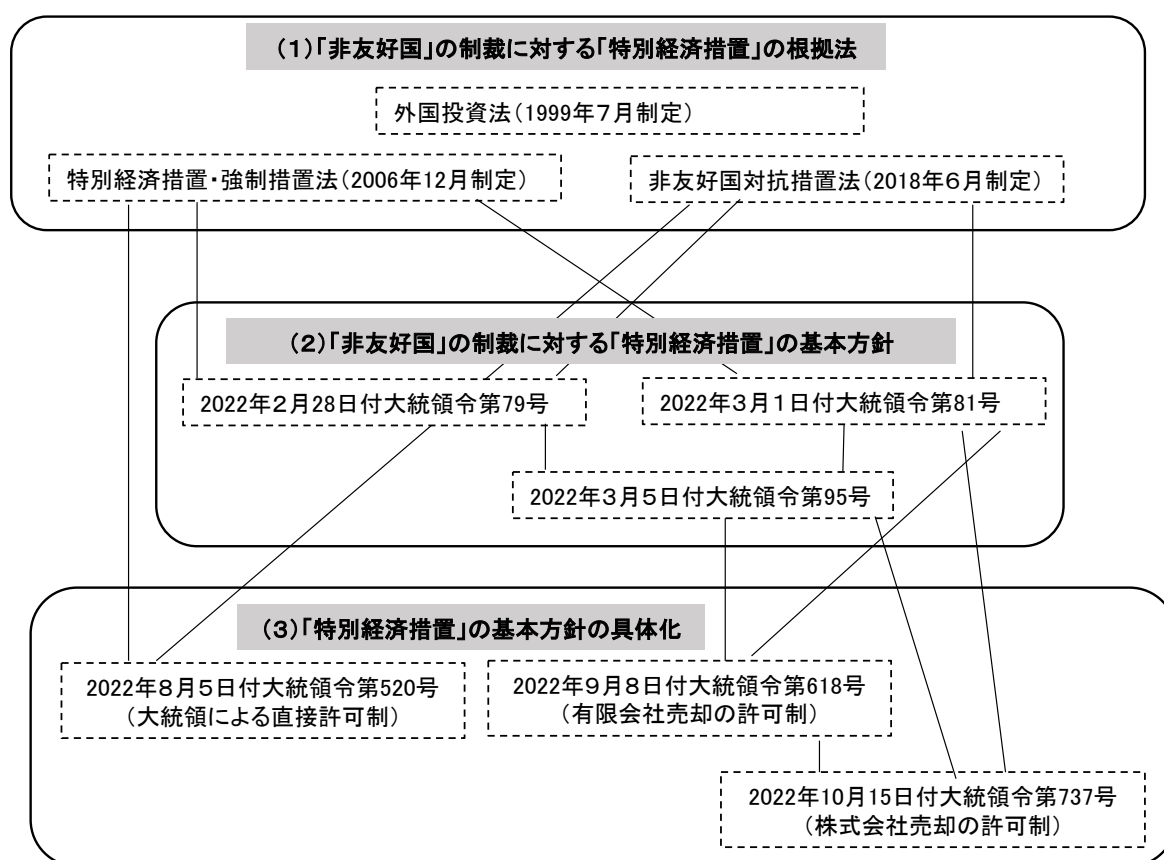
2014年3月のクリミア併合以来、ロシアはG7を中心とする西側諸国による制裁対象となっているが、非友好国対抗措置法は、こうした制裁などの「非友好的行動」からロシアの市民

と法人の利益を守ることを目的として制定された（第1条）。

制裁等の「非友好的行動」に直面した場合、ロシア当局は、同法に基づいて「非友好国」の組織（企業を含む）や市民に対し、対応措置もしくは対抗措置を採ることができると規定している。「対応（対抗）措置」とは、具体的には、①国際協力の中止または停止、②「非友好国」を原産地とする製品や原料のロシア領内への搬入禁止または制限、③「非友好国」の企業・市民によるロシア領からの製品や原料の搬出禁止または制限、④「非友好国」の企業・市民による特定の役務およびサービス提供の禁止または制限、⑥ロシア大統領の決定に基づくその他の措置と規定されている（第2条）。これら対応（対抗）措置は、大統領の決定に基づいてロシア政府によって発動される（第3条）。

このように外国投資法の例外規定、特別経済措置・強制措置法、そして非友好国対抗措置法に照らせば、日本企業からみると、日ロ投資保護協定違反ともいえる「内国民待遇」と「最恵国待遇」、そして「資金の自由移転」からの逸脱措置も、ロシア国内の法理上では「適法の範囲」という帰結になる。

図表1 「特別経済措置」に関わる法令の上下構造



(2) ウクライナ侵攻後の「特別経済措置」

ウクライナ侵攻前の「特別経済措置」 上述のように非友好国に対する「特別経済措置」に関しては2006年末、「対応（対抗）措置」については2018年6月時点で法整備が完了していたが、2022年2月のウクライナ侵攻以前に「特別経済措置」あるいは「対応（対抗）措置」が実際に発動されたケースはあまりない。確認できるかぎり、①2014年8月6日付ロシア大統領令第560号に基づき、翌8月7日付ロシア政府決定第778号によって決定された米国、EU、カナダ、オーストラリア、ノルウェーからの農水産物の輸入禁止措置、②2018年10月22日付ロシア大統領令第592号に従って、同年12月29日付ロシア政府決定第1716-83号によって決定されたウクライナからの各種商品（農水産物、食料品、アルコール飲料、木材製品、各種機械製品等）の輸入禁止措置など限られた事例しかない。

2014年3月のロシアによるクリミア併合以後、G7はすでにロシアに対して、すでに多くの制裁をかけていたとはいえ、それに対するロシアの対抗措置や報復措置は案外少なかったと言える。

ウクライナ侵攻後の「特別経済措置」 だが、2022年2月24日のウクライナ侵攻以降、「特別経済措置」はロシア当局によって多用されていく。侵攻後、特別経済措置・強制措置法と非友好国対抗法に従った「特別経済措置」発動の最初の事例となったのが、2022年2月28日付ロシア大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加担した外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」と翌3月1日付ロシア大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置」、さらに両大統領令を補完する形で発令された2022年3月5日付ロシア大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の3つであった。これら大統領令により「非友好国」の法人および個人との間の①債務返済や配当・利益分配、②有価証券や不動産に関わる取引が原則として制限されることになった。

2022年3月5日には、大統領令第95号に基づき、ロシア政府指令第430号が発令され、「非友好国」が対ロ制裁に参加する米国、英国、ウクライナ、EU、日本、スイス、韓国、台湾など22カ国・地域と定義された⁴⁾。以後、「特別経済措置」は、特別経済措置・強制措置法と非友好国対抗法、ならびに上記3つの大統領令に紐づく形で、「非友好国」企業の子会社の資産譲渡や清算、分割・統合といった「撤退」や「再編」にも適用されていくことになる。

2. 議員団による外部管理法案の提出

2022年3月以降、ロシアで活動する外資系企業の活動停止や撤退表明が相次ぐと、ロシア政府とは別に、ロシア議会（下院）において、事態の推移に危機感を強めた与党「統一ロシア」の議員グループから外資撤退に歯止めをかけるための対抗措置が提案された。いわゆる

「外部管理法案」である⁵⁾。

外部管理法案（正式名称は連邦法案「組織運営の外部管理について」）は、2022年4月12日に与党「統一ロシア」の議員4名の連名でロシア議会国家院（下院）に提出された。同法案では、①「非友好国」の個人・法人が議決権付き株式もしくは25%以上の持分を有している企業、②ロシア及びロシアの地域の経済で重要性をもつ企業⁶⁾で、なおかつこれら企業の活動停止が生産や売上の大幅な縮小や著しい損失（3分の1を超える従業員の解雇等）を発生させる場合、裁判所が任命する外部管財人による外部管理の対象になりうる（第1条）、とされた。

さらに同法案では、外部管理下におかれた事業体は、当該企業の長または50%以上の株式（持分）の所有者（出資者）が事業の再開を保証しない場合、外部管財人が当該事業体を清算するか、株式（持分）を競売にかけ、売却することができると規定している（第12条～第13条）。その際、競売の落札者は、①3分の2以上の雇用を維持し、②当該企業がロシアで行ってきた事業を1年以上にわたって継続することを義務づけられる（第13条）。

上述のように、外部管理が入ると、外資系企業はロシア子会社に対する管理権を失い、撤退や縮小等のプロセスを自社でコントロールできなくなる。それ故、この法案はロシアで活動する外資系企業にとって大きな脅威となった。外部管理法案に対してロシア政府関係者は概ね賛意を示した。だが、ロシアの財界（ロシア産業家企業家連盟やロシア商工会議所等）からの反対や慎重な意見が強く⁷⁾、2022年5月20日に下院で第1読会が開かれたのを最後に、結局、2022年の会期中には可決されなかった。

このように外部管理法案はほぼ廃案に近い状況にある。だが、その一方で後述のように外部管理に関わる問題は最近になって再び注目を集めている。

3. 資産売却の許可制への移行

(1) エネルギー・金融分野の特別許可制

2022年5月末には議会における外部管理法案の可決への動きは止まったものの、その間も外資系企業の縮退の動きは止まらなかった。こうした動きに危機感を覚えたロシア当局は「特別経済措置」の適用によってこれに対処しようとする。

その最初の試み⁸⁾は、2022年8月5日付ロシア大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する金融および燃料エネルギー領域における特別経済措置の適用について」の公布で、同大統領によって、「非友好国」に関連する①燃料エネルギー部門の設備メーカーおよび当該設備のメンテナンス企業、電力・熱供給の事業体、石油精製企業等の株式（持分）、②金融機関の株式（持分）等の取引⁹⁾を原則禁止とし、ロシア大統領の特別許可がある場合にのみ取引を認めるということになった。

2022年10月26日には、ロシア大統領指令第357号が公布され、CitigroupやRaiffeisenbankのロ

シア子会社など株式（持分）の取引に大統領の特別許可が必要な金融機関45行が発表された¹⁰⁾。また、エネルギー関連およびその他部門の企業に関しては、2022年11月9日に大統領指令第372号でBaker HughesやSchlumberger（現SLB）、Siemensなどのロシア子会社や出資法人が全部で191社リストアップされた¹¹⁾。

このリストの意味するところは、これら45の金融機関と191のエネルギー関連企業がロシアの経済や産業にとって極めて重要であると当局により認識されており、その資産の処分・売却には最高レベル（大統領）での許可が必要になるということだ。つまり、これらリストに掲載された企業の撤退は、他よりもハードルが高いということの意味する。

大統領による許可は文書（大統領指令）の形で公布され、一般にも公開されている。図表2にみるように、2023年5月末時点で金融機関に関しては4件、エネルギー関連企業については34件の許可が出されていることが確認できる。

8月5日以前、ドイツのSiemens Energyは、ロシアのパワーマシーニズ社との合弁企業の出資分65%をロシアの政府系電力大手インテルRAOに売却する交渉を進め、2022年中に取引を完了させる目論見だった。しかし、大統領令第520号が出たことによりその交渉は中断を余儀なくされた（2024年3月時点で、同案件に関する大統領の許可はまだ出ていない）。

(2) 有限会社売却の許可制への移行

8月5日の大統領令第520号では、許可対象が金融機関とエネルギー関連部門その他に限定されたが、2022年9月8日にはロシア大統領令第618号「若干の主体の間における特定の種類の取引の特別な実行手順について」が公布され、許可対象が「非友好国」の者（法人および自然人）の支配下にある「有限責任会社」の資産処分一般に拡大された。

すなわち、当該の有限責任会社（金融機関とノンクレジットバンクを除く）の①定款資本における持分の保有・利用・処分に関する権利、②経営条件や事業活動の実施条件を定める権利の設定・変更・終了に関わる取引に関しては、「外国投資実施状況監督政府委員会（以下、外国投資委員会）」の許可を必要とする旨が定められた。

2017年初時点でロシアに登録されている営利法人の96%を有限責任会社が占め¹²⁾、外資系企業のロシア子会社の大部分も有限責任会社の形をとっている。日本企業のロシア法人に関しても会社形態が有限責任会社である場合には、持分の処分には外国投資委員会の許可が必要になった。

大統領令第618号では、外国投資委員会による許可証の発行手順について10日以内にロシア政府が定めると規定された。また2022年10月末には、10月13日付ロシア財務省書簡第05-06-14PM/99138号が公開され、同書簡の中で「非友好国」に関連する有限責任会社の各種取引に関する用語や概念の定義、許可対象となる取引の詳細が明らかにされた。

図表2 ロシア大統領の特別許可によって取引が承認された案件

	対象企業 (カッコ内は親会社・出資者)	買い手	大統領指 令発令日
【金融部門】			
1	RNバンク(BARN B.V.)	アフトヴァズ	2022.11.29
2	イカノ・バンク(CIRUS Holding B.V.)	クレジット・ヨーロッパ・バンク	2023.1.29
3	メルセデスベンツバンク・ルス(Mercedes-Benz Group AG)	アフトドム	2023.2.6
4	ジェニギ. メール. Ru (P.J.V. Digital Forces)	コンパニヤVK	2023.2.17
5	ジェイ・アンド・ティー銀行 (DZh&T銀行、J&T Banka a.s.)	ビューロクラト	2023.6.21
6	バンク・インターザ	不明	2023.9.28
7	フィンディस्प(Dow Europe Holding B.V.)	不明	2023.12.21
8	VTBバンクほか23社(Societe Generale)	ロスバンク	2023.12.24
9	HSBC銀行(RR)(HSBC Europe B.V.)	エクスポバンク	2024.2.19
【エネルギー関連・その他部門】			
1	テルネフチェガス(TotalEnergies EP Termokarstovoye)	ノヴァテク	2022.9.5
2	Victoria Resources Limited (Petropavlovsk Plc.)	UGMKインヴェスト	2022.9.5
3	Cayiron Limited (Petropavlovsk Plc.)		
4	Petropavlovsk (Cyprus) Limited (Petropavlovsk Plc.)		
5	Petropavlovsk Mining Treasury UK Limited (Petropavlovsk Plc.)		
6	Sicinius Limited (PETROPAVLOVSK PLC)		
7	Eponymousco Limited (Petropavlovsk Plc.)		
8	ポクロフスキー鉱山(Petropavlovsk Plc.)		
9	ペトロパヴロフスク(Petropavlovsk Plc.)		
10	アルプインスキー鉱山(Petropavlovsk Plc.)		
11	アトラスマイニング(Petropavlovsk Plc.)		
12	エネル・ロシア(ENEL S.p.A.)		
13	クン・マニエ(Irosta Trading Limited)	ベーリング・メタルス	2022.9.30
14	SEShchホールディング(Schneider Electric Industries SAS)	ネフチェセルヴィスヌイエ・テ フノロギイ	2022.11.4
15	ベイカーヒューズ(Baker Hughes Russia Holdings LLC)		
16	オイルパンプセルヴィス(Baker Hughes Nederland Holdings B.V.)		
17	ビー・ジェイ・サモトルセルヴシズ・ヴォストーク (Baker Hughes Switzerland Sarl)		
18	ジェイ・オー・エイ・ヴォストーク(Baker Hughes Reservoir Software B.V.)		
19	オイルパンプセルヴィス(Baker Hughes Russia Holdings LLC)		
20	オレンブルグネフチェゲオフィジカ(Baker Hughes Russia Holdings LLC)		
21	エネルゴイノヴァーツィヤ (BJ Services International, Sarl)		
22	ベイカーヒューズ・セルヴィシズ・ルス(Baker Hughes Energy International B.V.他)		
23	チュメニ石油採掘設備工場(Baker Hughes Nederland Holdings B.V.)		
24	クズバス燃料会社 (Kilton Overseas Ltd., Daenia Holdings Ltd., Milfast Trading Ltd.)	オメガ	2022.12.26
25	ルスヴィニル(Solvin Holding Nederland B.V.)	シブール・ホールディング	2023.2.6
26	マムート・ルス (Mammoet Europe Holding B.V.他)	Ashburn Offshore Engineering (Tianjin) Co., Ltd	2023.2.17
27	ハンティ・マンシ石油ガス連盟(Shell Exploration and Production (LXVI) B.V.)	GPN中近東プロジェクト	2023.2.17

28	サリム・ペトロレウム・デヴェロップメント (Shell Salym Development B.V.)		
29	メラン(Tranmet Holdings B.V.)	メランホールディング	2023.2.21
30	エメルソン(Emerson Electric Nederland B.V.)		
31	INGA(Ruspetro)	ナショナルバンク・トラスト	2023.3.22
32	トランスーオイル(Ruspetro)		
33	テフセルヴィス(Arsanol Holdings Limited)	グルベイ・ゾロト	2023.4.5
34	クラリアント・ルス	自発的清算措置	2023.4.10
35	GRKフィストリンスコエ (GRK Eastern Geology Limited) ほか	ホールディングカンパニー・フィストラ	2023.6.13
36	Angophora Holdings Limited(Grooks Global Limited)	自発的清算措置	2023.6.13
37	イロキンダ(ブリヤートゾロト)	エネルギーインベスト	2023.6.30
38	アルトラソヴェンチャーズ(LAZZIO COMMERCE INC LTD)	EMグループ	2023.6.30
39	MBSストロイーチェリヌイエ・システムイ(Master Builders Solutions Deutschland GmbH)	MBCC Hong Kong Limited	2023.6.30
40	ヴェケリッチリミテッド(EN + COAL LIMITED)	自発的清算措置	2023.6.30
41	カルホズ・インベストメンツ・リミテッドおよびノヴォメ・オイル・セルヴィセズ・リミテッド	処分権の設定、変更、終了または制限に関わる取引	2023.7.10
42	エリエル・マネージメント(ERIELL HOLDING COMPANY LIMITED)	メタル・セヴェル・ストロイ	2023.7.27
43	エネルギー・ネフテガゾヴォヴォ・セルヴィサ(ERIELL HOLDING COMPANY LIMITED)		
44	SMTTヴィソコヴォリトノエ・レシェーニヤド(HALCYON ATLAS LIMITED)	ルースキー・エネルギーチーチェスキー・ドム	2023.8.3
45	第13鉱山地質会社(N-MINING LIMITED)	オイルフロスト	2023.10.19
46	トウイルスコエ鉱山地質会社(N-MINING LIMITED)	トウイルスコエ	2023.10.19
47	ガスプロム(BONUM CAPITAL (CYPRUS) LTD)		2023.10.26
48	ノルニッケル(BONUM CAPITAL (CYPRUS) LTD)		
49	インテルRAO EES(BONUM CAPITAL (CYPRUS) LTD)		
50	ルクオイル(BONUM CAPITAL (CYPRUS) LTD)		
51	ガスプロム・ザルベジネフチェガス	ガスプロム・インターナショナル・リミテッド	2023.11.8
52	USM		2023.11.15
53	キャタピラー・トスノ	PSKノーヴィエレシェーニヤ	2023.11.27
54	キャタピラー・ファイナンシャル		
55	シェフフレルRUS	プロムアフコンサルト	2023.11.27
56	EL5エネルギー(UROC LIMITED)	ルクオイル	2023.12.1
57	SMTTヴィソコヴォリトノエ・レシェーニヤ(SMTT Holding B.V.)	ルースキー・エネルギーチーチェスキー・ドム	2023.12.8
58	ルスネフチ	不明	2024.2.2
59	グルンドフォス・イストラ(Grundfos Holding A/S)	イストラテフ・グループ	2024.2.5
60	石油ガス生産技術	ズベルバンク・ロシイ	2024.2.7
61	ウンティゲイネフチ		
62	ユルスクネフチ		
63	石油ガス生産技術		
64	インテンシブテクノロジー企業シビンテク		
65	スラトコフスコ・ザレチノエ		
66	ポリゴン・テフノゲンド(NORILSK NICKEL INTERNATIONAL (CYPRUS) LIMITED)	A.P. ザヴェニヤギン記念ノリリスク鉱山冶金コンビナート	2024.3.11

ロシアのSeamless Legal（旧CMS法律事務所）の法律専門家は、大統領令第618号に関するロシア側の意図について「ロシア当局は外国投資家のロシア市場からの撤退を規制しようとしている。外国投資委員会の許可は、外国投資家の撤退を阻止し、ロシア側の有利な条件で取引を行うための手段だ」とコメントしている¹³⁾。

(3) 株式会社売却の許可制への移行

2022年10月15日には、上記の大統領令第618号を補足する形でロシア大統領令第737号「一定の種類取引が実施される上でのいくつかの問題について」が出され、有限責任会社の場合と同様に、「非友好国」の法人・自然人の支配下にある株式会社の場合にも①株式を保有・利用・処分する権利、②企業活動を行う上で条件を決定づけるその他権利に関わる取引には、外国投資委員会の許可が必要になった。

これで「非友好国」企業がロシア子会社の株式・持分を処分（売却、譲渡、清算等）する場合、原則として、ほぼすべてにおいて外国投資委員会による承認手続きが必要になった。

以上、図表1に示したように、「非友好国」企業のロシア法人の資産処分にあたっての法令は、①根拠法（連邦法）、②基本方針（大統領令）、③方針の具体化（大統領令）の3層構造を形成しており、この下位にさらに大統領指令、政府決定、各省の省令（外国投資委員会の各種決定を含む）が紐づき、詳細が規定される形となっている。

4. 外国投資委員会と売却プロセス

(1) 外国投資委員会の機能と役割

委員会の設置と当初の機能 では、「非友好国」企業のロシア子会社（大統領令第520号で規定されたもの以外）の資産処分に関する許認可権をもつことになった「外国投資実施状況監督政府委員会（以下、外国投資委員会）」とは、いかなる組織なのだろうか。

外国投資委員会は2008年7月6日付ロシア政府決定第510号「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会について」によって設置が決まり、その規程が承認された。同規定によると、外国投資委員会の活動目的は「国防と国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体（以下、戦略的事業体）に対する外国投資の実施を監督することであり、具体的には「戦略的事業体」への外国投資に関わる取引を審査し、承認もしくは却下を行うこととされている。

「戦略的事業体」とは、2008年4月末に制定された連邦法第57-FZ号「国防と国家安全保障の確保を目的とした戦略的意義を有する事業体への外国投資の実施方法について」で規定された①原子力、②兵器・軍事機器、③航空機、④通信サービス、⑤一定規模以上の地下資源開発、⑥漁獲など48業種に従事する事業体とされている。外国投資委員会は、これらの業種に従事するロシアの事業体の①25%以上の資産の取得、②その他支配を確立する取引を外国投資家が行う場合に限って、監督を行うものとされている。

つまり、当初、外国投資委員会の管轄範囲は、国防・安全保障の観点からそれらに関わりの深い分野への外国投資に限られ、外資系企業の通常の直接投資（子会社の設立やロシア企業への出資）には及んでいないと理解できる。すなわち、2022年9月8日付大統領令第618号および2022年10月15日大統領令第737号が出るまでは、外資系企業のロシア子会社の資産処分に関しては外国投資委員会の許可を必要としなかったということの意味する。

なお、外国投資委員会は、首相を委員長（現在の委員長はミシュスチン首長）、第1副首相を副委員長（現在はペロウソフ第1副首相）とし、副首相（複数）、財務相、産業商業相、国防相、経済発展相、連邦保安局長官など閣僚級の委員約30名から構成¹⁴⁾され、委員会を所管する上位機関は連邦反独占局と定められた。

ウクライナ侵攻後の機能の拡大 だが、ウクライナ侵攻後、西側諸国による大規模な対ロ制裁の発動を契機として、外国投資委員会の権限が拡大されることになった。具体的には、まず2022年3月1日付ロシア大統領令第81号によって、①居住者による非居住者¹⁵⁾への外貨の提供に関わる取引、②居住者による国外の銀行口座への外貨送金等に関わる許認可権が外国投資委員会に与えられた。そして、2022年3月6日にはロシア政府決定第295号によって外国投資委員会の「許可発行規則」が承認され、同規則において、改めて①「非友好国」の者に対するクレジット及び借款の供与、②「非友好国」の者との有価証券および不動産の取引、③居住者による非居住者への外貨の提供に関わる取引、④居住者による国外の銀行口座への外貨送金を外国投資委員会による許可対象事項とすることが決定した。

上述のように2022年9月8日には大統領令第618号により「非友好国」の者（法人と自然人）の支配下にある有限責任会社の①定款資本における持分の保有・利用・処分に関する権利、②経営条件や事業活動の実施条件を定める権利の設定・変更・終了に関わる取引が外国投資委員会の許可対象となり、2022年10月15日には、株式会社の同様の取引がそれに加えられた。

また2022年3月6日付ロシア政府決定第295号においては「個別の課題実行」のために外国投資委員会の下に小委員会を設置することができると規定されており、同規定に従って、2022年3月、シルアノフ財務相を委員長とする小委員会が立ち上げられた。この小委員会は、ウクライナ侵攻後、新たに外国投資委員会の所管となった「個別の課題」に従事し、「非友好国」企業の子会社の資産処分や外貨取引、外貨送金について審査し、許可するか否かの決定を出すこととなった¹⁶⁾。外国投資委員会自体の所管組織は、本来、連邦反独占局である。だが、制裁下の課題に対応するタスクフォースともいえるべき「小委員会」では、委員長を財務相としていることから分かるように、財務省が主導権を握ることになった。

(2) 資産処分に至るプロセスと条件

許可発行規則と明文化されない条件 外国投資委員会の「許可発行規則」には、「非友好国」企業の子会社が資産を処分する際、①取引許可願、②登記証明書、③法人設立文書、④親

会社情報、⑤貸借対照表、⑥資産の簿価情報など全部で8種類の申請文書を委員会に提出しなければならないと記載されている。

他方、「許可発行規則」等で明文化されているわけではないが、実際には、同委員会の審査前に、まずは担当省庁へ書類一式を提示し、当該取引について事前承認を受けることを外国投資委員会から勧告されるケースが多いという¹⁷⁾。例えば、外資系自動車メーカーが撤退を決め、資産を第三者に譲渡する場合には、事前に産業商業省の承認を受け、その後、外国投資委員会が審査に入るとのことだ。

また「許可発行規則」には、申請の審査期限が明記されていない。BST Consultingの専門家によれば、通常、連邦機関では申請書や要望書の類は1カ月以内に審査されるのが慣例で、したがって、「非友好国」企業子会社による資産処分の場合には「担当省庁+外国投資委員会の2段階審査になるので審査には最低1〜2カ月を要すると理解すべきだ」という¹⁸⁾。

許可に関する条件の追加 2022年末になって、「非友好国」企業子会社による資産処分に関連して重要な条件が追加された。2022年12月12日付外国投資委員会小委員会議事録第118/1号抜粋において、「非友好国」の者（あるいはその支配下にある者）が関与するロシアの事業体の資産（株式および持分を含む）を譲渡する取引では、①中立的な立場からの資産の市場価値評価、②市場評価額の50%以上の割引での資産売却、③新たな所有者へのKPI（重要業績評価指標）の設定、④1〜2年にわたる分割払い条件および（または）取引価額の10%以上に相当する金額の連邦予算への任意の納付が義務づけられた。

いずれも重要な条件なのだが、なかでも市場評価額の50%以上の割引条件が追加されたインパクトは大きかった。撤退する外国企業のロシア資産の売却額については大幅なディスカウントが必要という議論は当初からロシア政府高官や財界幹部の間で行われていたとはいえ¹⁹⁾、これが現実となったわけだ。またKPIの設定も、外資系企業の資産を使って新たな所有者に事業と雇用を継続させ、外資撤退のダメージを可能なかぎり抑える、というロシア当局の強い意志の現れと考えられる²⁰⁾。

さらに、2023年3月末には、同年3月2日付外国投資委員会小委員会議事録第143/4号抜粋が公表され、2022年12月12日付小委員会議事録第118/1号抜粋で言及された「任意の納付義務」について補完的決定がなされた。すなわち、「非友好国」の者が関与するロシアの事業体の資産を譲渡する取引では、①資産評価額の半分の10%以上（つまり資産評価額の5%以上）、②資産評価額の90%を超える値引きが行われる場合には市場評価額の10%以上の金額を、連邦予算へ「任意に納付する義務」が課された。

この納付はロシアのメディアでは「撤退税」と表記される場合が多いが、厳密に言えば、これは税金ではない。税金ではないため、当局は支払いを強制できないことから「任意に納付する」と表記せざるをえないのだ。だが、「納付」の後に「義務」という言葉が意図的に付けられており、専門家の間では、事実上、この支払いは「拒否できない」と解釈されている。

ただし、この納付金は売り手が払ってもよいし、買い手が払ってもよいとされる。

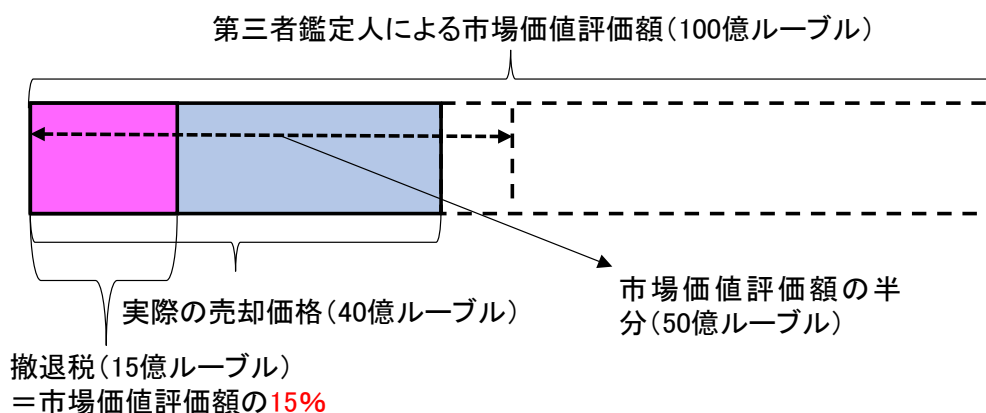
なお、2023年9月26日には、外国投資管理委員会小委員会議事録193/4号によって、「任意納付義務」の比率が、第三者鑑定人による資産価値評価額の「15%以上」の金額に引き上げられた（図表3を参照）。

2023年4月23日付RBKの記事²¹⁾によると、「非友好国」企業による資産売却に伴う連邦予算への「任意納付」はすでに実行されており、2022年12月から2023年4月19日までに金額にして200億ルーブル（2023年5月末時点のレートで約360億円）が納付されたという。最終的には、2023年に「任意納付」（撤退税）は1,140億ルーブルが国家予算に繰り込まれると算定された（2023年9月27日付RBK）。小委員会の委員長でもあるシルアノフ財務相は、この「任意納付義務」を導入した意図について、「外国企業にとって撤退が利益にならないような条件を作り出すことにある」と述べ²²⁾、「任意納付」が外資系企業の撤退を抑制するための手段であることを示唆した。

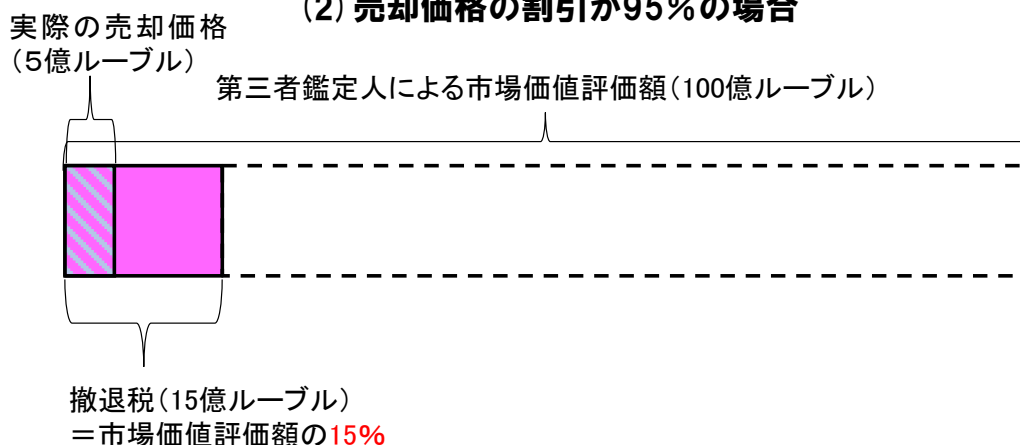
図表3 「任意納付義務」のスキーム

【2023年9月26日付外国投資管理委員会小委員会議事録193/4号】

(1) 売却価格の割引が60%の場合



(2) 売却価格の割引が95%の場合



(3) 政府委員会による許可事例

ロシア中央銀行の発表した資料によれば、2022年3月～2023年3月の間の外資系企業によるロシア子会社の売却件数は約200件、そのうち売却額1億ドル以上の大型案件は全体の20%程度（約40件）とされている²³⁾。なお、この200件にはロシア大統領が直接許可した38件（金融機関とエネルギー等の関連企業）が含まれると考えられるため、外国投資委員会によって許可された取引は、残りの160件余であると推定される。大統領による直接許可の対象は、大統領指令として公開されるためほぼすべてを特定できる。しかし、外国投資委員会による許可案件は同委員会が許可の決定を公表していないことから、報道ベースで情報を拾っていくしかない。

2023年に入ってから、Deere（米）、Nokian Tyres（フィンランド）、Henkel（独）、Continental（独）、Volkswagen（独）、Michelin（仏）、Mondi（澳）、Hyundai（韓）等が外国投資委員会から許可を取得し、ロシア事業の売却を完了させていることが判明している。

2023年3月28日付のKommersantの記事²⁴⁾によれば、同年3月時点で外国投資委員会には約2,000件の撤退申請が提出されているものの、委員会は1カ月に3度の頻度でしか会合が開かれず、1回当たりに審議される申請も7件に満たないという。このペースでは、申請全部を処理し終えるには7年以上の期間を要する。しかも申請がすべて許可されるわけではなく、2023年に入ってから、条件を満たせず申請が却下されるケースも増えているという²⁵⁾。ロシア当局にとっては、特別の事情がないかぎり、外資撤退の許可を急ぐ必要はない。今後も審査プロセスが加速する見込みは薄いだらう。

おわりに:再び外部管理問題が浮上

既述のように外部管理法案は廃案に近い状況にあるが、ここに来て再び外務管理問題が浮上している。2023年4月25日、ロシア大統領令第302号「ある種の資産の一時的管理について」が公布され、これによって、特別経済措置・強制措置法と非友好国対抗措置法を根拠にして、一定の条件下で「非友好国」企業のロシア法人あるいは個人の資産を一時管理下に置くことが可能になった。

ここで言う「一定の条件」とは、①「非友好国」の領内に存在するロシアの法人あるいは個人の資産のはく奪や所有権の制限、②ロシア連邦の国家・経済・エネルギー分野の安全および国防への脅威があった場合とされ、これらの事態が生じた際には、ロシア領内にある「非友好国」の者の①動産と不動産、②有価証券および定款資本金の持分、③財産権を、外部管財人（連邦国家資産管理局）による一時的管理の下におくことができるとした（ただし、外部管財人には資産を処分する権利は与えられておらず、ロシア当局はこの措置について資産を接收するものではないと強調している）。

そして、同じ大統領令でドイツのUniperとフィンランドのFortumが所有する両社のロシア法人の株式を連邦国家資産管理局の一時的管理下におくことが決定された。UniperとFortum

の子会社は、ロシアで発電事業に従事しており、これらの子会社の活動停止はロシアの「エネルギー分野の安全」に対する脅威と判断されたのである。

他方、2022年秋にドイツ政府が西欧最大の地下ガス貯蔵施設を所有するガスプロムの子会社（Gazprom Germania GmbH）を国有化するなど、欧州ではロシア企業子会社の資産の外部管理や接收事案がいくつか発生している。今回のロシア側の措置はそれに対する報復措置ではないかとの見方も強い。実際、連邦安全保障会議のメドヴェージェフ副議長やVTBのコースチン頭取は、欧州でのロシア資産接收の動きに対して「目には目を、歯には歯を」の原則で対抗すべきだと主張している²⁶⁾。

4月26日、連邦国家資産管理局はコメントを発表し、外部管理下におく企業のリストは今後も必要に応じて拡大しうるとの見解を示した²⁷⁾。現在のところ、日本ではロシア企業の資産接收等の事例がないことから、当面、日本企業のロシア子会社が外部管理の対象になる可能性は少ないと考えられる。だが、ウクライナによる反転攻勢が開始し、ロシアの劣勢が伝えられる中、ロシア国内では「非友好国」への報復的感情が高まっているものとみられ、予断を許さない状況となっている。

【注】

- 1) それに対して、対ロ制裁の発動国側の論理としては、例えば、ドイツ外務省は、対ロ制裁が「国際法の違反であるこの侵略戦争の力を弱め、我々が国際法ルールに違反することを決して容認しないことを明確にするために」実施されているとして、その「正当性」を主張している。林美香「対ロ経済制裁（2022.2～2022.夏）の特徴とその国際法上の位置づけ」浅田正彦・玉田大編著『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』（東信堂、2023年2月、95頁）。
- 2) 2023年5月26日に日本政府が発表した対ロシア制裁に関するロシア外務省の声明においても、ロシア側は日本の制裁措置を「不法な行動」と称して非難している。
https://www.mid.ru/ru/foreign_policy/news/1872730
- 3) 特別経済措置・強制措置法における「強制措置」とは「国連安全保障理事会の決議の履行を目的として適用する」もので、安保理決議に従ってテロリズムや大量破壊兵器拡散に対処するための資金凍結等の措置であると定義されている。そのためロシアで活動する外資系企業の子会社に対し「強制措置」を適用する根拠は存在しない。
- 4) 2022年3月5日付ロシア政府指令第430号では、オーストラリア、アルバニア、アンドラ、英国（英領ヴァージン諸島、ジブラルタル等の英国領を含む）、EU、アイスランド、カナダ、リヒテンシュタイン、ミクロネシア連邦、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、サンマリノ、北マケドニア、シンガポール、米国、台湾、ウクライナ、モンテネグロ、スイス、日本の22カ国・地域が「非友好国」に指定された（なお、EUには27カ国が加盟している）。
- 5) 下院第1読会時点の外部管理法案の原文は以下を参照：<https://sozd.duma.gov.ru/bill/104796-8>
- 6) 第1読会時点（2022年5月）の外部管理法案は「ロシア経済にとって重要性を有する企業」を、①必需品の生

産に従事している、②特定市場で独占あるいは寡占的地位を占める、③企業城下町を形成する、④公共調達における唯一のサプライヤーである、⑤事業停止によって人命損失や不当な価格上昇等の不利益を生む可能性がある企業と規定している（第1条6項）。

- 7) ロシア産業家企業家連盟（RSPP）は、外部管理法案が①外部管財人に対象企業の業務上のあらゆる機密（個人情報等）を入手する無制限の権利を与えている点（第8条5項および6項）、②対象企業の株式（持分）の購入について外部管財人が優先的取得権をもつ点（第13条15項）を含むなど、「悪用されるリスクが散見される」とし、その内容に異論を唱えた。

<https://www.vedomosti.ru/politics/articles/2022/06/17/927031-zakonoproekt-o-vneshnem-upravlenii>

- 8) 「非友好国」企業の支配する事業体に「特別経済措置」が適用されたのは、2022年6月30日付ロシア大統領令第416号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー分野における特別経済措置の適用について」が最初の事例と考えられる。同大統領によってサハリン2の事業会社であるSakhalin Energy Investment Ltd.は、新たに設立されるロシア法人にすべての権利と義務を移転することを強制された。ただし、Sakhalin Energy Investment Ltd.は英領バミューダ法人であり、「非友好国」企業のロシア法人ではないので、本稿では詳細には触れないことにした。

- 9) 2022年8月5日付ロシア大統領令第520号では、その他、ロシア領内の炭化水素資源（可採埋蔵量が石油2,000万t以上、天然ガス200億m³、石炭3,500万t以上の場合）、ウラン、高純度石英原料、イットリウム系希土類、ニッケル、コバルト、タンタル、ニオブ、ベリリウム、ダイヤモンド、金、リチウム、白金族金属の地下資源鉱区の利用者となっている法人（「非友好国」企業が参加する）の株式あるいは持分の取引が原則禁止され、取引するには大統領の特別許可が必要になった。

- 10) 45行のうち日系の金融機関は6行（みずほ銀行、SMBC、MUFGのロシア法人とトヨタバンク、SBIバンク、ソリッドバンク）。

- 11) 191社のうち日系企業のロシア法人は3社（日立建機のロシア法人と横河電機の子会社2社）。

- 12) 松嶋希会『ロシア・ビジネスとロシア法』（商事法務、2017年9月、7頁）。

- 13) <https://pravo.ru/news/242824/>

- 14) 2023年5月末時点の委員構成はこちらから。<http://government.ru/department/560/members/>

- 15) ここでいう「居住者」と「非居住者」とは、外国為替規制法（2003年12月10日制定の連邦法第173-FZ「外国為替規制および外国為替管理について」）の第1条で定義されるものを指す。

- 16) 「小委員会」の活動内容や決定文書は、ロシア財務省のホームページ上で公開されている。

<https://minfin.gov.ru/ru/permission/79-81/>

- 17) K.セリャコフ、A.マトヴェエフ「ロシアにおける配当支払と株式・持分処分の規制」『ロシアNIS調査月報』（2023年2月号、87頁）。

- 18) K.セリャコフ、A.マトヴェエフ、前掲、87頁。

- 19) 例えば、2022年6月時点でロシア産業企業家連盟のショーヒン会長やシルアノフ財務相は市場評価額の50%以上の割引が妥当との見解を示していた。<https://www.kommersant.ru/doc/5435839>

- 20) A.クレショフ、S.アルテムエフ、S.ミラノフ「ロシアでの事業継続・縮退に伴う法的課題」『ロシアNIS調査月

報』(2023年4月号、86-87頁)。

- 21) <https://www.rbc.ru/economics/24/04/2023/644285689a79474f9f9e1232>
- 22) <https://www.vedomosti.ru/economics/news/2023/04/14/971056-siluanov-anonsiroval-vvedenie-naloga>
- 23) https://www.cbr.ru/analytics/finstab/ofs/4_q_2022_1_q_2023/
- 24) <https://www.kommersant.ru/doc/5901251>
- 25) A.クレシヨフ、S.アルテミエフ、S.ミラノフ、前掲、85頁。
- 26) <https://tass.ru/ekonomika/17593315>
- 27) <https://rosim.gov.ru/press/news/450147>

III. ロシアにおける外部管理の導入とその背景

はじめに

1年前の2023年4月25日、一定の条件下において「非友好国」企業のロシア子会社（の資産）に対して外部管理を導入することを可能にする大統領令が公布された。外部管理が入ると、ロシア子会社に対する各種権限を失い、企業活動をコントロールできなくなる可能性があるため、外資系企業の関係者の多くがこの動きに脅威を感じ、警戒を強めた。本稿では、ロシアにおける外部管理制度の経緯と導入事例を検証し、その特徴や問題点を整理する。

なお、本稿で言及される連邦法や大統領令、政府決定については、ほぼすべて日本語の仮訳がある。関心のある方は以下を参照されたい。

- ・ 関連法

https://www.jp-ru.org/federal_laws/

- ・ 大統領令・政府決定等

<https://www.jp-ru.org/laws/>

- ・ 関連法・大統領令等のDB

https://www.jp-ru.org/db/form_law/

1. 外部管理法案の提出と廃案

2022年3月以降、ロシアで活動する外資系企業の活動停止や撤退表明が相次ぐと、事態の推移に危機感を強めた与党「統一ロシア」の議員グループを中心にロシア議会下院において、外資撤退に歯止めをかけるための対抗措置が提案された。いわゆる外部管理法案である¹⁾。

外部管理法案（正式名称は連邦法案「組織運営の外部管理について」）は、2022年4月12日に与党「統一ロシア」の議員4名の連名でロシア議会国家院（下院）に提出された。同法案では、①「非友好国」の個人・法人が議決権付き株式もしくは25%以上の持分を有している企業、②ロシアおよびロシアの地域の経済で重要性を有する企業²⁾で、なおかつこれらの企業の活動停止が生産や売上の大幅な縮小や著しい損失（3分の1を超える従業員の解雇等）を発生させる場合、裁判所が任命する外部管財人による外部管理の対象になりうる（第1条）、とされた。

さらに同法案では、外部管理下におかれた事業体に関しては、当該企業の長または50%以上の株式（持分）の所有者（出資者）が事業の再開を保証しない場合、外部管財人が当該事業体を清算するか、株式（持分）を競売にかけ、売却することができることと規定している（第12条～第13条）。その際、競売の落札者は、①3分の2以上の雇用を維持し、②当該企業がロシアで行ってきた事業を1年以上にわたって継続することを義務づけられる（第13条）。

外部管理が入ると、外資系企業はロシア子会社に対する管理権を失い、撤退や縮小等を含

めた子会社の企業活動をコントロールできなくなる。それ故、同法案はロシアで活動する外資系企業にとって大きな脅威となった。外部管理法案に対しロシア政府関係者は概ね賛意を示した。だが、ロシアの財界（ロシア産業家企業家連盟やロシア商工会議所等）からの反対や慎重な意見が強く³⁾、同法案は2022年5月20日に下院で第1読会が開かれたのを最後に審議が再開されないまま、事実上、廃案状態になった。

2. 大統領令による外部管理の導入

(1) ロシア企業の欧州資産への外部管理

上述のとおり外部管理法案は事実上の廃案となり、外資系企業のロシア子会社に対する外部管理の問題は棚上げにされたかにみえた。だが、ロシア議会や政府、あるいは産業界の一部には外部管理導入への支持や待望論が根強く残っていた。その背景には、2022年以降、欧州（とくにドイツとポーランド）においてロシア企業の子会社の資産に対する外部管理の導入事案が何件も発生し、なかには所有者の同意なく処分（売却や国有化）される事例が発生した、という事情があった。

たとえば、ドイツでは、2022年6月に欧州最大級の地下ガス貯蔵施設を所有するガस्पロム子会社（Gazprom Germania GmbH）がドイツ政府の外部管理下におかれ、さらに同年秋に国有化されてしまった。また2022年9月には、ドイツ国内でロスネフチの子会社が運営する3つの製油所⁴⁾に対して外部管理が導入された。その他、2022年4月にはVTBの子会社（VTB Bank Europe）も外部管理下におかれた。

またポーランドでは、2022年11月に同国政府がヤマル～欧州ガスパイプラインのポーランド区間を所有する合弁企業（EuRoPol GAZ）におけるガस्पロムの持分（48%）を外部管理下におくことを決定したほか、2023年4月にはノヴァテクの子会社（NOVATEK Green Energy）を外部管理下におき、同年11月に第三者へ売却した、という情報もある⁵⁾。

これら欧州における動きに対して、ドイツ子会社の経営権を奪われたVTBのコースチン頭取や連邦安全保障会議のメドヴェージェフ副議長らが「目には目を、歯には歯を」の原則で対抗すべきだと主張、外資系企業のロシア資産に対する外部管理導入に向けて論陣を張った。

(2) 大統領令第302号の公布

こうした声に押される形で公布されたのが、2023年4月25日付ロシア大統領令第302号「ある種の資産の一時的管理について」である。同大統領では、「特別経済措置・強制措置法」と「非友好国対抗措置法」を根拠にして⁶⁾、一定の条件下で「非友好国」企業のロシア法人あるいは個人の資産を一時管理下におくことが可能とされた。

ここで言う「一定の条件」とは、①「非友好国」の領内に存在するロシアの法人あるいは個人の資産のはく奪や所有権の制限、②ロシア連邦の国家・経済・エネルギー分野の安全およ

び国防への脅威があった場合とされる（図表1を参照）。つまり、前者は欧米等でロシア資産が外部管理下におかれたり、接收されたりした場合の「報復措置」を想定している。後者は「安全や経済上の脅威」という広く解釈が可能な文言になっており、要するにロシア当局がやろうと思えば、どんな企業にも適用しうる。

そして、これら「一定の条件」がある場合には、ロシア領内にある「非友好国」の者の①動産と不動産、②有価証券（株式等）および定款資本金の持分、③財産権を、外部管財人（連邦国家資産管理庁）による一時的管理の下におくことができるとした。図表2に示すように、現時点まで7つの「非友好国」企業に属する20件の資産に外部管理が導入された実績があるが、現状において管理下におかれているのは②の「有価証券（株式等）および定款資本金の持分」のみである。つまり、現状での外部管理の目的は、株式や持分を差し押さえることによって、「非友好国」企業からロシア子会社における議決権を奪い、子会社をガバナンスできない状態にすることにある、と言ってよいだろう。

なお、外部管理を事実上の国有化、あるいは国有化の前段階とみる向きもあるが、大統領令第302号では、外部管財人には資産を処分する権利は与えられておらず、ロシア当局もこの措置についてはあくまでも資産を一時的に管理するものであって、接收の意図はないという点を繰り返し強調している（この点が外部管理法案と大統領令第302号の大きな違いである）。

上述のように、2024年3月末時点で7つの「非友好国」企業に属する20件の資産に外部管理が適用されている。以下では、具体的な適用事例を検証していきたい。

図表1 2023年4月25日付大統領令第302号の主な内容

1. 外部管理導入の前提条件	<p>1)「<u>非友好国</u>領内におけるロシアの法人・自然人に属する資産の所有権または財産権の剥奪や制限が発生した場合</p> <p>2)ロシア連邦の<u>国家安全、経済的安全、エネルギー安全その他安全への脅威</u>が発生した場合</p>
2. 管理下におかれうる資産	<p>1)「非友好国」の者（法人、個人）のロシア領内に存在する<u>動産および不動産</u></p> <p>2)「非友好国」の者に帰属する<u>有価証券（株式を含む）、有限会社の持分</u></p> <p>3)「非友好国」の者に帰属する<u>財産権</u></p>
3. その他の条件	<p>1)資産の外部管財人：連邦国家資産管理庁（大統領の指示により他の者を指定することも可能）</p> <p>2)外部管財人は、一時管理下にある資産の所有者として各種権限を行使するが、<u>資産を処分する権限はもたない</u>。</p> <p>3)一時的管理はロシア大統領の決定によって停止される。</p>

3. 一時的外部管理の実例

(1) 電力部門:UniperとFortum

2023年4月25日付大統領令第302号によって、外部管理の最初の対象となったのが、Uniper（独）とFortum（フィンランド）の子会社の資産（株式）である。

Uniperは独エネルギー大手E.ONから2016年に分社した会社で、ドイツ等で従来型発電（火力、水力）やガス取引に従事しており、ロシアとの関係ではガस्पロムから天然ガスを購入していたほか、2000年代のロシア統一電力システム（RAO UES）の分割民営化時に、RAO UESからE.ONが買収した電力会社（OGK4、後のユニプロ）を引き継いでいた。2017年からはFortum（後述）の子会社となったが、ウクライナ侵攻後、ロシアからのガス調達難とガス価格高騰から収益が急速に悪化し、2022年12月にドイツ政府によって国有化されている。

上述のように、Uniperはロシアでは電力事業（ユニプロ＝旧OGK4）をE.ONから引き継ぎ、スルグートやクラスノヤルスクなど5カ所に火力発電所を所有していたが、後に親会社となるFortumの方針（再生エネルギーへの集中）によりウクライナ侵攻以前からこれらを売却する計画をもっていた。だが、ウクライナ侵攻後、2022年8月5日付大統領令第520号や2022年11月9日付大統領指令第372号により売却のために必要となったロシア大統領の許可⁷⁾が得られず、売却計画は頓挫した。2022年11月、Uniperはユニプロに派遣していた役員を引きあげ、同社を連結決算の対象から除外した。

他方、Fortumは、RAO UESの分割民営化時にUES傘下の電力会社（TGK10、後のフォルトゥム）を買収し、チェリャビンスク州やハンティ・マンシ自治管区などに7カ所の火力発電所を所有しているほか、風力発電と太陽光発電の合弁事業に出資していた。ロシアによるウクライナ侵攻後の2022年5月、Fortumはロシアから撤退する意向を発表、子会社フォルトゥムから本社派遣の役員を引きあげた。

そして2023年4月25日付の大統領令で、ユニプロとフォルトゥムの株式に対する一時的管理が導入され、翌26日にはロシア国家資産管理庁の管理下で両社の新社長（ユニプロはロスネフチ、フォルトゥムはバシネフチの幹部経験者）が任命された。

大統領令が公布された翌26日、ペスコフ大統領報道官は記者会見で「この大統領令は非友好的な国々による攻撃的行動への対応であり、ロシア企業の国外資産に対する西側諸国の姿勢の写し鏡だ」と述べた。たしかに、この2件は最初の外部管理案件であり、見せしめ的要素がなかったとは言えないであろう。他方、この2件に共通する点は、子会社から役員を引きあげ、それと関係を断つといった行動にでて、子会社のガバナンスが危機に晒された（ようにロシアの当局者には映った）ということにある。電力会社は当該地域のライフラインを支える重要な役割を担っており、事態を重くみたロシア当局が自らの管理下においたということではなかろうか。

図表2 一時的外部管理の適用事例

	大統領令	対象となったロシア法人の親会社	外部管理の対象資産
1	2023年4月25日第302号	Uniper SE(独)	1) Uniper SE(独)に属するユニプロの株式の83.73%
2	2023年4月25日第302号	Fortum(フィンランド)の子会社	2) Fortum Holding B.V.(蘭)に属するフォルトウム(ロシア法人)の株式の28.348% 3) Fortum Russia B.V.(蘭)に属するフォルトウムの株式の69.8807%
3	2023年7月16日第520号 (2024年3月13日第186号で解除)	Danone(仏)の子会社	4) Produits Laitiers Frais Est Europe(仏)に属する株式会社ダノン・ロシアの普通株式832億9,249万3,000株 5) Danone Trade LLC(露)に属する株式会社ダノン・ロシアの普通株式8万5,000株
4	2023年7月16日第520号	Carlsberg(デンマーク)の子会社	6) Carlsberg Sverige Aktiebolag(スウェーデン)に属する有限会社バルチカの定款資本金の持分98.56% 7) 有限会社ホッピーユニオン(露、Carlsbergの100%子会社)に属する有限会社バルチカの定款資本金の持分1.35% 8) Carlsberg Deutschland GmbH(独)に属する有限会社バルチカの定款資本金の持分0.09%
5	2023年9月18日第686号 (2023年11月22日第888号により管財人をモスクワ市に修正)	Amedia(ノルウェー)の子会社	9) Amedia Eastern Europe AS(ノルウェー)に属する株式会社「プライム・プリント・モスクワ」の普通株式365万4,242株 10) Amedia Eastern Europe AS(ノルウェー)に属する株式会社「プライム・プリント・エカテリンブルグ」の普通株式14万株 11) Amedia Eastern Europe AS(ノルウェー)に属する株式会社「プライム・プリント・ノヴォシビルスク」の普通株式700株 12) Amedia Eastern Europe AS(ノルウェー)に属する株式会社「プライム・プリント・チェリャビンスク」の普通株式679万株 13) Amedia Eastern Europe AS(ノルウェー)に属する有限会社「プライム・プリント・ヴォロネジ」の定款資本金の持分56%
6	2023年12月22日第982号	Delance Ltd.(キプロス)とその関連会社	14) DELANCE Ltd.(キプロス)に属する株式会社ロルフの普通株式6億6,075万9,610株 15) 株式会社ロルフ(露)に属する有限会社ロルフ・モータースの定款資本金の持分99% 16) DELANCE Ltd.(キプロス)に属する有限会社ロルフ・モータースの定款資本金の持分1% 17) 株式会社ロルフ(露)に属する有限会社ロルフ・エステート・サントペテルブルグの定款資本金の持分99% 18) DELANCE Ltd.(キプロス)に属する有限会社ロルフ・エステート・サントペテルブルグの定款資本金の持分1% 19) 株式会社ロルフ(露)に属する有限会社ロルフ・テックの定款資本金の持分100%
7	2024年2月19日第133号	DMG森精機(日独)の関連会社	20) Gildemeister Beteiligungen GmbH(独)に属する有限会社ウリヤノフスク工作機械製造工場の定款資本金の持分100%

UniperとFortumは、ロシア当局による外部管理導入を二国間の投資保護協定⁸⁾やエネルギー憲章条約に違反するものとして、ロシア当局を提訴する姿勢を示している。だが、裁判の具体的な場所や日程は明らかにされていない。

(2) 食品部門:DanoneとCarlsberg

2023年7月16日、大統領令第520号によってDanone（仏）の子会社に属する株式会社ダノン・ロシアの株式と、Carlsberg（デンマーク）の子会社に属する有限会社バルチカの定款資本金の持分に対して外部管理が導入された。この2社に共通する特徴は、①雇用の規模（ダノン・ロシアが1万人以上、バルチカが約8,500人）と②市場シェア（前者が乳製品市場で業界1位、後者がビール市場で2位）が大きいという点である。ロシア当局がこの2社へ外部管理を適用した理由も、両社が去った後の雇用と市場に与える影響を考慮してのことと考えられる。しかしながら、外部管理導入後の2社の対応には、以下に述べるように大きな違いがあった。

フランスの食品大手Danoneは、ロシアでは1994年にトリヤッチに最初の生産拠点を構築して以降、合併等によりロシア各地に13の工場を所有、ダノン・ロシアで雇用される従業員は1万人以上に達した。ウクライナ侵攻後、Danoneは出荷品目の削減、新規投資の停止と段階的にロシア事業を縮小していき、2022年10月にダノン・ロシアの株式25%を保持しつつ、残りの株式を買戻し付きの条件で売却する方針を発表した。売却候補として数社（AFKシステム、ルスアグロ、チェルキゾヴォ・グループ等）が関心を示したが、条件が折り合わなかったか、あるいは当局の意に染まなかったのか⁹⁾、売却成立には至らなかった。

結局、2023年7月16日、大統領令によってDanone（仏）の子会社2社に帰属する株式会社ダノン・ロシアの株式が国家資産管理庁の管理下におかれてしまう。さらに7月18日、ダノン・ロシア新社長にチェチェン共和国のカディロフ首長の甥（ザクリエフ同共和国官房長官）が任命されたことも、Danoneや欧州の企業関係者にショックを与えた¹⁰⁾。

とはいえ、Danone側はダノン・ロシア（2022年8月以降はHealth & Nutritionに社名変更、略称H&N）の旧経営陣をそのまま残して職務に当たらせ、資産と従業員を守りながら粘り強く売却の可能性を追求した。その結果、ヴァミン・タタルスタン社が市場価値評価額（500億ルーブル）の65%ディスカウント価格（177億ルーブル≒1億9,150万ドル）でH&Nの株式を買収する提案をロシア農業省に提出した¹¹⁾。おそらく同案はロシア当局に受け入れられたのであろう。2024年3月13日、プーチン大統領が大統領令第186号に署名し、H&N（旧ダノン・ロシア）に対する外部管理を解除した。これは外部管理に関する初の解除事例になった。売却成立には、まだ農業省と外国投資政府委員会の承認を待たなければならない。だが、外部管理を解除したということは、大統領自身が売却を容認したことを意味する。Danone側としては100%満足とはいかないまでも、苦難を乗り越えた末に何とか売却へ漕ぎつけたところであろう。

一方、こじれにこじれているのがCarlsbergの事例である。ロシアを代表するビールメーカー

一であるバルチカ社は、Carlsberg（本社デンマーク）が関連会社を通じて100%所有する会社である。バルチカは1990年にサンクトペテルブルグで国有企業として設立された。2000年からCarlsbergが複数の子会社を通じて出資をはじめ、2008年にマジョリティ（85%）をとり、2012年以降は100%所有の完全子会社とした。現在、ロシア国内に8つの工場を所有し、約8,500人の従業員がBaltikaをはじめTuborgやHolsten、Kronenbourg 1664など50以上のブランドのビールや非アルコール飲料を製造している。

ウクライナ侵攻後、2022年3月末にCarlsbergはロシアから撤退し、ロシア事業（バルチカ）を売却する意向を表明した。売却候補としてはAB InBev Efesなど複数の名前があがったが、2023年6月末、Carlsbergはアルネスト・グループ（ロシアの香水・化粧品メーカー）にバルチカを売却することで合意したと発表した¹²⁾。しかし、これはロシア当局の容認するところとならなかった。そして、7月16日には大統領令によってバルチカに対する外部管理導入が発動された。翌7月17日にはバルチカの新社長としてタイムラズ・ボルロエフ氏が任命された。同氏は1991～2004年（つまりCarlsbergがマジョリティをとる以前）にバルチカの社長だった人物である。

これに対し、Carlsberg側はロシア当局の行為を投資保護協定（スウェーデン、デンマーク、ドイツとロシア間の）に反する“違法な接収”と断じ、2023年8月初め、ロシア政府へ同社の被った損害と損失に対する補償を求める書簡を送付した（翌9月、ロシア財務省は補償を拒絶する旨をCarlsbergに通知した）。

またCarlsberg側は、2023年9月29日、子会社であるバルチカ社に対し、Carlsbergグループのブランド製品の製造・宣伝・販売等に関するライセンス契約を一方的に破棄すると通告、この対応を2023年7月16日付大統領令への対抗措置だと声明した。契約破棄で大打撃を受けるバルチカは、ブランドの商標使用权の継続を求めてペテルブルグ・レニングラード州商事裁判所に提訴、10月19日、同裁判所は暫定措置ながらバルチカ側の訴えを認めた（その後12月にCarlsberg側によるライセンス契約の一時的破棄を無効とする第一審判決が下った）。

さらに2023年11月にはバルチカの前社長と前副社長が突然逮捕されるという事案が発生した。7月17日に両者がベラルーシ、カザフスタン、アゼルバイジャンに所在するCarlsberg子会社に対し、その時点ではバルチカに帰属した商標使用权と旧ソ連圏・モンゴルへの輸出販売権を、新経営陣の許可なしに譲渡した、というのが理由である（新経営陣の言い分では取引当時、前社長と前副社長はすでに解任されており、取引を行う権限をもっていなかった）。バルチカにとっては、この譲渡が認められると売上の7%を占める旧ソ連圏への輸出収入を失うため、譲渡無効を求めてサンクトペテルブルグ・レニングラード州商事裁判所で訴訟を起こすとともに、ヴァイノ大統領府長官に対し、旧ソ連各国の特許機関へ譲渡無効を働きかけるよう訴えた¹³⁾。

このようにCarlsbergの事案は商標権や販売を巡って親会社（Carlsberg）と子会社（バルチカ）が激しく対立し、裁判や権力機構を巻き込んだ泥沼の様相を呈している。

(3) 政権との対立:AmediaとRolf

AmediaとRolfに関する外部管理は、かなり政治的要素の強い事例である。2023年9月18日付大統領令第686号によって、ノルウェーのメディア企業Amediaの子会社に帰属する5つの印刷会社（プライム・プリント・モスクワほか）の資産が外部管理の対象となった。これらの印刷会社ではプーチン政権に批判的なことで知られる新聞「ノーヴァヤ・ガゼータ」が印刷されていた（2006年に暗殺されたアンナ・ポリトコフスカヤ記者も同紙に在籍していた）。ウクライナ戦争勃発後、「ノーヴァヤ・ガゼータ」は侵攻を批判する論陣を張ったことで、ロシア当局から強い圧力を受け、2022年3月28日に休刊に追い込まれた。

その直後の2022年4月、Amediaはプライム・プリントの4つの印刷会社を「ノーヴァヤ・ガゼータ」のドミトリー・ムラトフ編集長（2021年のノーベル平和賞受賞者）に譲渡する意向を表明した。だが、これがロシア当局に認められないことは誰の目にも明らかだった。そこでムラトフ編集長および「ノーヴァヤ・ガゼータ」は、プライム・プリント各社の経営陣や従業員集団にMBOの形で移譲する方法を模索していた。そうした流れの中で2023年9月1日にロシア司法省によるムラトフ氏の「外国エージェント」指定があり、9月18日には上記の大統領令が公布された。なお、2023年11月22日には大統領令第888号によってプライム・プリント各社の外部管財人が国家資産管理庁からモスクワ市政府に移管されているが、その背景についてはほとんど情報がない。

ロルフのケースも極めて政治的要素が強い。株式会社ロルフは1991年にセルゲイ・ペトロフ氏が創業した自動車のディーラー会社で、三菱自動車の公式ディーラーに指定されたことで急成長したことはご承知の方も多いただろう（その後、Hyundai、Mazda、Mercedes-Benz、Toyotaなど取扱いブランドを増やしていった）。株式会社ロルフはキプロスのDelance Ltd.の100%所有下にあるが、Delanceの所有者はペトロフ氏の親族とされており、ロルフは事実上ロシア出自のペトロフ氏を実質的なオーナーとする企業と言える（形式上、ロルフの親会社の国籍が「非友好国」のキプロスであることから、2023年4月25日付大統領令第302号がロルフにも援用されることになったと考えられる）。

2007～2016年にペトロフ氏は「公正ロシア」選出の国家院（下院）議員を務めているが、その間の行動や発言が問題とされたらしい。独立系メディアによると、ペトロフ議員は2011年12月の下院選挙での不正疑惑に抗議する大規模な反政府デモへ参加し¹⁴⁾、2014年3月のクリミア併合にも否定的な態度を示すなど、政権への批判的かつリベラルな言動で知られた。そうした言動のために政権から目を付けられたということであろう。2016年に議員をやめてロルフに戻ったが、2019年6月、ロルフ幹部とともに40億ルーブルを不正に国外へもち出したとして刑事告訴され、指名手配された（当時、ペトロフ氏は国外におり、その後ロシアには戻っていない）。その後、ペトロフ氏側はロルフを第三者へ売却する意向を示していたものの、今回の外部管理導入によって、自身の会社へのコントロールを失った。ロシア当局はロルフ資産の接収も視野に入れている模様だ。

プライム・プリントとロルフの事例は、外部管理が政敵や政権批判者に対する懲罰ツールにもなりうる、ということを示唆している。

(4) 工作機械:DMG森精機

2024年2月19日付大統領令第133号により、Gildemeister Beteiligungen GmbH（独DMG MORI Aktiengesellschaftの子会社で、DMG森精機の孫会社）に属する有限会社ウリヤノフスク工作機械工場（製造された製品はDMG MORIブランドで出荷）の定款資本金の持分100%がロシア国家資産管理庁の一時的管理下におかれた。本件の背景等については情報が非常に少ない（日本企業の関連会社への外部管理導入事例にもかかわらず、日本のメディアでこのニュースを報じたところは1件もなかった）。

ウリヤノフスク工作機械工場は、森精機との統合前の独Gildemeister(DMG)が主導して2012年にウリヤノフスク市のザヴォルジエ工業団地において建設が始まり、DMG森精機発足後の2015年9月に開業した（年産能力1,200台）。ロシアでは25年ぶりに建設された本格的な工作機械工場であった。だが、ロシア・ウクライナ戦争が勃発したことにより、2022年3月初め、DMG森精機はウリヤノフスク工作機械工場における生産中止を発表した。また約200人いた工場従業員のうち約190人が解雇され、残る9名は建物の管理と安全確保にあたっていることが公表された¹⁵⁾。他方、同社は、生産中止後、工場に関する処置（売却や清算等）の方針については明らかにしていない。

図表3 外部管理の各事例の特徴

親会社	企業の特性	外部管理導入前の状況	外部管理導入後の変化
Uniper	・ライフライン産業(電力)	・本社派遣役員の引きあげ ・連結決算の対象から除外 ・売却困難(大統領承認案件)	・外資側が訴訟の意向
Fortum	・ライフライン産業(電力)	・本社派遣役員の引きあげ ・売却困難(大統領承認案件)	・外資側が訴訟の意向
Danone	・雇用と市場シェアが大	・バイバック条件での売却模索 ・縮小するも活動継続	・旧経営陣が残存・活動 ・外部管理の解除、売却へ
Carlsberg	・雇用と市場シェアが大	・売却合意するも不成立 ・活動継続	・子会社との対立 ・旧経営陣の逮捕 ・複数の裁判(商標権等)
Amedia	・政権批判メディアと関係強	・政権批判者への譲渡意思 ・MBOの追求	・外部管財人の変更
Delance (Rolf)	・オーナーが政権と対立 ・事実上のロシア企業	・オーナーの起訴・指名手配	・国による資産接收の動き
DMG MORI	・戦略重要製品(工作機械)	・生産中止 ・従業員の解雇	・再稼働の動き ・親会社からの反応なし

生産が2年間ストップした状況の中で、2024年2月19日に大統領令第133号が公布された。有限会社ウリヤノフスク工作機械工場の新社長には、工作機械工場スタンなどでCEOの経験をもつロマン・ブカレフ氏が任命された。3月11日、ブカレフ新社長と面談したウリヤノフスク州のルスキフ知事は「2年間の操業停止は重大な事態で、私は連邦政府に生産再開を何度も訴えた」、「我々は工場の新経営陣に対し、必要なあらゆる支援を提供するつもりだ」と述べ¹⁶⁾、地元政府を中心にロシア側が再稼働に強い意欲をもっていることが明らかになった。事情に詳しいある専門家は、ウリヤノフスク工作機械工場の外部管理導入の背景について「軍需生産に工作機械は不可欠であると同時に、工作機械製造はロシアがもっとも不得手とする部門だ」と指摘し、「ロシアの現状にとって死活的に重要な工作機械を確保する必要性があったのではないか」と語った¹⁷⁾。なお、今回の子会社への外部管理導入に関し、DMG森精機およびドイツ子会社(DMG MORI Aktiengesellschaft)はこれまでコメントを発表せず、沈黙を保っている。

おわりに

以上みてきたように、ロシアにおける外部管理導入は、①「非友好国」におけるロシア資産に対する外部管理や接収、②国家・経済・エネルギー上の安全への脅威が生じた場合への対応として導入されると規定された。

当初は、欧米でのロシア資産への外部管理や接収の動きを背景に①の報復的意味が強調されがちであった。しかし、実際の適用例をみると、明白な報復措置と認識しうるケースはほとんどない。そのため、ほとんどの事例は②の「国家・経済・エネルギー上の安全への脅威」への対応と考えられる。だが、その際、「脅威」の解釈範囲は広く、これまで対象となった企業の諸条件を比べても、一定の共通性や法則性を見つけることは難しい(図表3)。ペスコフ大統領報道官は「(外部管理に関する)決定はすべてケース・バイ・ケースで行われており、そこに何らかの傾向はない」と指摘しており¹⁸⁾、おそらくその通りなのだろう。

また、シルアノフ財務相は、外部管理は「当該企業が社会的義務を履行せず、ロシアの法令を違反した例外的なケース」に限られると言及している¹⁹⁾。要するにロシア当局も慎重なのだ。一時的とはいえ企業を管理下におけば、ロシア当局がその雇用や経営に責任をもたなければならない。ロシア政府にとって、これは大きな負担となる。裁判リスクも増えるだろう。ロシア当局の慎重さは、何よりも外部管理の適用件数の少なさに現れている。

したがって、現状では、外部管理は慎重かつ極めて限定的に導入されており、外資系企業が当初懸念したほどの大きな脅威はないと判断しうる。ただし、現在、EUでは凍結されたロシア資産(の運用利益)をウクライナ支援に投入するという案が検討されており、それが実現した場合、ロシア側がどのように反応するかについては、注意を要するところである。

【注】

- 1) 下院第1読会時点の外部管理法案の原文は以下を参照：<https://sozd.duma.gov.ru/bill/104796-8>
- 2) 第1読会時点（2022年5月）の外部管理法案は「ロシア経済にとって重要性を有する企業」を、①必需品の生産に従事している、②特定市場で独占あるいは寡占的地位を占める、③企業城下町を形成する、④公共調達における唯一のサプライヤーである、⑤事業停止によって人命損失や不当な価格上昇等の不利益を生む可能性がある企業と規定している（第1条6項）。
- 3) ロシア産業家企業家連盟（RSPP）は、外部管理法案が、①外部管財人に対象企業の業務上のあらゆる機密（個人情報情報等）を入手する無制限の権利を与えている点（第8条5項および6項）、②対象企業の株式（持分）の購入について外部管財人が優先的取得権をもつ点（第13条15項）を含むなど、「悪用されるリスクが散見される」とし、その内容に異論を唱えた。<https://www.vedomosti.ru/politics/articles/2022/06/17/927031-zakonoproekt-o-vneshnem-upravlenii>
- 4) 3つの製油所とは、①シュヴェットのPCK Raffinerie（ロスネフチの持分は54.17%）、②カールスルーエのMiRo（同24%）、③フォーブルグのBayernoil（同28.57%）で、3つの製油所でドイツの石油精製能力全体の12%を占めていた。<https://www.kommersant.ru/doc/6560726>
- 5) <https://www.vedomosti.ru/business/articles/2023/12/26/1012952-kak-inostrannie-aktivni-popali-pod-vneshnee-upravlenie>
- 6) ただし、特別経済措置・強制措置法（2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」）と非友好国対抗措置法（2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他外国の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」）には、外部管理の法的根拠を直接裏付ける内容の条項はない（そのために外務管理法が必要だったわけだが、事実上廃案となった）。

この法的根拠の弱さを補完するために、ロシア当局は2023年末に非友好国対抗措置法を修正し、「ロシア連邦の経済主権と経済安全保障を確保するための対応（対抗）措置」として「ロシア大統領にロシア領内にある「非友好国」の者の①動産と不動産、②有価証券（株式等）および定款資本金の持分、③財産権に関し、一時的管理を導入する権限を与える」という一文が同法第4条の2に加えられた（2023年12月19日付連邦法第600-FZ号）。

特別経済措置・強制措置法と非友好国対抗措置法の内容については、拙稿「『非友好国』企業の撤退を巡るロシアの対抗措置」（本誌2023年7月号、92～103頁）を参照。
- 7) 2022年8月5日付ロシア大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する金融および燃料エネルギー領域における特別経済措置の適用について」が公布され、「非友好国」に関連する①燃料エネルギー部門の設備メーカー、電力会社、石油精製企業等、②金融機関の株式（持分）の取引を原則禁止とし、ロシア大統領の許可がある場合にのみ取引を認めるということになった。また2022年11月9日には、大統領指令第372号が公布され、UniperやFortumなど大統領の許可が必要なロシア子会社や出資法人が191社リストアップされた。詳しくは上掲拙稿を参照。
- 8) Uniperの場合には独ロ投資保護協定、Fortumの場合にはスウェーデン、オランダとロシアの投資保護協定に基づく。
- 9) 2022年9月8日付大統領令第618号（有限会社）と同年10月15日付大統領令第737号（株式会社）によって、「非

友好国」の法人・自然人の支配下にあるロシア法人の株式や持分を処分するにあたっては、外国投資実施状況監督政府委員会と管轄省庁（食品の場合は農業省）へ申請し、許可を得ることが必要になった。詳しくは、上掲拙稿を参照。

- 10) 独立系ロシア・メディアによると、ザクリエフ新社長は会社には時々顔を出す程度で、経営は基本的に旧経営陣にまかせているという。 <https://meduza.io/feature/2023/12/08/danone-posle-natsionalizatsii-vse-esche-nadeetsya-prodat-svoi-rossiyskie-aktivy>

別の独立系ロシア・メディアは、チェチェン共和国のカディオフ首長が、手勢を送り込み、売却を仲介することで手数料（売却額の最低10%）を手に入れるつもりなのだと指摘している。

<https://www.themoscowtimes.com/2024/02/21/danone-seeks-to-sell-russian-operations-to-chechen-linked-businessman-ft-a84188>

- 11) 2022年12月22日付外国投資管理委員会小委員会議事録118/1号により、「非友好国」企業が子会社の資産を売却する場合、「第三者鑑定人による資産価値評価額の50%以上の値引きを行わなければならない」と規定された。

- 12) バルチカ買収に失敗したアルネスト・グループは、その後、2023年8月末にHeineken（蘭）のロシア事業（7つの工場、20ブランド）を1ユーロで購入した。 <https://www.forbes.ru/biznes/495208-heineken-prodal-svoi-aktivy-v-rossii>

- 13) その後、ヴァイノ長官の意を受けたロシア知的財産庁が旧ソ連各国とモンゴル当局に働きかけた結果、2024年2月現在、キルギス、タジキスタン、モンゴルがこれに応じる構えをみせている。

<https://www.vedomosti.ru/business/articles/2024/02/12/1019705-rospatent-vstupilsya-za-prava-baltiki-v-stranah-bivshego-sssr-i-mongolii>

- 14) <https://meduza.io/news/2023/12/22/putin-podpisal-ukaz-o-peredache-pod-upravlenie-gosudarstva-avtodilera-rolf>

- 15) 2022年10月25日付DMG森精機プレスリリース。 https://www.dmgmori.co.jp/corporate/news/pdf/20231025_russia.pdf

- 16) <https://ulpressa.ru/2024/03/11/zadacha-vyjti-na-proektiruemye-moshchnosti-v-ulyanovske-perezapustit-byvshij-zavod-dmg-mori/>

- 17) 2024年2月26日～28日に筆者がモスクワで行った聞き取り調査より。

- 18) <https://www.kommersant.ru/doc/6563965>

- 19) <https://www.rbc.ru/rbcfrenews/654a09f09a7947735e5e4c9a>

5e5e4c9a

IV. ウクライナ侵攻後のロシア進出企業の国別対応比較

はじめに

ロシアがウクライナに侵攻を始めてから2年が経過した。2023年6月4日にはウクライナ軍の反転攻勢が始まったものの、ウクライナ側による領土奪還は難航を極めており、戦争の長期化が避けられない見通しとなっている。他方、ロシアがウクライナに侵攻したことで、ロシアにおいて活動していた外資系企業にとってのビジネス環境は一変することになった。

以下では、米イエール大学が発表している資料 (<https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>) に基づいて、ウクライナ侵攻後のロシアにおける外資系企業の動向を概観する。イエール大学の資料は、これまでみている限り、米欧の企業の動向に関しては、かなり広く情報を網羅しているように思えるが、アジア勢（日本、韓国、中国等）については、言語上の問題もあるせいか、全体として米欧企業ほどの精度で捕捉はなされていないという印象が強い。とはいえ、本稿のテーマに関し、現状においてソースとして利用しうるデータは、イエール大学の資料ぐらいしかないことから、上記のような制約があるという点を念頭に入れながら、本稿をお読みいただければ幸いである（2022年10月まではロシアの戦略発展センターが同様の資料を不定期に発表していたが、公表を止めてしまった）。

1. 外資系企業の活動への影響要因と全体動向

今回のロシア・ウクライナ戦争に際して、外資系企業の活動に対して、とくに強い影響を与えたファクターとしては、以下の3つを指摘することができる。

第1に、道義的動機およびレピュテーション・リスクである。今回のロシア・ウクライナ戦争は、主権国家ウクライナに対するロシアによる全面的な武力行使であり、極めて明白な侵略行為であった。とくに2022年4月初めに発生した「ブチャの虐殺」は国際社会に衝撃を与えた。これらの事実により、ロシアにおける外資系企業の多くは、このような行為を行ったロシアという国で活動することについての可否を自らに問うことを迫られると同時に、ロシアでビジネスを続けることに対する世論やメディアからの批判や非難に晒されるリスクを負うことになった。

第2に、G7を中心とする「西側諸国」による大規模な対ロ制裁である。ウクライナ侵攻以後、西側諸国によって発動された対ロ制裁は、金融（ロシアの主要銀行との取引制限やこれら銀行のSWIFTからの排除）、貿易（広範な品目の輸出入規制）、サービス（ロシアでの法務・会計コンサルやエンジニアリングの禁止）、運輸・物流（ロシア船舶のEU諸港への寄港やロシアの貨物トラックのEU入域制限）など幅広い分野に及び、それらの制裁措置によって、ロシアにおける外資系企業（とくに制裁発動国である西側諸国の企業）の活動は多大な制約

を受けることになった。

第3に、ロシア当局による対抗措置の影響である。第1と第2のファクターは、外資系企業のロシアにおける活動の制限あるいは停止（究極な形態としてはロシアからの撤退）を促す要因になるが、ロシア当局はそれに対抗するために、「非友好国」企業のロシア子会社に対する資産処分制限（政府許可制への移行）や一時的な外部管理（独Uniperや仏Danoneなどのロシア法人がその対象となった）、あるいは「撤退税」の課税といった措置を導入した。こうしたロシア当局の対抗措置は、外資系企業のロシアでの活動制限や撤退を抑止する効果を発揮した。とくに、ロシア子会社の資産処分に関しては、ロシア当局の許可を取得することが容易ではなく、外資系企業の撤退の大きな阻害要因となっている。

図表1は、イェール大学が発表している資料に基づいて、2022年10月末時点と2023年9月初め時点のロシアにおける外資系企業の活動状況を比較したものである。全体として9割近くの外資系企業が、新規投資等の停止や事業活動の縮小を含めて、ロシアにおいて何らかの形で活動を制限し、通常の事業活動を行えない状況になっている。そして、このことは今回の戦争が企業活動へ如何に大きな影響を及ぼしているかを物語っている。

2023年9月1日時点で、外資系企業全体の65.5%が活動を停止（一時停止＋撤退）している。このうち「撤退」を表明している企業は、この約10カ月で10ポイント以上増加し、全体の33.7%を占めるに至った。他方、多大な制限を受けながらも、ロシアで何らかの形で活動を続けている外資系企業（活動継続＋新規投資等停止＋活動縮小）の割合は、2022年10月末の38.5%から2022年9月1日には34.5%に減ったものの、当初予想されていたほどの大幅な減少は観察されていない。厳しい制約条件の中で、外資系企業の3割強が現在も何らかの形で活動を続けているということである。活動を「一時停止」している企業は、登記上は組織として存続しているが、基本的には事業活動を行わず、いわば「休眠」あるいはそれに近い状態にあると言ってよい。

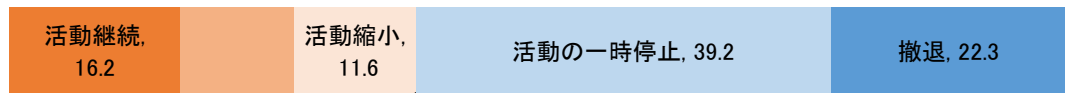
したがって、2023年9月初め時点のロシアにおける外資系企業は、①何らかの形で活動（活動継続＋新規投資等停止＋活動縮小）している企業（34.5%）、②一時的停止状態（休眠）にある企業（31.8%）、③撤退を表明した企業（33.7%）にほぼ3分される。なお、活動を「一時停止」している企業に対しては、活動を再開するか、資産をロシア企業に譲渡するかを迫る、ロシア当局による圧力が強まる傾向があり、今後時間を経過するにつれて、②の一時的停止状態（休眠）にある企業の比率は縮小していく可能性がある。

2. 外資系企業の国・地域別の対応の差

上述のように、2023年9月初め時点でロシアにおける外資系企業の活動は、全体として、①何らかの形で継続、②一時停止（休眠）、③撤退表明にほぼ均等に3分されているが、国別・地域別にみると、様相は異なり、国・地域による特性が色濃くでている。

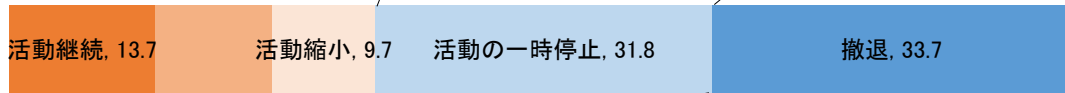
図表1 ロシアにおける外資系企業の活動状況(構成比 %)

2022年10月27日時点



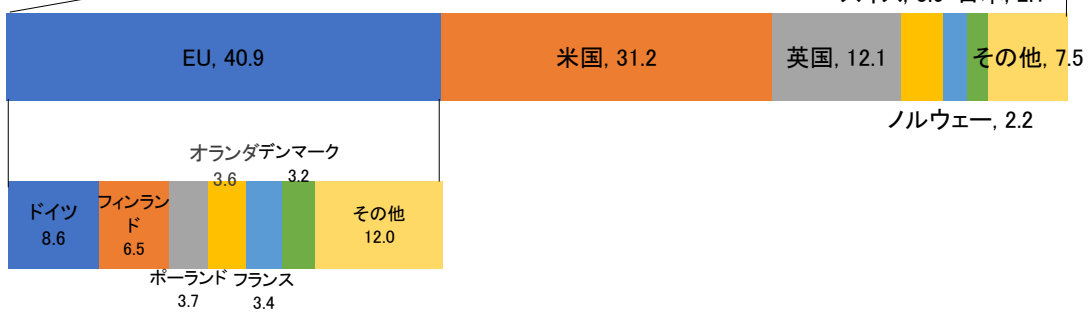
新規投資等停止, 10.7

2023年9月1日時点(1586社)



新規投資等停止, 11.0

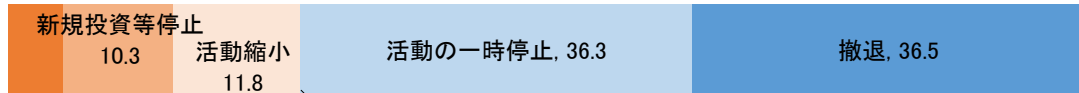
撤退の内訳(535社、2023年9月1日時点)



(出所)イェール大学: <https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>

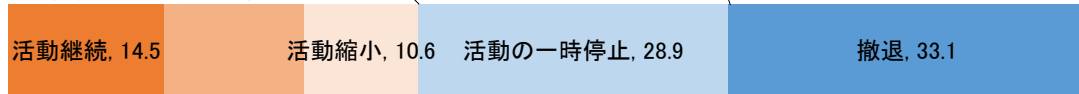
図表2 ロシアにおける外資系企業の国別活動状況(構成比 %)

米国(457社、2023年9月1日時点)



活動継続, 5.0

EU(662社、2023年9月1日時点)



新規投資等停止, 13.0

日本(76社、2023年9月1日時点)



新規投資等停止, 13.2

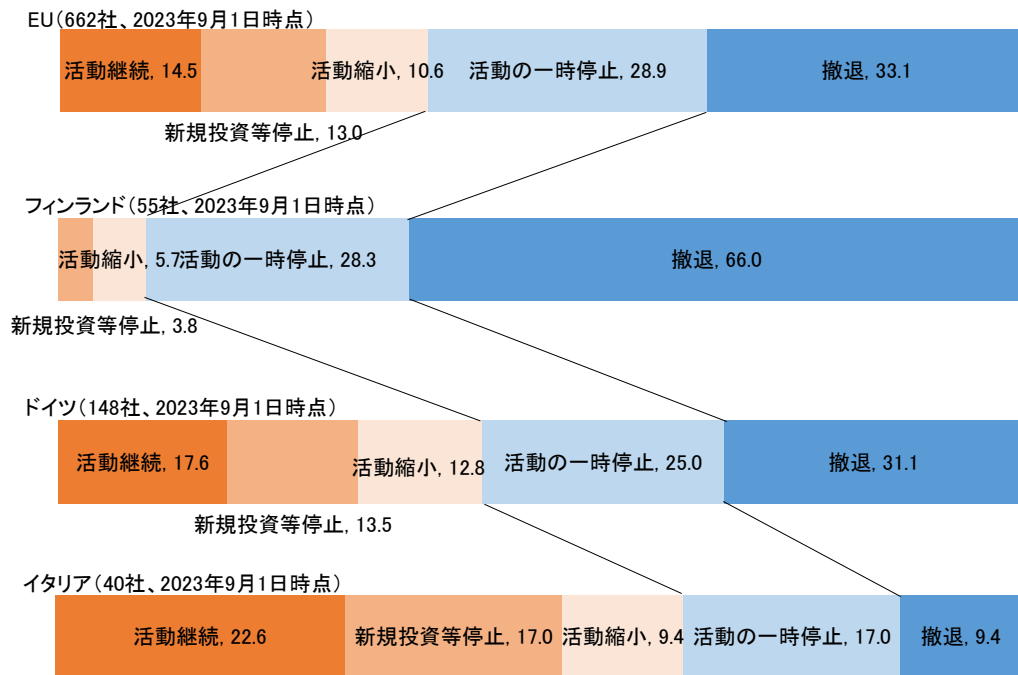
中国(53社、2023年9月1日時点)



活動縮小, 1.9 撤退, 1.9

(出所)イェール大学: <https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>

図表3 ロシアにおけるEU企業の国別活動状況(構成比 %)



(出所)イェール大学: <https://som.yale.edu/story/2022/over-1000-companies-have-curtailed-operations-russia-some-remain>

例えば、図表2にみるように、ウクライナ侵攻後のロシアにおける米国企業の行動の特徴は、何からの形で活動（活動継続+新規投資等停止+活動縮小）している企業（27.1%）、とくに通常通り「活動継続」している企業（5.0%）の比率が非常に低く、逆に撤退を表明している企業（36.5%）のシェアが平均と比べて高いことにある。米国と同じように、ロシアでの活動を止め、撤退を表明している企業の比率が高いという傾向は、英国（何らかの形で活動：14.1%、一時的停止：33.6%、撤退：52.3%）、カナダ（何らかの形で活動：6.3%、一時的停止：37.5%、撤退：56.3%）、オーストラリア（何らかの形で活動：8.3%、一時的停止：25.0%、撤退：66.7%）といったアングロ・サクソン諸国の企業に共通している。これらの国々は、ロシアによるウクライナ侵略に対して最も厳しい姿勢で臨んでいる。とくに米国と英国は、自由・民主主義・人権といった普遍的価値の世界的な意味での牙城かつ積極的伝道者であり、その価値観はコンプライアンスの徹底等を通じて企業にも浸透している。こうした事情から、今回の事態に際しては、米英の企業は、「撤退」という選択肢を受動的にではなく、むしろ能動的に選んだところも少なくないのではないかと推測される。

他方、ロシア市場において外資として最大勢力であるEUの企業は、撤退を表明している企業の比率（33.1%）もそれなりに高いが、同様に、何らかの形で活動（継続+新規投資等停止+縮小）している企業（38.1%）の割合も高い点が特徴である。EUは、米英と同様に、ロシアに対して苛烈な制裁を科しており、欧州各国の世論も今回のロシアの行為に対して非常に厳しい（「ブチャの虐殺」以降はとくに）。そのため、こうしたEUおよび各国の当局や世論からの圧力を背景にロシアからの撤退を決断する欧州企業も少なくない。一方で、欧州企業

は、ソ連解体後、いち早くロシア市場に進出し、これまで同市場へ行った投資の規模も大きい。企業によっては事業ポートフォリオに占めるロシアのポジションが高く、当該企業にとってロシア事業が死活的に重要なところも多い（欧州勢には、ロシア専門で事業活動を行う中小・中堅企業も少なくない）。したがって、米英の企業などと比べて、ロシアに残存する方向へのベクトルもかなり強いと考えてよいだろう。ただし、後述するように、EU内でも国ごとにみると、対応の差が大きく、必ずしも一様ではない状況が見てとれる。

日本企業の動向については、何らかの形で活動（活動継続＋新規投資等停止＋活動縮小）している企業の比率（36.9%）は平均とそれほど差がない。だが、日本企業の場合、①撤退を表明している企業（14.5%）の比率が明らかに低く、②活動を一時停止させている企業の割合（48.7%）がかなり高いことが特徴としてあげられる。撤退した欧米企業の中には、契約期間半ばで契約を一方的に破棄したことで、ロシア側の契約当事者から訴訟を起こされているケースも少なくない。日本企業の多くは、「休眠」を含めてロシアでの活動を当面ストップし、上記のような訴訟リスク等の事情を考慮に入れながら、今後の経営判断を慎重に進めていこうとしている様子が見てとれる。上述のように、ロシア政府はこの1年半の間に外資撤退の阻止・抑制対策を整備してきた。他方、最近の動きとしては、配当送金の部分的容認などロシアで活動を継続する外資系企業への優遇・懐柔策を強化する動きがみられる。今後、活動継続企業への対策がひと段落した段階で、ロシア当局の対応が、一時停止（休眠）している外国企業への対策にいずれシフトしてくる可能性は十分にありうる（休眠企業は、付加価値を何も生み出さないわけだから、ロシア当局が再稼働やロシア企業への事業譲渡を迫ってくるケースが増えてくるかもしれない）。その際、日本企業はどのような対応をすべきか、あらかじめシュミレーションをしておく必要があるのではないだろうか。

なお、欧米や日本の企業と対照的な動きをみせているのが中国企業である。中国は対ロ制裁に参加せず、ロシア側からは「友好国」として待遇されている。当然ながら、レピュテーション・リスクや制裁及びロシア側の対抗措置による影響も西側企業に比べるとずっと少ない。こうした状況を反映して、図表2に示すとおり、中国企業の撤退（1.9%）はごくわずかで、約8割の企業がロシア市場において、これまでと変わらず活動を続けている。それどころか、現下の状況は、中国企業に大きなチャンスをもたらしている。ロシア市場から西側企業が撤退して空白になった市場（例えば、自動車や建設機械、家電、スマートフォン等）を易々と手に入れられる状況が発生しているからだ。ロシア当局による中国企業への期待も日を追うごとに大きくなっており、撤退する欧州や日本の自動車メーカーの工場を基盤として中国の自動車メーカーを誘致する動きも始まっている（例えば、旧日産サンクトペテルブルグ工場を巡る奇瑞汽車〔Chery〕の動きなど）。なお、同じくロシアにとって「友好国」であるインド（何らかの形で活動：80.0%、一時的停止：10.0%、撤退：10.0%）やトルコ（何らかの形で活動：100.0%）の企業も、進出数は少ないものの、ほとんどがロシアに残り、活動を続けている。

3. 一枚岩ではないEU

上述のようにEU勢は、撤退を表明している企業の比率もそれなりに高いが、同様に何らかの形で活動している企業の割合も高い。その典型がドイツ（何らかの形で活動：43.9%、一時的停止：25.0%、撤退：31.1%）で、ドイツ国内におけるロシアへの厳しい世論を背景に撤退を表明するドイツ企業も多いが、ドイツ企業はロシア市場に深く入り込み、これまで同市場へ行った投資の規模も大きいため、ロシアに残存する方向へのベクトルもかなり強いと考えてよいだろう。ドイツ東方経済委員会（ドイツと旧ソ連圏との経済交流組織）のミヒャエル・ハルムス事務局長は、「独ロ両国の政治的対立が解決され、制裁が解除されれば、ドイツ企業はロシアに復帰する可能性がある」（2023年9月5日付Kommersant）と述べ、ロシア市場への強い執着を示している。

しかし、図表3にみるように、EU内では国ごとの対応の差も大きい。例えば、フィンランド企業（何らかの形で活動：9.4%、一時的停止：28.3%、撤退：66.0%）は7割近くがロシアからの撤退を表明し、ロシアではすでにほとんど活動していない。ロシアと国境を接するフィンランドでは、Nokia、Kone、Nokian Tyresなどの大企業による対ロ投資が行われてきた他、商業・貿易、運輸、建設といった分野で数多くの中小・中堅企業がロシアで事業を展開していた。しかし、今回のウクライナ侵攻は、ロシアの隣国フィンランドにとって安全保障上の大きな脅威（第2次世界大戦中に同国はカレリア地方をソ連に奪われた）として認識され、同侵攻についてフィンランド政府はロシアを極めて強く非難している。また、フィンランドはソ連・ロシアへ配慮し、これまでNATOとは距離をおいてきたが、今回の事態を受けて2023年4月ついにNATOへ加盟した。ロシア進出企業への政府当局および世論による圧力も強く、その結果、多くのフィンランド企業がロシアからの撤退を決めた。こうした事情は、EU内の対ロ強硬派の一角を占めるバルト3国でも同様の状況がみられる。

それに対し、ロシアに進出しているイタリア企業の中で撤退を表明した会社は少数で、同国企業の半数近くが、活動を制限されながらも、まだ事業を続けている（何らかの形で活動：49.1%、一時的停止：17.0%、撤退：9.4%）。在露イタリア企業家協会（GIM Unimpresa）のヴィットリオ・トレムビーニ会長は、ロシア紙のインタビューに応じて、「イタリア企業はこの30年でロシア経済に深く食い込み、数十億ユーロを投資し、数十社の企業がロシアに工場を開設した。我々はこれほど魅力的な市場を去るつもりはない」と述べている（2023年5月29日付RBK）。

今回の戦争に際し、EU加盟国はロシアを厳しく非難し、制裁を断行することで、（ハンガリーを除き）概ね一致している。しかし、企業レベルでの対応は、必ずしも一枚岩ではないということが、これらの事実から見え隠れしている。

おわりに

以上みてきたように、ウクライナ侵攻後のロシアにおける外資系企業の行動は、全体としては、①何らかの形で活動している企業、②一時的停止状態（休眠）にある企業、③撤退を表明した企業にほぼ均等に3分されている。

ただし、国や地域によって対応の差があり、ロシアに対して最も厳しい姿勢の米英を中心とするアングロ・サクソン諸国の企業は、活動を継続している企業の比率が低く、逆に撤退を表明している企業のシェアが高い。ロシア市場への関与が深いEU企業は、撤退を表明している企業の比率もそれなりに高いものの、同時にロシアに残存して活動を続けている企業の割合も高い。ただし、EUの中でも対応の差は国により大きく、EU企業の対ロ姿勢は必ずしも一様ではない。他方、日本勢は、撤退を表明している企業の比率が低く、活動を一時停止させている企業の割合がかなり高く、慎重な構えを示している。これら「非友好国」に対し、中国を中心とする「友好国」の企業は、これまでと変わらずロシアにおいて活動を継続する企業が大部分となっている。

西側諸国の企業がロシアにおいて活動を停止あるいは撤退することによって、ロシア経済（とくにロシアの戦費調達能力や軍事技術力）に一定のダメージを与えることは間違いない。その一方で、西側企業の撤退で空いた間隙を、部分的ではあるにせよ、中国など「友好国」の企業が埋めつつあることも事実だ。こうした中で、日本を含む西側諸国の政府や企業は、様々な葛藤やジレンマを抱えながら現下の状況に対応しているのが実情である。

V. 付属資料(ロシア政府による対抗措置)

1. 連邦法

(1)特別経済措置・強制措置法(2006年12月30日制定、2019年5月1日改訂)

連邦法「特別経済措置および強制措置について」

国家院により可決	2006年12月22日
連邦院により承認	2006年12月27日

第1条 特別経済措置および強制措置の適用の法的基盤

1. 特別経済措置および強制措置の適用の法的基盤をなすのは、ロシア連邦憲法、一般に認められている国際法の原則および規範、ロシア連邦の国際条約、国連安全保障理事会決議、本連邦法、ロシア連邦大統領の規範的・法的文書、ロシア連邦政府の規範的・法的文書、ならびにこれらに従って採択される連邦執行権力機関の規範的・法的文書である。(2019年5月1日付連邦法第83-FZ号の文言による)
2. 特別経済措置は、ロシア連邦の利益および安全保障への脅威を呈し、かつ(または)ロシア連邦の市民の権利および自由を侵害する国際的違法行為または外国もしくはその機関および役人による非友好的行為に対する即時的対応を必要とする総合的な事態が発生した場合にこれを適用する。(2019年5月1日付連邦法第83-FZ号の文言による)
3. 強制措置は、国連安全保障理事会決議の履行を目的としてこれを適用する。(本項は2019年5月1日付連邦法第83-FZ号により導入された)

第2条 特別経済措置および強制措置の適用の目的と原則

1. 特別経済措置の適用の目的は、ロシア連邦の利益および安全保障の確保、ならびに(または)ロシア連邦の市民の権利および自由を侵害する脅威の除去もしくは最小化である。
2. 特別経済措置は下記の原則に基づきこれを適用する：
 - 1) 合法性；
 - 2) 特別経済措置の適用の公開性；
 - 3) 特別経済措置の適用の妥当性および客観性。
3. 強制措置の適用の目的および原則は、国連憲章に定めのある国連の活動の目的および原則に従いこれを決定する。(本項は2019年5月1日付連邦法第83-FZ号により導入された)

第3条 特別経済措置および強制措置

1. 特別経済措置は一時的な性質を有するものであり、ロシア連邦の利益の保護、ロシア連邦の安全保障の確保、ならびにロシア連邦の市民の権利および自由の保護を目的としたその他の施策に関係なくこれを適用する。
2. 特別経済措置には、外国および(または)外国の組織および市民、ならびに外国の領内に定住しているが市民権を有していない者に対する行動の遂行の禁止、および(または)前記の行動の遂行の義務付け、およびその他の制限が含まれる。当該の措置は下記を目的とする場合がある：
 - 1) 経済的、技術的支援分野におけるあらゆるプログラムまたはプログラムの一部、ならびに軍事技術協力分野におけるプログラムの実現の停止；
 - 2) 金融取引の禁止、または金融取引の遂行に対する制限の制定；
 - 3) 対外経済取引の禁止、または対外経済取引の遂行に対する制限の制定；
 - 4) 対外経済関係分野におけるロシア連邦の国際貿易条約およびその他の国際条約の効力の解消または停止；

- 5) 輸入関税および（または）輸入関税の変更；
 - 6) ロシア連邦の港への船舶の寄港、およびロシア連邦の空域またはその一部の利用の禁止または制限
 - 7) 観光事業の遂行に対する制限の制定；
 - 8) 国際的な学術的および科学技術的プログラムおよびプロジェクト、外国の学術的および科学技術的プログラムおよびプロジェクトへの参加の禁止または拒否。
3. 特別経済措置の実施は、国家権力機関、地方自治機関、ならびにロシア連邦の司法管轄下にある組織および自然人に義務付けられるものである。
 4. 特別経済措置の実施に係る自らの義務の不適切な履行に対する役人の責任は、連邦法がこれを定める。
 5. 特別経済措置は、その適用の根拠となった事態の除去に必要とされるものを上回る制限的性格を有するものであってはならない。
 6. 強制措置とは、平和への脅威の防止と除去、侵略行為およびその他の平和侵害の制圧を目的とした集会的措置であって、その発動、変更、停止もしくは解除が国連安全保障理事会決議によって定められる集会的措置を指す。（本項は2019年5月1日付連邦法第83-FZ号により導入された）

第4条 特別経済措置の適用

1. 具体的な外国および（または）外国の組織および市民、ならびに外国の領内に定住しているが市民権を有していない者に対する特別経済措置の適用と当該の特別経済措置が適用される期間に関する決定は、ロシア連邦安全保障会議の提案に基づいてロシア連邦大統領がこれを採択し、当該の決定に関する情報を必ずかつ速やかにロシア連邦議会連邦院およびロシア連邦議会国家院に通知するものとする。
2. 特別経済措置の適用に関する提案は、ロシア連邦議会連邦院、ロシア連邦議会国家院、またはロシア連邦政府もロシア連邦大統領に提出することができる。
3. ロシア連邦政府はロシア連邦大統領の決定を根拠として、本連邦法に従い、遂行の禁止が発動されるか、および（または）行動の遂行義務およびその他の制限が発動される具体的な行動のリストを制定する。特別経済措置の実現がロシア連邦中央銀行の決定を必要とする場合には、遂行の禁止および（または）行動遂行義務およびその他の制限は、ロシア連邦中央銀行がロシア連邦政府との連携のもとにこれを制定する。
4. 連邦執行権力機関、ロシア連邦中央銀行、およびロシア連邦構成主体執行権力機関は、自らの権限の範囲内において、ロシア連邦の法令に従い、特別経済措置の実施を確保する。

第4-1条 強制措置の適用

1. 強制措置、その発動、変更、停止または解除は、国家権力機関、地方自治機関、ならびにロシア連邦の司法管轄下にある組織および自然人に対し義務的性質を有するものである。
2. テロリズムおよび大量破壊兵器の拡散への抵抗に関する国連安全保障会議決議により定められた資金およびその他資産の凍結（封鎖）に係る強制措置の適用、ならびに前記の国連安全保障会議決議により定められた資金およびその他の資産の凍結（封鎖）に係る強制措置に関する自らの権限の連邦執行権力機関による行使、ならびに同措置に関する自らの権利および義務のその他の関係機関および組織による行使は、「犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）、およびテロリズムへの資金提供への抵抗に関する」2001年8月7日付連邦法第115-FZ号およびその他連邦法に従いこれを遂行する。
3. ロシア連邦の国際関係領域における国家政策および規範的・法的規制の立案と実現に係る機能を遂行する連邦執行権力機関（以下、「全権を有する連邦執行権力機関」）、ならびに関係する連邦執行権力機関およびその他の連邦国家機関は全権を有する連邦執行権力機関との連携において、必要に応じて、また、自らの権限の範囲内において、しかるべき国連安全保障理事会決議の履行を目的として規範的・法的文書の採択を行う。
4. 全権を有する連邦執行権力機関は、関係する連邦執行権力機関およびその他の機関、組織による強

制措置の適用の全般的な調整を遂行する。関係する連邦執行権力機関およびその他の機関および組織は、全権を有する連邦執行権力機関が定める手順に則り、6カ月に1回以上、強制措置適用の進捗状況、および当該機関および組織が洗い出した国連安全保障理事会決議の要求事項への違反に関する情報を、全権を有する連邦執行権力機関に提供する。

第5条 特別経済措置の適用期間

1. 特別経済措置の適用期間は、ロシア連邦大統領がこれを定める。
2. ロシア連邦大統領は、特別経済措置の適用の根拠となった事態が除去された場合には、同措置の適用の解除に関する決定を採択する。特別経済措置の適用の根拠となった事態が、本条第1項に従い定められた期間が満了する前に除去された場合には、当該決定は期限前に採択されるが、これが除去されなかった場合には、当該の期限を延長するものとする。
3. 特別経済措置の解除に関する提案は、ロシア連邦議会連邦院、ロシア連邦議会国家院、またはロシア連邦政府が、ロシア連邦大統領に対し提出することが可能である。

第5-1条 強制措置の適用期間

1. 強制措置は、国連安全保障理事会決議が定める期間にわたりこれを適用する。
2. 国連安全保障理事会決議においてその適用期間が明記されていない強制措置は、しかるべき国連安全保障理事会決議によって当該の強制措置が解除されるまで有効となる。

第6条 特別経済措置適用原則の実現の確保

本連邦法第2条第2項に定めのある特別経済措置適用原則の実現の確保を目的として：

- 1) 特別経済措置の適用、それが適用される期間、遂行の禁止、および（または）遂行義務、およびその他の制限が導入される具体的な行動のリスト、当該措置の適用期間の延長、およびその解除に関する決定は、速やかに公開するものとする；
- 2) ロシア連邦大統領は、ロシア連邦議会連邦院およびロシア連邦議会国家院に対し、特別経済措置の適用の進捗に関する情報を、6カ月に1回以上提供する；
- 3) ロシア連邦議会連邦院およびロシア連邦議会国家院はロシア連邦大統領に対し、特別経済措置適用の進捗に関する情報を入手でき次第提供するほか、当該措置の適用の効率の向上に関する提案を提出するものであるが、同時に、当該措置の解除および（または）変更を申し出ることも可能である。

第6-1条 強制措置の発動、変更、停止または解除を盛り込んだ国連安全保障理事会決議の公布

1. 強制措置の発動、変更、停止または解除を盛り込んだ国連安全保障理事会決議は正式に公布するものとし、「ロシア新聞」上にその全文が初めて公開された場合、または「公式法務情報インターネットポータル」(www.pravo.gov.ru)上に初めて掲載(公布)された場合を、正式な公布をみなす。
2. 正式公布のための国連安全保障理事会決議の文面の提供は、全権を有する連邦執行権力機関が、国連の公式インターネットポータル(www.un.org)上におけるロシア語によるその掲載日の翌日から2業務日以内にこれを遂行する。「公式法務情報インターネットポータル」(www.pravo.gov.ru)上における国連安全保障理事会決議の文言の掲載(公布)は、国防分野における連邦執行権力機関が、全権を有する連邦執行権力機関によりこの提供を受けた後、速やかにこれを遂行する。
3. 全権を有する連邦執行権力機関は、強制措置の発動、変更、停止または解除を盛り込んだ国連安全保障理事会決議が採択された日の翌日から2業務日以内に、全権を有する連邦執行権力機関が定める手順に則り、関係する連邦執行権力機関およびその他の機関、組織に対し、自然人、法人、および組織の、国連安全保障理事会制裁リストへの追加、および当該の者の同リストからの削除に関する国連安全保障理事会補助機関の決定を含め、前記の決議の履行に必要な追加情報を通知する。

第7条 本連邦法の発効

本連邦法はその正式な公布日より発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン
2006年12月30日 第281-FZ号

(2)非友好国対抗法(2018年6月4日制定)

連邦法「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応(対抗)措置について」

国家会議採択 2018年5月22日
連邦会議承認 2018年5月30日

第1条 本連邦法の目的および適用分野

1. 本連邦法の目的は、ロシア連邦の利益および安全保障、その主権および領土的一体性、ならびにロシア連邦市民の権利および自由を、アメリカ合衆国およびその他の外国国家による、ロシア連邦、ロシア連邦の市民またはロシア法人に対する政治的または経済的な制裁の発動、ならびにその他の、ロシア連邦の領土的一体性に対する脅威となる行動もしくはロシア連邦の経済的および政治的不安定化を目的とする行動の実行としてあらわれるものを含む、非友好的行動から防御することである。

2. 本条第1項に掲げる目的の達成をめざす対応(対抗)措置(以下、「対応(対抗)措置」)の適用は、アメリカ合衆国ならびにロシア連邦、ロシア連邦の市民またはロシア法人に対して非友好的行動を実行するその他の外国国家(以下、「非友好国家」)に対して、ならびに非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織、またはそれらのものの関連組織、非友好国家の公職者および市民(ただし、これらの組織、公職者および市民がロシア連邦に対する非友好的行動の実行に関与している場合)に対して、これを行うことができる。

3. 対応(対抗)措置は、ロシア連邦の利益および安全保障、その主権および領土的一体性に対する脅威、ならびにロシア連邦の市民の権利および自由の侵害の脅威の排除または最小化をめざす他の措置とはかかわりなく、これを発動する。

4. 対応(対抗)措置の実行は、ロシア連邦の国家機関および地方自治機関にとって、ならびにロシア連邦市民およびロシア連邦の管轄下にある法人にとって義務である。

第2条 対応(対抗)措置

対応(対抗)措置として適用することができるのは以下の事項である：

1) ロシア連邦およびロシア法人が、非友好国家および非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織との間で、ロシア連邦大統領の決定にもとづく分野において行っている国際協力の中止または一時停止；

2) 非友好国家を原産地とするところの、または非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織が生産者であるところの製品および(または)原料のロシア連邦領内への搬入の禁止または制限。当該の製品および(または)原料の一覧はロシア連邦政府がこれを定める；

3) 非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織ならびに非友好国家の市民によるロシア連邦領内からの製品および(または)原料の搬出の禁止または制限。当該の製品および(または)原料の一覧はロシア連邦政府がこれを定める；

4) 非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織による、国家および地方自治体の用に供するため、ならびに2011年7月18日付連邦法第223-FZ号「特定の種類の法人による商品、役務、サービスの調達について」第1条第2項に掲げる特定の種類の法人の用に供するためのロシア連邦領内における役務の履行およびサービスの提供の

禁止または制限。当該の役務およびサービスの種類の一覧はロシア連邦政府がこれを定める；

5) 非友好国家の管轄下にあるか、直接もしくは間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織ならびに非友好国家の市民が、国有資産もしくは公有資産の民有化、ならびにロシア連邦の名における連邦資産の売却の企画実行および（もしくは）連邦資産の売手としての機能遂行にかかわる役務の履行およびサービスの提供に参加することの禁止または制限；

6) ロシア連邦大統領の決定にもとづくその他の措置。

第3条 対応（対抗）措置の発動手続き

1. 対応（対抗）措置は、ロシア連邦大統領の決定に基づきロシア連邦政府によって発動される。

2. 当該措置の発動の根拠となった事態が解消された場合、対応（対抗）措置は、ロシア連邦大統領の決定にもとづいてロシア連邦政府によって取り消される。

3. 対応（対抗）措置の発動およびその取り消しに関する決定は、ロシア連邦安全保障会議の提案にもとづいてロシア連邦大統領がこれを下すこともできる。

第4条 本連邦法の適用における特異事項

1. ロシア連邦を原産地とする商品ならびにロシアの者(persons)が履行する役務およびロシアの者が提供するサービスに対して非友好国家が国際条約の定める内国民待遇の適用および（または）当該待遇からの排除を行った場合、ロシア連邦大統領は、非友好国家を原産地とする商品、非友好国家の管轄下にあるか、直接または間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織および非友好国家の市民が履行する役務、ならびに非友好国家の管轄下にあるか、直接または間接に非友好国家の支配下にある組織またはそれらのものの関連組織および非友好国家の市民が提供するサービスに対してロシア連邦が内国民待遇を適用する旨の、および（または）当該待遇から排除する旨の決定を下すことができる。

2. 本連邦法第2条第2項が定める対応（対抗）措置は、ロシア連邦において同等品が生産されていない死活的に必要な商品に対しては適用しない。

3. 本連邦法第2条第2項が定める対応（対抗）措置は、ロシア連邦市民、外国市民および無国籍者が個人的使用のためにロシア連邦領内に搬入する商品に対しては適用しない。

第5条 本連邦法の発効

本連邦法はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2018年6月4日 第127-FZ号

(3)非友好国対抗法修正法(2022年5月1日改訂)

連邦法「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応(対抗)措置について」の変更について

国家会議採択

2022年4月20日

連邦会議承認

2022年4月26日

第1条

2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」（ロシア連邦法令集 2018年 第24号 掲載番号3394）に以下の内容の第4条の1を追加する変更を加える：

「第4条の1 外国国家当局機関からの照会に対する金融機関の対応における特異事項

1. 金融機関に対して、外国国家の当局機関（司法機関を含む）から照会された顧客および顧客が行うオペレーション、顧客代理人、受益者および実質的所有者についての情報を当該機関に提供することを禁止する。ただし、本連邦法および2014年6月28日付連邦法第173-FZ号「外国の市民および法人との金融オペレーションの実施における特異事項について、ロシア連邦行政法違反法典の変更およびロシア連邦の特定の法令の失効認定について」が定める場合はこのかぎりではない。

2. 金融機関は、ロシア連邦の法が本条第1項に掲げる情報の提供の禁止を定めている旨を外国国家の当局機関（司法機関を含む）に通告することができる。

3. 金融機関は、外国国家の当局機関（司法機関を含む）から本条第1項に掲げる情報の提供を求めらるる照会を受領した場合、当該照会を受領の日から3労働日以内に、当該照会を受領した事実につきロシア連邦中央銀行に通告を行うものとし、ロシア連邦中央銀行は金融機関から受領した情報をロシア連邦大統領が定める連邦行政機関（以下、「管轄機関」）に送付する。

4. 本条第1項に掲げる照会を受領についての金融機関からロシア連邦中央銀行への通告は、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦中央銀行公式サイトにおけるパーソナルアカウントを用いてこれを行う。

5. 本条第3項にしたがったロシア連邦中央銀行による金融機関から受領した情報の管轄機関への送付、ならびに本条第6項に掲げる情報の管轄機関によるロシア連邦中央銀行への送付は、ロシア連邦中央銀行が管轄機関との間で締結する別個の協定にもとづいてこれを行う。

6. 金融機関が外国国家の当局機関（司法機関を含む）から照会された情報を当該機関に提供することが可能である旨の情報は、管轄機関がロシア連邦中央銀行に対してこれを送付する。

7. ロシア連邦中央銀行は、本条第6項にもとづいて受領した情報を、当該情報の受領の日から3労働日以内に、情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア連邦中央銀行公式サイトにおけるパーソナルアカウントを通じて、本条第3項にもとづく情報の提示を行った金融機関に通告する。

8. 外国国家の当局機関（司法機関を含む）から照会された情報を当該機関に提供することが可能である旨の情報を受け取った場合、金融機関は当該の当局機関に当該の情報を提供することができる。

9. 本条第7項が定める情報を受領した場合、金融機関が外国国家の当局機関（司法機関を含む）から照会された情報を当該機関に提供することは、銀行機密および個人情報に関するロシア連邦の法への違反にはあたらない。

10. 本条の要求事項に違反した金融機関に対しては、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」が定める措置を適用する。

11. 本条の要求事項に違反した金融機関の職員に対しては、連邦法の定める措置を適用する。」。

第2条

本連邦法はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2022年5月1日 第125-FZ号

(4)非友好国対抗法等修正法(2023年12月19日改訂)

連邦法「ロシア連邦の特定の法令の改正について」

国家院（下院）採択 2023年12月6日

連邦院（上院）承認 2023年12月13日

第1条

(略)

第2条

(略)

第3条

2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」（ロシア連邦法令集、2018、No.24、掲載番号3394；2022、No.27、掲載番号4613）第4条の2に以下の変更を加える：

1) 表題を以下の文言に変更する：

「第4条の2 ロシア連邦の経済主権および経済安全保障の確保を目的とする対応（対抗）措置の導入および適用に関する特異事項」；

2) 第1項を以下の文言に変更する：

「1. ロシア連邦大統領はロシア連邦の経済主権および経済安全保障の確保を目的とする対応（対抗）措置として、以下を行うことができる：

1) ロシア連邦の市民および（または）ロシアの法人が、非友好国との関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、および（または）その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者（以下、「非友好国の者」）が参加する特定の取引（オペレーション）を実行するにあたっての特殊（特別）な手順を定める；

2) 以下を定める。すなわち、ロシアの法人の設立、再編、解散および法的地位に関する特異事項（当該法人の活動に関する情報の保存、開示または提供に係わる義務の履行、ならびに取引の実行であって公証人による証明および公正証書としての登録を含むものに関する特異事項を含む）、ロシアの法人が非友好国の者である出資者に対する義務（分配済み利益〔配当〕および法人の定款（拠出）資本金における持分の現行価額による支払いの義務を含む）を履行するにあたっての特殊（特別）な手順、有価証券の発行者および有価証券市場職業的参加者の法的地位に関する特異事項、ならびに有価証券に関する情報の登録に関する特異事項；

3) 為替規制および為替管理の特殊（特別）な手順を定める。ここには、居住者および非居住者による為替オペレーションの実施（居住者および非居住者による外国通貨ならびに外国および内国所有証券の取得および譲渡、ならびに外貨財、ロシア連邦通貨および内国所有証券のロシア連邦への搬入およびロシア連邦からの搬出を含む）、居住者による外国通貨およびロシア連邦通貨の本国送金、居住者および非居住者がロシア連邦内で行う口座（預金）の開設および管理、当該の口座（預金）の取扱い条件の設定、居住者がロシア連邦領外に所在する銀行およびその他の金融市場機関において行う口座（預金）の開設、ならびにそれらによるオペレーションの実施手順に係わるものが含まれる；

4) ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体および居住者が非友好国の者に対する義務を履行するにあたっての特殊（特別）な手順を定める；

5) ロシア連邦領内にある非友好国の者の動産および不動産、非友好国の者に属する有価証券およびロシア法人の定款（拠出）資本金における持分、ならびに非友好国の者に属する財産権に対する一時的管理を導入する；

6) 本条が定める対応（対抗）措置を実行するために差し押えおよびその他の保全措置を含む特別勘定への繰り入れ（特別勘定への計上）の対象とする金銭、有価証券およびその他の財産の収用における特殊（特別）な手順を定める；

7) 企業活動およびその他の経済活動の実施に係わる諸関係を規制する準法規的規準文書の起草、合意、採択および発効における特殊（特別）な手順を定める；

8) その他の一時的経済的措置を導入する。」；

3) 第2項において：

a) 第1段落における「財政的安定性」という文言を「経済主権および経済安全保障」という文言に差し替える；

b) 第13号における「財政的安定性」という文言を「経済主権および経済安全保障」という文言に差し替える；

4) 第4項における「財政的安定性」という文言を「経済主権および経済安全保障」という文言に差し替える。

第4条

1. 本連邦法は、本連邦法第3条をのぞき、2024年1月1日をもって発効する。
2. 本連邦法第3条は、本連邦法が公布された日をもって発効する。
3. ～9. (略)
10. 2018年6月4日付連邦法第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」第4条の2（本連邦法による改訂版）は、2022年2月24日以降に発生した権利関係に対して適用される。

ロシア連邦大統領 V.プーチン
2023年12月19日 第600-FZ号

2. 大統領令・大統領指令

(1) 2022年2月28日付ロシア大統領令第79号(外貨の80%の強制売却)

大統領令「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関によるロシア連邦市民およびロシア連邦法人に対する制限措置を導入する非友好的で国際法に反する行動に関連し、ロシア連邦の国益を守るため、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」、および2018年6月4日第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. 居住者－対外経済活動参加者は、非居住者との間に締結され、非居住者への商品の引き渡し、非居住者へのサービスの提供、非居住者のための役務の実施、知的活動成果に対する排他的権利を含む同成果の非居住者への引き渡しを定めた対外貿易契約に基づいて、然るべき権限を有する銀行の彼らの口座に2022年1月1日以降に振り込まれた外貨金額の80%に相当する外貨を、本令発行日より3労働日以内に、義務的売却に付すこと。

2. 2022年2月28日より、居住者－対外経済活動参加者は、非居住者との間に締結され、非居住者への商品の引き渡し、非居住者へのサービスの提供、非居住者のための役務の実施、非居住者への知的活動成果に対する排他的権利を含む同成果の引き渡しを定めた対外貿易契約に基づいて、然るべき権限を有する銀行の彼らの口座に振り込まれた外貨金額の80%に相当する外貨を、そうした外貨が振り込まれた日より3労働日以内に、義務的売却に付すこと。

3. 2022年3月1日より、以下を禁止する：

- a) 借款契約に基づく居住者による非居住者への外貨の提供に関わる外貨取引を行うこと；
- b) 居住者によるロシア連邦領外にある銀行またはその他の証券市場機関の自らの口座への外貨払い込み（預金）、および外国の支払いサービス提供者によって提供される電子的支払い手段を利用した銀行口座を開設することなく行われる金銭の振り込みの実施。

4. 本令第1、2項に基づく外貨の売却実施方法は、ロシア連邦中央銀行が定めるものとする。

5. 本令第1、2項に定める外貨の義務的売却要求は、対外貿易契約の当事者である居住者に対して、当該契約が2017年8月16日付ロシア連邦中央銀行指示書第181-I号「外貨取引実施の際の、居住者および非居住者による然るべき権限を有する銀行への確認書類および情報の提出手順について、外貨取引の記録および報告の統一書式、それらの提出手順と期限について」の規定にしたがって然るべき権限のある銀行に登録されているか否かにかかわらず、適用されるものと定める。

6. 以下の条件がそろっている場合に、2022年12月31日（同日を含む）まで、上場株式会社に自らが上場した株式を購入する（株式の総数を減少させるための上場株式の購入を除く）ことを認める：

- a) 購入される株式が、正規の取引に付されていること；
- b) 2022年2月1日以降の任意の3カ月間における購入される株式の加重平均価格が、2021年1月1日からの3カ月間の当該株式の加重平均価格にくらべ、20%以上低くなっていること；
- c) 2022年2月1日以降の任意の3カ月について貿易機関により算出された証券市場主要インデックスの値が、2021年1月1日からの3カ月間について貿易機関により算出された同インデックスの値にくらべ、20%以上低くなっていること；
- d) 範囲を限らない取引参加者に対する申請に基づいた正規の取引で株式が購入されること；
- e) 株式の購入が上場株式会社の依頼によりブローカーによって行われること；
- f) 上場株式会社取締役会（監査役会）によって、購入される株式のカテゴリー（タイプ）、各カテゴリー（タイプ）ごとの購入される株式数、2022年12月31日までに満了しなければならない株式購入の実施期限を定めた、本令にしたがった上場株式購入の決定が採択されていること。上場株式会社による自社株式の購入に関する情報は、そのことが株式購入決定に定められている場合、またはそうした決定によって定める期限で公開される場合、重要事実報告書(corporate action notice)の形で公開しなくてもよい。

7. 本令にしたがって自らが発行した株式の購入を行う上場株式会社は、ロシア連邦中央銀行に株式購入実行通知書を送付し、それに本令第6項に定める条件の遵守を確認する書類を添付するものとする。この通知書およびその添付書類は、電子形式で、ロシア連邦中央銀行が2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」の第769条第3段落にしたがって上場株式会社にアクセスすることを許可した個人アカウントを通じて送付されるものとする。

8. 1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第72条第4、5、7および8項の規定は、本令第6、7項の規定を考慮したうえで、自身が上場した株式の購入を行う上場株式会社に対して適用される。

9. 顧客—自然人がある金融機関に開設した自らの銀行口座（預金）から他の金融機関に金銭を振り込む際、そうした振込と同時に、その金銭の振込を行う金融機関が、口座（預金）を開設する金融機関に対し、当該顧客—自然人の身分証明時に確認した情報を伝達するのであれば、金融機関に対し、顧客—自然人またはその代理人が不在であっても、顧客—自然人の口座（預金）を開設する口座（預金）を開設する権利を与える。金融機関は、金銭の振込を、顧客—自然人から上記情報の金融機関への伝達と顧客—自然人との口座（預金）契約締結のためのその利用に対する書面による同意を得たのちに実行する。上記情報の伝達方法および書式は、金融機関同士が自ら決定する。

10. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン
2022年2月28日 第79号

(2)2022年3月1日付ロシア大統領令第81号(外貨持ち出し・送金の制限)

大統領令「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関によるロシア連邦市民およびロシア連邦法人に対する制限措置を導入する非友好的で国際法に反する行動に関連し、ロシア連邦の国益を守り、その財政的安定保障のため、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」、および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の以下の追加暫定措置を講じる：

a) 2022年3月2日より居住者による、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）ならびにその登記場所または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」）との以下の取引（オペレーション）実行の特別な手順を定める：

非友好的行動を実行する外国国家の者に対して、クレジット、借款（ルーブル建て）を供与する取引（オペレーション）。ただし、クレジットおよび借款がロシア連邦の法規文書により禁止されている場合を除く；

非友好的行動を実行する外国国家の者との間で実行（履行）される、有価証券および不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）；

b) 本項a)および2022年2月28日付ロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第3項に定める取引（オペレーション）は、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会により発行され、必要な場合にはそうした取引（オペレーション）の実行（履行）条件が記載される許可証に基づき、実行（履行）することができる；

c) 本項a)に定める取引（オペレーション）で、非友好的行動を実行する外国国家の者ではない外国人とのものは、取引（オペレーション）の対象が、当該外国人によって非友好的行動を実行する外国国家の者から2022年2月22日以降に取得された有価証券および不動産である場合、本令に定める手順で実行（履行）される；

d) 本項"a"第3段落による有価証券に対する所有権を発生させる取引（オペレーション）は、ロシア連邦中央銀行がロシア連邦財務省と合意して発行し、そうした取引（オペレーション）の実行（履行）履行条件が記載される許可証に基づき、正規の取引によって実行することができる；

e) 本令に定める取引（オペレーション）の実行（履行）手順は、ロシア連邦中央銀行および国家機関が当事者である取引（オペレーション）には適用されない。

f) 金融機関は、本令に定める制限事項を考慮したうえで、非居住者たる銀行のコルレス口座に外貨建て金銭を振り込む権利を有する；

g) 2022年3月2日より、持ち出し日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算して米ドル換算で1万ドルを超える額の外貨および（または）外貨建ての現金性商品をロシア連邦から持ち出すことを禁止する。

2. ロシア連邦政府は5日以内に、ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会による本令第1項"b"に定める許可証の発行手順を承認するものとする。

3. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2022年3月1日 第81号

(3)2022年3月5日付ロシア大統領令第95号(外貨建て債務のルーブルでの返済)

大統領令「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」

大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」および2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」に定めた経済的性格の措置に追加して、以下を決定する：

1. ロシア連邦、ロシア連邦構成主体、地方自治体、居住者(在留外国人、residents)（以下、「債務者」ともいう）による、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と

関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）またはその登記場所（その登記場所がロシア連邦である場合を除く）または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者である外国債権者（以下、「外国債権者」）に対する、クレジット、借款、金融商品に関する債務の暫定的履行手順を定める。

2. 本令に定める債務履行手順は、暦月1,000万ルーブルを超える額、または各月1日のロシア連邦中央銀行が定める公定レートで上記金額と同等となる外貨額を超える額の債務の履行に適用される。

3. 本令第1項記載の債務を履行するために、債務者は、外国債権者または属人法にしたがい債務履行対象である有価証券の管理と権利移転を行う権利を有する外国機関（外国人ノミニ）名義で、当該債務の精算を行うためのタイプ「S」の口座を開設する申請をロシアの金融機関に送ることができる。有価証券発行に関わる債務を履行するためには、債務者はそうした申請を、2011年12月7日付連邦法第414-FZ号「証券集中保管機構について」にしたがい証券集中保管機構となっているノンバンク金融機関に、送ることができる。

4. 本令発行日から、同日までに外国債権者たる非居住者名義または外国ノミニ名義で開設されていた証券口座を、タイプ「S」口座に属するものとする。

5. タイプ「S」口座の使用条件は、ロシア連邦中央銀行役員会の決定により定められ、その決定は2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」の第7条にしたがって公表されるものとする。タイプ「S」口座はルーブル建てとする。

6. 本令第1項記載の債務は、以下の場合に然るべく履行されたとみなされるものとする：

a)本令第1項に記載されていない外国債権者に対して、外貨建てでの債務額（その金額がどの通貨建てであるかにかかわらず）に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブルにより、債務が履行された；

b)ロシアの証券保管機構における証券口座で管理される有価証券を持つ居住者に対して、外貨建てでの債務額に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブル建てによる金銭が、債務者によって債権者の口座へ振り込まれることにより債務が履行された。この際、支払いはタイプ「S」の口座に金銭が振り込まれることなく、ロシアの証券保管機構を通じて行われている；

c)外国ノミニに対して、外貨建てでの債務額に等しい、当該の支払いが実行された日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算された額のルーブル建てによる金銭が、有価証券発行条件により支払うものとされている金額から本項「a」、「b」で履行手順が定められた債務の債権者たる有価証券保有者に対して実行された支払の額を差し引いた額の金銭が本令第1項記載の外国債権者たる有価証券保有者に爾後振り込まれるべく、ロシアの証券保管機構に開設された外国ノミニのタイプ「S」口座に債務者によって振り込まれることにより、債務が履行された。

d)本令第10、11項に定める手順で債務が履行された。

7. 債務者によってタイプ「S」の口座に金銭が振り込まれる場合、債権者は当該口座が開設された金融機関に対し、ロシア連邦中央銀行（金融機関およびノンクレジット金融機関(non-credit financial institutions)による債務履行に関して）またはロシア連邦財務省（その他の債務者による債務履行に関して）が定める手順でその金銭を使用するよう申請することができる。

8. 居住者、および本令第1項に記載されていない外国債権者に対する債務の債務者による履行は、そうした債務に対する請求権が2022年3月1日以降（または特定のカテゴリーの者に関してはロシア連邦中央銀行役員会が定める他の日付以降）に本令第1項記載の外国債権者によって彼らに譲渡されている場合、本令に定める手順で実行される。

9. 外国機関による外国公開有価証券(emission securities)（ユーロ債、預託証券）の発行に関わる債務のロシア法人による履行は、本令に定める手順で実行される。

10.ロシア連邦中央銀行（金融機関およびノンクレジット金融機関による債務履行に関して）およびロシア連邦財務省（その他の債務者による債務履行に関して）に、本令第1項に記載される債務の債務

者による履行の異なる手順を定める権限を与える。

11.本令第10項にしたがって債務者による債務履行の手順が定められるまでの間、本令に定める手順を遵守せずに債務を履行する許可を発行する権限を、以下に与える：

- a)ロシア連邦中央銀行—金融機関およびノンクレジット金融機関に関して；
- b)ロシア連邦中央銀行と合意の上で、ロシア連邦財務省—その他の債務者に関して。

12.2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」を適用するうえで、以下の要求を同時に満たすものは、同令第1項「a」に記載の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家の者、とはみなさない：

- a)ロシアの法人または自然人の支配下にある（最終受益者がロシアの法人または自然人である）、そうした支配が、上記外国国家と関係を有する外国法人を通じて実行される場合を含む；
- b)そうした支配に関する情報が、ロシア連邦の法規の要求にしたがって、本項「a」記載のロシアの法人または自然人によって、ロシア連邦の税務機関に対して開示されている。

13.ロシア連邦中央銀行に、本令および大統領令2022年2月28日付第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」および2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」の適用に関する諸問題についての、ロシア連邦全領土で拘束力を有する公式な説明を行う権利を与える。

14.ロシア連邦政府は2日以内に、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対する非友好的行動を実行している外国国家のリストを定めるものとする。

15.本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン
2022年3月5日 第95号

(4)2022年8月5日付ロシア大統領令第520号(エネルギー・金融分野の非友好国子会社の資産売却の許可制への移行)

大統領令「幾つかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する金融および燃料エネルギー領域における特別経済措置の適用について」

ロシア連邦市民およびロシア法人に対する制限措置の発動を目的とした米国およびそれに加担する外国国家および国際機関の非友好的かつ国際法に反する行動との関連において、ロシア連邦の国益の保護を目的として、かつ、2006年12月30日付連邦法第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付同第390-FZ号「安全保障について」、および2018年6月4日付同第127-FZ号「米国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」に従い、下記事項を決定する。

1.2022年12月31日までの間、ロシア法人の有価証券、ロシア法人の定款資本（共同出資金）を構成する持分（出資金）、ロシア連邦領内における投資プロジェクトの実現の根拠となっている生産物分与協定、共同事業契約、またはその他の契約の締約者が保有する参加持分、権利および義務の所有、利用および（または）処分に係る権利の設定、変更、解除もしくは抵当権設定を直接的および（または）間接的に招く取引（オペレーション）について、当該の有価証券、持分（出資金）、権利および義務が、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対する非友好的行動を遂行している外国国家と関係する外国の者（当該の外国の者が前記の国家の国籍を有しており、これらの者の登記地、これらの者の主たる経済活動運営地、またはこれらの者による事業収益の主たる取得地が前記の国家である場合を含む）、および前記の外国の者の支配下にある者が保有している場合には、その遂行を禁止する。

2. 本大統領令第1項に定めのある禁止事項は、下記の取引（オペレーション）に適用する。

- a) 2004年8月4日付ロシア連邦大統領令第1009号「戦略的企業および戦略的株式会社のリストの承認

について」によって承認された戦略的企業および戦略的株式会社のリストに含まれている株式会社の定款資本を構成する株式。

b) 本項第a号に記載されている株式会社が直接的または間接的に株式、持分（出資金）を保有している事業体の定款資本を構成する株式、持分（出資金）。

c) 「サハリン-1」プロジェクトに係る生産物分与協定（サハリン島大陸棚におけるチャイヴォ、オドプトゥ、アルクトゥン・ダギ石油ガスコンデンセート鉱床）、およびハリヤガ鉱床における生産物分与条件による石油開発・採掘協定の締約者が保有する参加持分、権利および義務。

d) 燃料エネルギー産業の事業体向け設備の生産者であり、かつ当該の設備のメンテナンス・修理サービスを提供する事業体、熱エネルギーおよび（または）電力エネルギーの生産者および供給者である事業体、石油、石油原料の精製、およびこれらの加工製品の生産に携わる事業体の定款資本を構成する株式、持分（出資金）。前記の事業体のリストは、ロシア連邦政府の上申に基づきロシア連邦大統領がこれを承認する。

e) ロシアの金融機関の定款資本を構成する株式、持分（出資金）。当該の金融機関のリストは、ロシア連邦中央銀行との調整合意を経たロシア連邦政府の上申に基づきロシア連邦大統領がこれを承認する。

f) 下記の鉱区の利用者である事業体の定款資本を構成する株式、持分（出資金）。

ロシア連邦の領内に位置しており、炭化水素資源（可採埋蔵量：原油2,000万t以上、天然ガス200億m³以上、石炭3,500万t以上）、ウラン、高純度石英原料、イットリウム系希土類、ニッケル、コバルト、 tantalum、ニオブ、ベリリウム、銅の鉱床を含む地下資源鉱区。

ロシア連邦の領内に位置しており、ダイヤモンドの一次鉱床、金、リチウム、白金族金属の一次（鉱石）鉱床である地下資源鉱区。

ロシア連邦の内海、領海、大陸棚の地下資源鉱床。

3. 本大統領令に定めのある禁止事項は、2022年6月30日付ロシア連邦大統領令第416号「幾つかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー領域における特別経済措置の適用について」、2022年7月14日付連邦法第320-FZ号「連邦法『国有資産および自治体資産の民営化について』およびロシア連邦の幾つかの法令文書の改正、ならびに資産関係の規制に係る個別規定の制定について」によって規制がなされた権利関係には適用しないものとし、これには、前記の大統領令に従い遂行される取引（オペレーション）、および前記の連邦法に従い外国法人の支社（代表部）が有限責任会社の形態を取る事業体へと改組される場合に遂行される取引（オペレーション）を含むものとする。

4. 本大統領令の規定に違反して遂行された取引（オペレーション）は無効とする。本大統領令第1項に記載されている取引（オペレーション）の、本大統領令の規定に違反した遂行があった場合、ロシア法人の有価証券、ロシア法人の定款資本（共同出資金）を構成する持分（出資金）、生産物分与協定の締約者が保有する参加持分は、これらの保有者に対し、ロシア連邦の法令、生産物分与協定、共同事業契約およびその他の契約に定めのある権利を提供しないものとする。

5. 本大統領令に従い遂行の禁止が定められた取引（オペレーション）は、ロシア連邦大統領の特別決定を根拠として遂行される場合がある。

6. 本大統領令に定めのある制限の有効期間は、ロシア連邦大統領によって一度ならず延長される場合がある。

7. ロシア連邦政府は10日以内に、ロシア連邦大統領の承認を得るため下記文書を提出する：

a) 本大統領令第2項第d号に従った事業体のリスト

b) 本大統領令第2項第e号に従ったロシアの金融機関のリスト（ロシア連邦中央銀行との調整合意に基づく）

8. 本大統領令は、その正式な公布日より効力を発する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2022年8月5日 第520号

(5)2022年9月8日付ロシア大統領令第618号(非友好国に関連する有限会社の資産処分の許可制への移行)

大統領令「若干の主体の間における特定の種類の取引(オペレーション)の特別な実行(履行)手順について」

ロシア連邦大統領令2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」および同2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める措置に加えて、以下を決定する。

1. 居住者と、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する(そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)外国人または登記場所、事業活動を行う主たるにかかわらずそれらの外国人の支配下にある者(以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」との間において、非友好的行動を実行する外国国家の者同士の間において、ならびに非友好的行動を実行する外国国家の者と非友好的行動を実行する外国国家の者でない外国人との間において行われる取引(オペレーション)であって、有限責任会社(金融機関およびノンクレジット金融機関を除く)の定款資本金における持分を保有する、利用する、および(もしくは)処分する権利、またはその他の権利であって有限責任会社の経営の条件および(もしくは)それらの会社が行う事業活動の実施の条件を定めることのできる権利の設定、変更または終了に直接および(または)間接につながるものにつき、その特別な実行(履行)手順を定める。

2. 本令第1項が定める取引(オペレーション)は、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会が発行する許可であって、必要な場合には当該の取引(オペレーション)の実施(履行)条件を記載するところのものにもとづいて、これを実行(履行)することができる。

3. 本令が定める手順は、2022年6月30日付ロシア連邦大統領令第416号「若干の外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する燃料エネルギー分野における特別経済措置の適用について」にしたがって実行(履行)される取引(オペレーション)、および2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「若干の外国国家および国際機関の非友好的行為に関連した金融および燃料エネルギー部門における特別な経済措置の適用について」が定める取引(オペレーション)には適用されない。

4. 本令第1項および第2項ならびに2022年5月4日付ロシア連邦大統領令第254号「特定の外国債権者に対する企業間の財政的義務の暫定的な履行手順について」第1項の適用にあたっては、2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」第12項および2022年5月4日付ロシア連邦大統領令第254号「若干の外国人債権者に対する臨時の企業間金融債務履行手順について」第4項の規定を適用する。

5. 本令第1項に掲げる外国国家が発動した制限措置の対象とされた金融機関と当該機関の顧客であって居住者たる法人との間で締結された銀行口座(預金)契約にもとづく外国通貨建ての債務は、当該の債務が外国通貨による債務価額(いかなる通貨によるかを問わない)と等価であって債務履行日の時点で有効なロシア連邦中央銀行の公式レートにもとづいて計算された額のルーブルによって履行された場合に、しかるべく履行されたものと認められる。

6. ロシア連邦領内に所在する地下資源の利用者であって、2004年8月4日付ロシア連邦大統領令第1009号「戦略的企業および戦略的株式会社一覧の承認について」が承認した戦略的企業および戦略的株式会社一覧に含まれる法人が、その定款資本金における直接または間接の出資の持分を保有している有限責任会社は、非友好的行動を実行する外国国家の者であるところの当該有限責任会社の出資者に対して、自らの活動に関する情報を提供しなくてもよい。

7. ロシア連邦財務省に対し、本令の適用における諸問題について公式な説明を行う権利を与える。

8. ロシア連邦政府は、10日間を期限として、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会が本令第2項の定める許可を発行する際の手順を承認する。

9. 本令第5項の規定は、2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第529号「銀行口座(預金)に関す

る外貨建ての債務、および外国機関が発行した債券に関する債務の暫定的な履行手順について」第1項が規定する諸関係には適用されない。

10. 本令はその公布の日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2022年9月8日 第618号

(6)2022年10月15日付ロシア大統領令第737号(非友好国に関連する株式会社の資産処分の許可制への移行)

大統領令「一定の種類取引(オペレーション)が実施(履行)される上でのいくつかの問題について」

ロシア連邦大統領令2022年3月1日付第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」、2022年3月5日付第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」および2022年9月8日付同第618号「若干の者における特定の種類の取引(オペレーション)の特別な実行(履行)手順について」に定める措置の補足として、以下を決定する：

1. ロシアの金融機関、保険会社、非政府系年金基金、マイクロファイナンス会社、または株式投資基金法人、ミューチュアルファンドもしくは非政府系年金基金の管理会社の定款資本金を構成する株式や持分(出資)の1%超、あるいはそうした株式や持分(出資)に相応する議決権数の1%超を、保有、利用および(または)処分する権利を、直接または間接に確定、変更または終了することにつながる取引(オペレーション)は、その当事者(受益者)のどちらか一方でも、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人(そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者であるときは、ロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会が発効する許可にもとづいて実施(履行)されるものとする。

2. 本大統領令の第1項の規定は以下には適用されない：

a) 2022年8月5日付大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」の第2項「e」号にしたがいロシア連邦大統領が承認した一覧に記載された金融機関の定款資本金を構成する株式、持分(出資)の取引(オペレーション)；

b) ロシアの金融機関の定款資本金を構成し、かつ、2022年3月5日付大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第12項により非友好的行動をしている国の者とはみなされない者、ならびに2022年5月4日付大統領令第254号「特定の外国債権者に対する企業間の財政的義務の暫定的な履行手順について」の第4項によりそのような国家と関係を有する外国の者とはみなされない者に属している株式、持分(出資)の取引(オペレーション)。

3. 居住者たる法人の定款資本金の減額や居住者たる法人の清算に伴う、居住者たる法人の破産事案に適用される手続きの枠内での、非友好的行動を実行している国家の者に対する居住者による金銭の支払いは、2022年3月5日付大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第2～9項にしたがって実行される。

4. 本令第3項の支払いを行うための許可を発行する権限は、2022年3月5日付大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」の第2～9項の規定を遵守することなく、以下の者に付与される：

a) 居住者である金融機関とノンクレジット金融機関である居住者についてはロシア連邦中央銀行に；

b) それら以外の居住者については、ロシア連邦中央銀行と合意して、ロシア連邦財務省に。

5. 2022年9月8日付ロシア連邦大統領令第618号「若干の者における特定の種類の取引(オペ

レーション)の特別な実行(履行)手順について」に定める手順は、(金融機関およびノンクレジット金融機関を除く)株式会社の株式を保有、利用、および(もしくは)処分する権利またはそうした株式会社の経営条件および(もしくは)そうした株式会社が企業活動を行う上での条件を決定するその他の権利を直接および(または)間接に確定、変更または終了することにつながる取引(オペレーション)であって、かつ、非友好的行動を実行する国家の者同士の間で、さらには非友好的行動を実行する国家の者と非友好的行動を実行する国家の者ではない外国の者との間で実行(履行)される取引(オペレーション)に、適用される。

6. 2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」を適用するために、ロシア連邦中央銀行に、同令第1項「g」号に定める金額を上回る外貨の現金および(または)外貨建金融商品のロシア連邦外への持出許可を発行する権限を付与する。この許可は、ロシア連邦中央銀行理事会が定める場合に、同理事会が定める手順によって発行される。

7. ロシア連邦政府はロシア連邦中央銀行と合意した上で、2022年8月8日付ロシア連邦大統領令第529号「銀行口座(預金)に関する外貨建ての債務、および外国機関が発行した債券に関する債務の暫定的な履行手順について」の第4項「b」号に定める場合において居住者と非居住者間で行われる現金決済の実施手順を定める。

8. ロシア連邦中央銀行に、本大統領令の適用に関する問題について公式の説明を行う権限を与える。

9. 本大統領令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン
2022年10月15日 第737号

(7)2022年10月26日付ロシア大統領指令第357号(株式・持ち分の取引が禁止される外資系銀行のリスト)

ロシア連邦大統領指令

1. 2022年8月5日付大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」第2項「e」号にしたがい、その定款資本金を構成する株式、持分(出資)の取引(オペレーション)が禁止されるロシア金融機関の添付一覧を承認する。

2. 本指令はその公布日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン
2022年10月26日 第357-rp号

2022年10月26日付ロシア連邦大統領指令第357-rp号への附属書

その定款資本金を構成する株式、持分(出資)の取引(オペレーション)が禁止されるロシア金融機関の一覧

1. 株式会社「株式商業銀行「アレフ-バンク」(モスクワ市)
2. 株式会社「ベレイト銀行」(レニングラード州クラスヌィ・ボル都市型居住地)
3. 株式会社「インテラザ銀行」(モスクワ市)
4. 株式会社「クレディ・スイス銀行(モスクワ)」
5. 株式会社「投資協同組合銀行」(カザン市)
6. 株式会社「コムエルツ銀行(ユーラシア)」(モスクワ市)
7. 株式会社「商業銀行「シティバンク」(モスクワ市)

8. 株式会社「みずほ銀行（モスクワ）」
9. 株式会社「MS銀行ルス」（モスクワ市）
10. 株式会社「ナティクシス銀行」（モスクワ市）
11. 株式会社「OTP銀行」（モスクワ市）
12. 株式会社「第一投資銀行」（モスクワ市）
13. 株式会社「ライフアイゼン銀行」（モスクワ市）
14. 株式会社「RN銀行」（モスクワ市）
15. 株式会社「ソリッド銀行」（ウラジオストク市）
16. 株式会社「住友三井ルス銀行」（モスクワ市）
17. 株式会社「SEB銀行」（サンクトペテルブルグ市）
18. 株式会社「トヨタ銀行」（モスクワ市）
19. 株式会社「ウリ銀行」（モスクワ市）
20. 株式会社「MUFG銀行（ユーラシア）」（モスクワ市）
21. 株式会社「ユニクレディット銀行」（モスクワ市）
22. 株式会社「ヤンデックス銀行」（モスクワ市）
23. 株式商業銀行「ガズネフチバンク」（公開型株式会社）（サラトフ市）
24. 「BNPパリバ銀行」 株式会社（モスクワ市）
25. 「J&T銀行」（株式会社）（モスクワ市）
26. 「ドイツ銀行」 有限責任会社（モスクワ市）
27. ING銀行（ユーラシア） 株式会社（モスクワ市）
28. 商業銀行「J.P.モルガン銀行インターナショナル」（有限責任会社）（モスクワ市）
29. 「クレディ・アグリコル法人営業・投資銀行」 株式会社（サンクトペテルブルグ市）
30. 「メルセデスベンツ銀行ルス」 有限責任会社（モスクワ市）
31. 有限責任会社「アメリカンエクスプレス銀行」（モスクワ市）
32. 有限責任会社「BMW銀行」（モスクワ市）
33. 有限責任会社「ゴールドマンサックス銀行」（モスクワ市）
34. 有限責任会社「エコム銀行」（モスクワ市）
35. 有限責任会社「イカノ銀行」（モスクワ州ヒムキ市）
36. 有限責任会社「KEB HNB銀行」（モスクワ市）
37. 有限責任会社「ノンバンク金融機関「ウェスタンユニオンDPヴォストーク」（モスクワ市）
38. 有限責任会社「ノンバンク金融機関「ペイパルRU」（モスクワ市）
39. 有限責任会社「OZON銀行」（モスクワ市）
40. 有限責任会社「フォルクスワーゲン銀行RUS」（モスクワ市）
41. 有限責任会社「UBS銀行」（モスクワ市）
42. 上場株式会社 商業銀行「ロシア地方銀行」（モスクワ市）
43. 決済ノンバンク金融機関「Dengi.Mail.Ru」（有限責任会社）（モスクワ市）
44. 「HSBC銀行(RR)」（有限責任会社）（モスクワ市）
45. SBI銀行 有限責任会社（モスクワ市）

(8)2022年11月9日付ロシア大統領指令第372号(株式・持分の処分に関し特別に許可を必要とするエネルギー機器・エネルギーサービス企業のリスト)

ロシア連邦大統領指令

1. 2022年8月5日付大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」第2項「d」号にしたが

い、燃料エネルギー部門諸組織のための設備の製造者でありそうした設備の保守および修理サービスを提供する事業体、熱エネルギーおよび（または）電力の生産者および供給者である事業体、石油、石油原料製品の加工およびそれらの加工製品の生産を行っている事業体の添付一覧を承認する。

2. 本指令はその署名日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2022年11月9日 第372-rp号

2022年11月9日付ロシア連邦大統領指令第372-rp号への附属書

燃料エネルギー部門諸組織のための設備の製造者でありそうした設備の保守および修理サービスを提供する事業体、熱エネルギーおよび（または）電力の生産者および供給者である事業体、石油、石油原料の加工およびそれらの加工製品の生産を行っている事業体の一覧

- 1.株式会社「アトラスコプロ」(モスクワ州ヒムキ市)
- 2.株式会社「バシネフチェゲオフィジカ」(ウファ市)
- 3.株式会社「ベーカーヒューズ」(モスクワ市)
- 4.株式会社「ベーカーヒューズテクノロギイ・イ・トゥルボプロヴォドヌィセルヴィス」(モスクワ市)
- 5.株式会社「ビューローヴェリタス・ルーシ」(モスクワ市)
- 6.株式会社「ヴァクテック」(カルーガ州エルモリノ市)
- 7.株式会社「ヴィカメラ」(モスクワ市)
- 8.株式会社「ギドロマシセルヴィス」(モスクワ市)
- 9.株式会社「GMSネフチェマシ」(チュメニ市)
- 10.株式会社「企業グループ「エレクトロシチトーTMサマラ」
- 11.株式会社「ディツマン」(モスクワ市)
- 12.株式会社「DKhLインテルネシュナル」(モスクワ市)
- 13.株式会社「IKFーセルヴィス」(ヴォルゴグラード市)
- 14.株式会社「クヴィントマディ」(モスクワ州エリノ村)
- 15.株式会社「研究生産会社「ミクラン」(トムスク市)
- 16.株式会社「ナフタガス」(モスクワ市)
- 17.株式会社「ネフチェアフトマティカ」(ウファ市)
- 18.株式会社「ノヴォメトーペルミ」
- 19.株式会社「ペルガムーエンジニアリング」(モスクワ市)
- 20.株式会社「チュメニプロムゲオフィジカ」(ハンティ・マンシ自治管区メギオン市)
- 21.株式会社「工業グループ「メトラン」(チェリャビンスク市)
- 22.株式会社「サービス会社「ブルセルヴィス」(モスクワ市)
- 23.株式会社「SZhSヴォストークリミテッド」(モスクワ市)
- 24.株式会社「ソルネチュヌィヴェーテル」(オレンブルグ市)
- 25.株式会社「トランスネフチ・ネフチャヌィエナソスィ」(チェリャビンスク市)
- 26.株式会社「ホールディング会社「OZNA」(ウファ市)
- 27.株式会社「ハネウエル」(モスクワ市)
- 28.株式会社「シュナイダーエレクトリック」(モスクワ市)
- 29.株式会社「エネルギー販売会社「ヴォストーク」(モスクワ市)
- 30.株式会社「エフ・エム・シー・ヴォルガ」(ノヴォチェボクサルスク市、チュヴァシ共和国)
- 31.株式会社「ユゴルスカヤ地域エネルギー会社」(ハンティ・マンシイスク市)
- 32.非公開型株式会社「ESAB-SVEL」(サンクトペテルブルグ市)

- 33.有限責任会社「ABB」(モスクワ市)
- 34.有限責任会社「ABB オペラツィオンスイツェントル」(カリーニングラード市)
- 35.有限責任会社「アヴェラルソーラーテクノロジー」(モスクワ市)
- 36.有限責任会社「アググレコ・ユーラシア」(チュメニ市)
- 37.有限責任会社「アリトラドセルヴィシズ」(ユジノサハリンスク市)
- 38.有限責任会社「アムールマシナリー・エンド・セルビセス」(ハバロフスク市)
- 39.有限責任会社「アトスアイティーツリューションズ・エンド・セルヴィセズ」(モスクワ市)
- 40.有限責任会社「BASF」(モスクワ市)
- 41.有限責任会社「BASFヴォストーク」(モスクワ州パヴロフスキーボサド市)
- 42.有限責任会社「BASFユーク」(モスクワ市)
- 43.有限責任会社「ベーカーヒューズ・ルス・インフラ」(モスクワ市)
- 44.有限責任会社「ベンテクトドリリング・エンド・オイルフィールドシステムズ」(チュメニ市)
- 45.有限責任会社「BITAS」(サマラ市)
- 46.有限責任会社「ブグリチャン太陽光発電所」(ブグリチャン村、バシコルトスタン共和国)
- 47.有限責任会社「掘削会社「エヴラジア」(モスクワ市)
- 48.有限責任会社「掘削会社PNG」(モスクワ市)
- 49.有限責任会社「ブルセルヴィス」(モスクワ市)
- 50.有限責任会社「VAGOコンタクト・ルス」(モスクワ市)
- 51.有限責任会社「ヴァレルNTS」(クルガン市)
- 52.有限責任会社「ヴェゼルフォルド」(モスクワ市)
- 53.有限責任会社「ヴェゼルフォルド・ビジネスセルヴィス」(サマラ市)
- 54.有限責任会社「ヴェロシ・プロムセルヴィス」(モスクワ市)
- 55.有限責任会社「ヴェルテク・オイルフィールドセルヴィス (RUS)」(モスクワ市)
- 56.有限責任会社「ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 57.有限責任会社「VILO RUS」(モスクワ市)
- 58.有限責任会社「第8 ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 59.有限責任会社「第2 ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 60.有限責任会社「ヴェルボル・インテグリティーセルヴィス」(モスクワ市)
- 61.有限責任会社「グリーンエナジー・ルス」(モスクワ市)
- 62.有限責任会社「グルンドフォスイストラ」(モスクワ州レシコヴォ村)
- 63.有限責任会社「ダイドメタル・ルーシ」(ニジェゴロド州ザヴォルジエ村)
- 64.有限責任会社「ダウイゾラン」(ヴラジーミル市)
- 65.有限責任会社「第12 ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 66.有限責任会社「第9 ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 67.有限責任会社「第10 ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 68.有限責任会社「ジー・イー・ルス」(モスクワ市)
- 69.有限責任会社「ジョンクレインーイスクラ」(ペルミ市)
- 70.有限責任会社「DKhLグローバルフォワーディング」(モスクワ州ヒムキ市)
- 71.有限責任会社「イーグルブルグマン」(モスクワ市)
- 72.有限責任会社「インテグラープレニエ」(チュメニ市)
- 73.有限責任会社「インテグラールセルビスィ」(モスクワ市)
- 74.有限責任会社「ヨコガワエレクトリック・サハリン」(ユジノサハリンスク市)
- 75.有限責任会社「ヨコガワエレクトリックCIS」(モスクワ市)
- 76.有限責任会社「イトン」(モスクワ市)
- 77.有限責任会社「KATKoネフチ」(ハンティ・マンシ自治管区コガルィム市)
- 78.有限責任会社「カトビネフチ」(ハンティ・マンシ自治管区ニジネヴァルトフスク市)

- 79.有限責任会社「KATオイルードリリング」(ハンティ・マンシ自治管区コガルィム市)
- 80.有限責任会社「KATオイルーリージング」(ハンティ・マンシ自治管区コガルィム市)
- 81.有限責任会社「KVSインテルネシュナル」(モスクワ市)
- 82.有限責任会社「クラリアント (RUS)」(モスクワ市)
- 83.有限責任会社「クリヴェル」(カリーニングラード州スヴェートルィ市)
- 84.有限責任会社 外資参加営利組織「KRONEアフトマチカ」(サマラ州ベルフニャヤポツテプノフカ町)
- 85.有限責任会社「KRONE エンジニアリング」(サマラ州ベルフニャヤポツテプノフカ町)
- 86.有限責任会社「K C A ドイタグ ドリリング」(ユジノサハリンスク市)
- 87.有限責任会社「K C A ドイタグ ラシャ」(チュメニ市)
- 88.有限責任会社「ライエル」(モスクワ市)
- 89.有限責任会社「LAN」(モスクワ市)
- 90.有限責任会社「リプヘルーニジニノヴゴロド」(ニジェゴロド州ジェルジンスク市)
- 91.有限責任会社「リプヘルールスランド」(モスクワ市)
- 92.有限責任会社「マンムト・ルス」(モスクワ市)
- 93.有限責任会社「マステルケミカルズ」(カザン市)
- 94.有限責任会社「MBSストロイーテリヌィエシシステムィ」(モスクワ州モロジヨジヌィ町)
- 95.有限責任会社「MLヴァンソリューションス」(モスクワ市)
- 96.有限責任会社「研究生産合同「アヴァロンエレクトロテフ」(モスクワ市)
- 97.有限責任会社「メカノトロンニクス総合問題科学技術センター」(サンクトペテルブルグ市)
- 98.有限責任会社「ナフタガスーブレニエ」(モスクワ市)
- 99.有限責任会社「ネフチェガス・イ・エネゲティカ」(モスクワ市)
- 100.有限責任会社「NOVコンプリーシュンツールズ」(モスクワ市)
- 101.有限責任会社「NOVオイルフィールドセルヴィセズ・ヴォストーク」(モスクワ市)
- 102.有限責任会社「ノーヴァヤエネルギヤ」(モスクワ市)
- 103.有限責任会社「NOYTECH ロジスティックス・サハリン」(ユジノサハリンスク市)
- 104.有限責任会社「ニューテックー掘削遠隔計測システム」(モスクワ市)
- 105.有限責任会社「ニューテック・セルヴィセズ」(モスクワ市)
- 106.有限責任会社「ナショナルオイルウェルヴァルコ・ユーラシア」(モスクワ市)
- 107.有限責任会社「第11ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 108.有限責任会社「オイルパンプセルヴィス」(ハンティ・マンシ自治管区ニジネヴァルトフスク市)
- 109.有限責任会社「OKSET」(モスクワ市)
- 110.有限責任会社「オルスキー石油精製工場」
- 111.有限責任会社「サハリンドリリングセルヴィシズ」(ユジノサハリンスク市)
- 112.有限責任会社「パケルセルヴィス」(モスクワ市)
- 113.有限責任会社「PVT」(モスクワ州ヒムキ市)
- 114.有限責任会社「第1ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 115.有限責任会社「ポテンツィアル」(モスクワ市)
- 116.有限責任会社「プロダクションセルヴィセズネットワーク・サハリン」(ユジノサハリンスク市)
- 117.有限責任会社「生産会社「ボレツ」(モスクワ市)
- 118.有限責任会社「第15ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 119.有限責任会社「P A C K O ガスエレクトロニカ」(ニジェゴロド州アルザマス市)
- 120.有限責任会社「ROSMIKS」(モスクワ市)
- 121.有限責任会社「ロトルクRUS」(モスクワ市)
- 122.有限責任会社「ルルペンペンRUS」(モスクワ市)
- 123.有限責任会社「ルスヴィニル」(ニジェゴロド州クストヴォ市)
- 124.有限責任会社「ロシア機械製作スタンダード」(モスクワ州ザプルドニャ町)

- 125.有限責任会社「REDALITシリウムベルジェ」(リペツク州グリャジ市)
- 126.有限責任会社「サンプロジェクト」(モスクワ市)
- 127.有限責任会社「サンプロジェクト2」(モスクワ市)
- 128.有限責任会社「サンライトエナジー」(モスクワ市)
- 129.有限責任会社「スヴェルドロフエレクトロ・シロヴィエトランスフォルマ」(エカテリンブルグ市)
- 130.有限責任会社「第7ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 131.有限責任会社「サービスセンターEPU」(ハンティ・マンシ自治管区ネフチェユガンスク市)
- 132.有限責任会社「サービス会社「ペトロアリヤンス」(サマラ市)
- 133.有限責任会社「シーメンズ」(モスクワ市)
- 134.有限責任会社「シーメンズ・ガメサ・リニューアブルエナジー」(レニングラード州)
- 135.有限責任会社「シーメンズ・インダストリーソフトウェア」(モスクワ市)
- 136.有限責任会社「シーメンズ・モビリノスチ」(モスクワ市)
- 137.有限責任会社「シーメンズ・エレクトロプリヴォド」(サンクトペテルブルグ市)
- 138.有限責任会社「スコミ・オイルツールズ (RUS)」(モスクワ市)
- 139.有限責任会社「SLKセメント」(スヴェルドロフスク州スホイログ市)
- 140.有限責任会社「スミス・サイベリアンセルヴィセズ」(モスクワ市)
- 141.有限責任会社「SMTT.ヴィソコヴォリトヌィエレシエーニヤ」(サンクトペテルブルグ市)
- 142.有限責任会社「ソーラーリテール」(モスクワ市)
- 143.有限責任会社「ソーラーサイクル」(モスクワ市)
- 144.有限責任会社「ソーラーシステムス」(モスクワ市)
- 145.有限責任会社「ソーラーウリヤノフスク」
- 146.有限責任会社「専門的バックフィル管理」(オレンブルグ州ブズルク市)
- 147.有限責任会社「専門的輸送管理」(モスクワ市)
- 148.有限責任会社「スタープロジェクト」(モスクワ市)
- 149.有限責任会社「STEPオイルツールズ」(モスクワ市)
- 150.有限責任会社「TEK-KOM生産」(トヴェリ州ブラシェフスコエ村)
- 151.有限責任会社「テラワット」(モスクワ市)
- 152.有限責任会社「テフゲオブル」(サマラ市)
- 153.有限責任会社「テフゲオセルヴィイス」(サマラ市)
- 154.有限責任会社「技術会社シリウムベルジェ」(チュメニ市)
- 155.有限責任会社「トランスコンヴァーター」(モスクワ市)
- 156.有限責任会社「第3ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 157.有限責任会社「チュメニ石油採掘設備工場」
- 158.有限責任会社「ウリヤノフスク工作機械製造工場」
- 159.有限責任会社「フェルソルセルヴィイス」(モスクワ市)
- 160.有限責任会社「フィンディスプ」(モスクワ州ラーメンスコエ市)
- 161.有限責任会社「「ラディウスーセルヴィイス」社」(ペルミ州フェルマ町)
- 162.有限責任会社「フロウセルヴ」(モスクワ市)
- 163.有限責任会社「フォイトトゥルボ」(カザン市)
- 164.有限責任会社「フォルトウムーノーヴァヤゲネラーツィヤ2」(モスクワ市)
- 165.有限責任会社「FSDS」(ユジノサハリンスク市)
- 166.有限責任会社「ヒタチコンストラクションマシナリー・ユーラシア」(トヴェリ州)
- 167.有限責任会社「第4ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 168.有限責任会社「第14ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 169.有限責任会社「第16ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)
- 170.有限責任会社「第6ヴェトロパルクFRV」(モスクワ市)

- 171.有限責任会社「シリウムベルジェ・ヴォストーク」(ユジノサハリンスク市)
- 172.有限責任会社「シュナイダーエレクトリック・エレクトロモノブロック工場」(レニングラード州)
- 173.有限責任会社「シュナイダーエレクトリックシステムズ」(モスクワ市)
- 174.有限責任会社「シェッフレルRUS」(ウリヤノフスク市)
- 175.有限責任会社「EKTOKhIM」(モスクワ市)
- 176.有限責任会社「エラストカム」(ニジネカムスク市、タタルスタン共和国)
- 177.有限責任会社「エメルソン」(モスクワ市)
- 178.有限責任会社「エネルギーグリーンパワー・ルス」(モスクワ市)
- 179.有限責任会社「エネルギーウィンド・アゾフ」(ロストフ州カガリニク村)
- 180.有限責任会社「エネルギーウィンド・コラ」(ムルマンスク市)
- 181.有限責任会社「エネルギーウィンド・スタヴロポリエ」(スタヴロポリ地方コチュベエフスコエ村)
- 182.有限責任会社「エアリキッド」(モスクワ市)
- 183.有限責任会社「エリエルマネージメント」(モスクワ市)
- 184.有限責任会社「エリエルネフチェガスセルヴィス」(モスクワ市)
- 185.有限責任会社「ESKノーヴァヤエネルギー」(チェリャビンスク市)
- 186.有限責任会社「ユニグリーンパワー」(モスクワ市)
- 187.上場株式会社「Tプラス」(モスクワ州クラスノゴルスク市街区)
- 188.上場株式会社「地域発電会社No.1」(サンクトペテルブルグ市)
- 189.上場株式会社「フォルトゥム」(モスクワ市)
- 190.上場株式会社「エネルギーロシア」(エカテリンブルグ市)
- 191.上場株式会社「ユニプロ」(ハンティ・マンシ自治管区スルグト市)

(9)2023年4月25日付ロシア大統領令(非友好国企業資産の一時的管理)

大統領令「いくつかの資産の一時的管理について」

ロシア連邦、ロシア法人および自然人から所有権を不法に剥奪するおよび(または)その所有権を制限しようとする、アメリカ合衆国およびそれに加わった外国国家ならびに国際機関の非友好的、かつ国際法に反する行動に対して緊急措置を講じる必要性に鑑み、ロシア連邦の国益を保護することを目的として、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制的措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応(対抗)措置について」にもとづき、以下の通り決定する:

1. ロシア連邦および(または)ロシア法人または自然人からの、ロシア連邦、ロシア法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家(以下、「非友好的外国国家」)の領内に存在する資産の所有権、および(または)財産権の剥奪、上記権利の制限、もしくは、かかる剥奪、制限の脅威、ロシア連邦の国家安全、経済的安全、エネルギー安全またはその他の安全への脅威、ロシア連邦の国防力への脅威の発生があった場合に、以下の資産が一時的管理下に置かれることを定める:

a) ロシア連邦領内に存在する、非友好的外国国家との関係を有する外国人(そうした外国人が当該国家の市民または居住者である場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)およびそうした外国人の支配下にある者(以下、「非友好的外国国家の者」)の動産および不動産;

b) 非友好的外国国家の者に帰属する有価証券、ロシア法人の定款(抛出)資本金中の持分;

c) 非友好的外国国家の者に帰属する財産権。

2. 本令に添付された、一時的管理の対象となる動産および不動産、有価証券、ロシア法人の定款(抛出)資本金中の持分ならびに財産権のリストを承認する。

3. 連邦国家資産管理局を一時的管理者に指定する。

4. 連邦国家資産管理局の提言による場合を含め、ロシア連邦大統領によって他の者を一時的管理者に指定することもできる。

5. 一時的管理者は一時的管理下に置かれている動産および不動産、有価証券、ロシア法人の定款（拠出）資本金中の持分ならびに財産権（以下、「資産」）の所有者としての権限を行使する。ただし、それらの資産を処分する権限を除く。

6. 一時的管理者は一時的管理下に置かれている資産の棚卸を行い、それらの資産の保全を保障する役割を遂行する。

7. 資産の一時的管理に係わる費用は、それらの資産の活用によって得られる収入で賄われる。

8. 資産の一時的管理はロシア連邦大統領の決定によって停止される。

9. 本令はそれが公布された日から発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2023年4月25日 第302号

2023年4月25日付ロシア連邦大統領令第302号により承認

一時的管理の対象となる動産および不動産、有価証券、ロシア法人の定款資本金中の持分と財産権のリスト

No.	資産	一時的管理者
	I. 動産	
	II. 不動産	
	III. 有価証券	
1.	上場株式会社「ユニプロ」の、「ユニパーSE」(Uniper SE) に属する、株式 83.73%	連邦国家資産管理局
2.	上場株式会社「フォルトウム」の、「フォルトウム・ラシヤ B.V.」(Fortum Russia B.V) に属する、株式 69.8807%	連邦国家資産管理局
3.	上場株式会社「フォルトウム」の、「フォルトウムホールディング B.V.」(Fortum Holding B.V) に属する、株式 28.3488%	連邦国家資産管理局
	IV. 法人の定款（拠出）資本金中の持分	
	V. 財産権	

(10)2024年2月26日付ロシア大統領令(2022年8月5日付大統領令第520号の修正)

大統領令「2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」の改正について」

1. 2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」(ロシア連邦法令集、2022、No. 32、掲載番号5816 ; No. 50、掲載番号8889 ; 2023、No. 52、掲載番号9593) に、以下の変更を加える：

a) 以下を内容とする第5項の1を追加する：

「5の1 ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会は、本令第5項にしたがった取引（オペレーション）を実行することの妥当性を検討し、取引実行の妥当性または非妥当性についての根拠を付した勧告を作成する。取引（オペレーション）が金融機関の株式（定款資本金中の持分）の取得および（または）金融機関の株主（出資者）に対する支配確立を目的とするものである場合、根拠を付した勧告を作成するにはロシア連邦の法に定められているロシア連邦中央銀行の事前同意が存在しなければならない。」；

b) 以下を内容とする第5項の2を追加する：

「5-2 ロシア連邦大統領の特別決定は、本令第5の1項の要件を考慮することなく下すことができる。」。

2. ロシア連邦政府は、2022年8月5日付ロシア連邦大統領令第520号「いくつかの外国国家および国際機関の非友好的行動に関連した金融および燃料エネルギー分野における特別経済的措置の適用について」に定める取引（オペレーション）を実行することの妥当性をロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会が検討する手順を承認するものとする。

3. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン
2024年2月26日 第143号

3. 政府決定・政府指令

(1)2022年3月5日付ロシア政府指令(非友好国リストの承認)

ロシア連邦政府 指令

2022年3月5日付第430号

2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」を実施するに当たり：

1. 添付される、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家および領土の一覧を承認する。

2. 本指令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦政府議長 M. ミシュスチン

2022年3月5日付ロシア連邦政府指令第430-r号により承認

ロシア連邦、ロシアの法人及び自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家および領土の一覧

オーストラリア、アルバニア、アンドラ、英国（ジャージー島（英国王室の王室属領）およびその支配下にある海外の領土—アングラ島、英領ヴァージン諸島、ジブラルタルを含む）、欧州連合加盟国、アイスランド、カナダ、リヒテンシュタイン、ミクロネシア連邦、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、サンマリノ、北マケドニア、シンガポール、米国、台湾（中国）、ウクライナ、モンテネグロ、スイス、日本

(2)2022年3月6日付ロシア政府決定第(外国投資監督政府委員会による許可発行規則の承認)

ロシア連邦政府決定

2022年3月6日付第295号

ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的格の追加暫定措置の実施のための、居住者による外国人との取引(オペレーション)の実行(履行)に対するロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可発行規則の承認、およびロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について

2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的格の追加暫定措置について」第2項にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する。

1. 添付される、「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的格の追加暫定措置の実施のための、居住者による外国人との取引（オペレーション）の実行（履行）に対するロシア連邦における外国投資

実施状況監督政府委員会による許可発行規則」を承認する。

2. 2008年7月6日付ロシア連邦政府決定第510号「ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会について」(ロシア連邦法令集、2008、No.28、掲載番号3382)によって承認されたロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程に、以下の内容の第61項を追加する。

「61. 委員会は、個々の課題の実行と諸機能の遂行のために、小委員会を設けることができ、その小委員会の権限はロシア連邦政府によって定められ、その構成は委員会議長または副議長によって承認される。」。

3. 本決定はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号により承認

ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施のための、居住者による外国人との取引(オペレーション)の実行(履行)に対するロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可発行規則

1. 本規則は、ロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会(以下、「委員会」)による、以下の実行(履行)に対する許可発行の特別手順を定めるものである。

a) 居住者(在留外国人、residents)による、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人(そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む)ならびにその登記場所または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者(以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」と)の間の、以下の取引(オペレーション)。

非友好的行動を実行する外国国家の者に対して、クレジット、借款(ループル建て)を供与する取引(オペレーション)。ただし、クレジットおよび借款がロシア連邦の法規文書により禁止されている場合を除く。

有価証券および不動産に対する所有権を発生させるような取引(オペレーション)。

b) 居住者による、非友好的行動を実行する外国国家の者ではない外国人との間の、本項a)に定める取引(オペレーション)で、そうした取引(オペレーション)の対象が、当該外国人によって非友好的行動を実行する外国国家の者から2022年2月22日以降に取得された有価証券および不動産である場合。

c) 居住者により、非居住者に対して借款契約により外貨が提供されるような外貨オペレーション。

d) 非居住者による、ロシア連邦領外に位置する銀行およびその他の金融市場機関に開設された自らの口座(預金)への外貨の払い込み、および外国の支払いサービス提供者が提供する電子的な支払い手段を利用した銀行口座を開設することなく行われる金銭の振り込みの実施。

2. 連邦法「国の防衛および国家の安全保障のための戦略的意義を有する事業体への外国投資の実施手順について」が適用される事業体に対する取引、その他の行為への委員会による許可の発行は、連邦法にしたがい、当該取引、その他の行為を事前に合意することによって行う。

3. 本規則において「居住者」の概念は、連邦法「外貨規制および外貨管理について」第1条においてと同じ意味で用いられる。

上記連邦法第5条記載の条件のいずれか一つがあてはまる者は、本規則第1項「a」の第1段落での支配下にある者とみなされる。

4. 本規則第1項記載の取引(オペレーション)または取引(オペレーション)群を実行(履行)する許可(以下、「取引(オペレーション)実行(履行)許可」)発行の申請書は、居住者または非友好的行動を実行する外国国家の者によって、予算、税務、保険、外貨、銀行業務分野における国家政策の策

定および法規制機能を遂行する連邦行政機関（以下、「管轄機関」）に提出される。

5. 本規則第4項に定める申請書の構成には、以下の書類が含まれる。

a) 取引（オペレーション）の目的、対象、内容、主要条件に関する情報、許可の予定有効期間に関する情報を含む、委員会宛の、自由な書式による取引（オペレーション）実行（履行）許可発行願い（事業体の定款資本金を構成する議決権株（持分）に対応する一定数の議決権を直接または間接に裁量下に置く権利が入手されることになるような取引（オペレーション）を実行（履行）する許可発行願いを提出する場合、取引（オペレーション）実行（履行）許可発行願いには、当該議決権株（持分）に対応する議決権数が記載される）。

b) 法人または個人事業主としての自然人である申請者の当該国家の法規にしたがった国家登録を証明する書類、または、法人である申請者については、その設立を証明するその他の書類；

c) 自然人である申請者の身分を証明する書類

d) 法人ではない外国機関である申請者が、設立された国の法規にしたがって設立されたことを証明する書類

e) 法人である申請者の設立文書

f) 利益取得者、実質的支配者、取引当事者（オペレーション参加者）である非友好的行動を実行する外国国家の者を支配する者についての情報、連邦法第5条によるその者が支配下にあるとされる条件についての情報を含む書類

g) 申請書提出日に先立つ最後の決算日時点での居住者の貸借対照表（居住者の不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）の実行（履行）許可発行申請書を提出する場合）、ただし連邦法「会計について」第18条に定める会計（財務）報告国家情報リソースに当該の貸借対照表がないとき

h) 申請書提出日に先立つ最後の決算日時点での居住者の資産の簿価に関する情報（居住者の不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）の実行（履行）許可発行申請書を提出する場合）。

6. 申請書および本規則第5項に記載の書類はロシア語で作成されるものとする。書類の正本が外国語で作成されている場合、それら正本は所定の手順で公証されたロシア語への翻訳（当該書類が作成された国の管轄国家機関のアポスティーユを付して）とともに提出される。

書類は綴じた形で提出され、申請人の印（それがあつた場合）によって証明される。

申請人が自然人である場合、書類は真正であることが所定の手順で公証されたその自然人の署名によって証明される。

申請書は、公証された委任状または申請書提出の権限を証明するその他の文書を持つ申請人の代理人によって管轄機関に提出されてもよい。

申請書には送付される書類の一覧表が添付される。

7. 申請書および本規則第5項に記載の書類に、国家、営業上、職業上または法律によって守られるその他の秘密となる情報が含まれている場合、申請者はそうした情報を含む文書の完全なリストを申請書に記載する。

国家、営業上、職業上またはその他の法律によって守られる秘密となる情報は、ロシア連邦法規に定める要求にしたがって管轄機関に提出される。

8. 本規則第5項にしたがって申請書の構成に含まれる情報および書類は、十全かつ正確なものでなければならない。申請人が十全な量の情報および書類を提出することができない場合、それらは同人のもとにある分量で提出される。その際、申請人が当該の情報および書類を提出できない理由が示され、またどこにそうした情報および書類を要求することができるかが伝えられる。

9. 本規則第5項にしたがって申請書の構成に含められた情報および書類の変更に関する情報は、そうした変更について申請人が知ることとなった日から3日以内に、申請人によって書面により管轄機関に伝えられる。

10. 管轄機関は申請書と本規則第5項にしたがってその構成に含められた書類の管理と保管、およ

びそれらに含まれた国家、営業上、職業上または法律によって守られるその他の秘密となる情報の保護を保障する。

11. 本規則第1項に記載の者に対する取引（オペレーション）の実行（履行）許可を発行させるための管轄機関への照会を、連邦行政機関および（または）ロシア連邦中央銀行が行う場合、規則の第4-10項は適用されない。

12. 申請書および本規則第5項に記載の書類、本規則第11条記載の照会は、紙媒体で、および電子デジタル署名を使用した電子文書の形を含めた電子媒体で、管轄機関に提出することができる。

13. 委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可、取引（オペレーション）実行（履行）条件を含む委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可、委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可発行拒否となるのは、ロシア連邦大統領府、社会経済発展の分析および予測分野の国家政策策定および法規制機能を遂行する連邦行政機関、ロシア連邦中央銀行から1名ずつが参加し、管轄機関の長が委員長となる小委員会（以下、「小委員会」）が下した、管轄機関により正式に文書化された決定である。

14. 小委員会は申請書および本規則第5項に記載の書類、本規則第11項記載の照会を検討し、小委員会の会議で、または遠隔投票により、取引（オペレーション）または取引（オペレーション）群に関する決定を下す。決定は小委員会の全会一致で採択される。

15. 小委員会は委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可の有効期限を定めることができる。

16. 小委員会は委員会の取引（オペレーション）実行（履行）許可を不特定多数の者を対象に発行する旨の決定を下すことができる。

(3)2023年4月24日付ロシア政府決定第654号(外国投資監督政府委員会規程の修正)

ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会規程の改正について

ロシア連邦政府は以下の通り決定する：

2008年7月6日付ロシア連邦政府決定第510号「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会について」（ロシア連邦法令集、2008年、No. 28、掲載番号3382；2016年、No. 6、掲載番号842；2018年、No. 16、掲載番号2384；2019年、No. 24、掲載番号3081；2022年、No. 11、掲載番号1689；No. 17、掲載番号2886；No. 30、掲載番号5638；No. 46、掲載番号8001）によって承認された、添付の「ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会規程」改正案を承認する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2008年7月6日付ロシア連邦政府決定第510号（2023年4月24日付ロシア連邦政府決定第645号版）により承認

外国投資実施監督政府委員会規程

1. ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会（以下、「委員会」）は、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に則り、国家の防衛と国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体（以下、「戦略的意義を有する事業体」）に対する外国投資の実施を監督するために設置される。

2. 委員会はロシア連邦憲法、連邦憲法的法、連邦法、ロシア連邦大統領およびロシア連邦政府の文書、ならびに本規程にしたがって活動する。

3. 委員会の主要課題は以下の通りとする：

a) 連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う

際の手順について」に基づく、以下の事前承認：

戦略的意義を有する事業体に対する、外国人投資家または外国人投資家が属するグループ（以下、「投資家グループ」）の支配の確立につながる取引、ならびに、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に基づく、委員会の事前承認を必要とする、外国人投資家または投資家グループによる戦略的意義を有する事業体に関するその他の取引；

外国投資家または投資家グループが、戦略的意義を有する事業体経営機関の、企業活動を行うための条件を含む、決定を左右する権利の取得につながるその他の行為；

戦略的意義を有する事業体の主要な生産手段であり、会計（財務）報告書のデータによる最新の決算日時点でのその価格が当該の事業体の資産の帳簿価格の25%以上であるような資産の取得、保有または使用がなされる取引；

当該の事業体が、または当該の事業体およびそれと同一のグループに属する者たち全体が、連邦法「漁業および水生生物資源の保護について」に定める契約および（もしくは）国家権力機関の決定に基づき、ならびに（または）包括継承の手順による水生生物資源採取（漁獲）権の上記の者への移転（以下、「水生生物資源を採取（漁獲）する権利の付与につながる取引の実施および[または]決定の取得」）の結果として、ロシア連邦政府が承認したリストに記載された特定の種類の水生生物資源を漁業水域内の全ての採取（漁獲）区域において、上記の水生生物資源の、割当種類別に配分された総許容漁獲量で採取（漁獲）する権利（諸権利）を、漁業水域内の採取（漁獲）区域において、連邦法「漁業および水生生物資源の保護について」に基づいて定められる当該水生生物資源種の総許容漁獲量の35%以上の量で取得する場合の、外国人投資家または投資家グループの支配下にある戦略的意義を有する事業体による、水生生物資源を採取（漁獲）する権利の取得；

外国人投資家または投資家グループの支配下にあつて、水生生物資源を採取（漁獲）する権利を有せず、しかるべき国家権力機関にこの権利を付与するよう申請することを計画している事業体に対して、水生生物資源を採取（漁獲）する権利を付与することにつながる、取引の実施および（または）決定の取得；

b) 連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に基づく、以下の承認：

戦略的意義を有する事業体に対する外国人投資家または投資家グループの支配の確立；

国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有し、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第6条に記載された活動のうちの一つだけでも実施するために必要なライセンスの取得に係わる申請（当該の活動においてライセンス交付[以下、「ライセンス」]が必須である場合）、または国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有し、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第6条に記載された活動のうちの一つだけでも実施するために必要な認可証明書の取得に係わる申請（それらの活動を実施するために上記の認可証明書[以下、「認可証明書」]の取得を要する場合）、または航空安全保障に係わる活動を行う法人が連邦航空規則の要求に適合していることを確認する文書の取得に係わる申請（それらの活動を実施するために上記の文書[以下、「適合に関する文書」]の取得を要する場合）、またはライセンス登録簿の変更に係る申請、または組織変更する形、もしくは統合する形、もしくは別の法人に併合する形で法人を再編する場合には、認可証明書もしくは適合に関する文書の再交付に係わる申請を、行う事業体に対する外国人投資家または投資家グループの支配の確立；

c) 連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条に基づき、委員長の決定による事前承認を必要とする、外国人投資家によるロシアの事業体との取引の事前承認；

d) ロシア連邦法「ロシア連邦法『株式会社について』および個々のロシア連邦法令の改正について」第6条が発効するまでは、その流通の実施が、外国の法令に基づいた、ロシアの発行者の株式に対する権利を証明する外国の発行者の有価証券の発行により行われていた、ロシアの発行者の株式のロ

シア連邦領外での流通の継続に関する決定の採択、ならびに、ロシアの証券保管機関でそれに対する権利が管理されている外国発行者の有価証券の保有者がロシア発行者株式をしかるべき数量取得することを可能にするための行動を実施しないことについての許可書、および、ロシアの発行者の株式のロシア連邦領外での流通の継続期間の終了に伴って上記の行動を実施することの許可書の、ロシアの発行者への交付。

4. 委員会は自らに課された課題を実行するために、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」および連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条に定める手順で/場合に、以下の機能を遂行する：

a) 以下の事前承認に関する請願書を審査する：

戦略的意義を有する事業体に対する外国人投資家または投資家グループの支配の確立につながる取引、外国人投資家または投資家グループがその結果として、戦略的意義を有する事業体の経営機関の決議（企業活動を行うための条件を含む）を左右する権利を取得することになるその他の行動、その事前承認について連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」で定められている、その他の取引；

水生生物資源を採取（漁獲）する権利を外国人投資家または投資家グループの支配下にある事業体に付与することにつながる取引の実施および（または）決定の取得；

連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条に基づき、委員長の決定による事前承認を必要とする、外国人投資家によるロシアの事業体に関する取引；

b) 戦略的意義を有する事業体に対する、または、ライセンスを交付する機関（組織）にライセンス取得もしくはライセンス登録簿の変更に関する申請を行う、もしくは認可証明書を発行する機関に認可証明書の取得もしくは再交付申請を行う、もしくは適合に関する文書を発行する機関に適合に関する文書の取得もしくは再交付申請を行う事業体に対する、外国人投資家または投資家グループの支配の確立の承認に関する請願書を審査する；

c) 以下に関する決定を採択する：

取引（水生生物資源を採取（漁獲）する権利の付与につながる取引の実施および [または] 決定の取得を含む）の事前承認、または、ライセンスを交付する機関（組織）にライセンス取得もしくはライセンス登録簿の変更に関する申請を行う、もしくは認可証明書を発行する機関に認可証明書の取得もしくは再交付申請を行う、もしくは適合に関する文書を発行する機関に適合に関する文書の取得もしくは再交付申請を行うことを、計画している事業体などに対する支配の確立の承認；

連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第12条に定める、外国人投資家または投資家グループに属する法人もしくは自然人とのしかるべき義務の履行および協定の条件の変更に関する協定が存在する場合において、取引（水生生物資源を採取（漁獲）する権利の付与につながる取引の実施および [または] 決定の取得を含む）の事前承認、または、ライセンスを交付する機関（組織）にライセンス取得もしくはライセンス登録簿の変更に関する申請を行う、もしくは認可証明書を発行する機関に認可証明書の取得もしくは再交付申請を行う、もしくは適合に関する文書を発行する機関に適合に関する文書の取得もしくは再交付申請を行うことを、計画している事業体などに対する支配の確立の承認；

取引（水生生物資源を採取（漁獲）する権利の付与につながる取引の実施および [または] 決定の取得を含む）の事前承認の拒否、または、ライセンスを交付する機関（組織）にライセンス取得もしくはライセンス登録簿の変更に関する申請を行う、もしくは認可証明書を発行する機関に認可証明書の取得もしくは再交付申請を行う、もしくは適合に関する文書を発行する機関に適合に関する文書の取得もしくは再交付申請を行うことを、計画している事業体などに対する支配の確立の承認の拒否；

本項「a」号または「b」号に記載する請願書について、例外的な場合に審査期間を延長すること；

d) 外国人投資家または投資家グループに属する法人もしくは自然人に課される義務を定める；

e) 外国人投資家または投資家グループの支配下にある事業体が、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」の要求に違反して、

ライセンスを取得もしくは当該事業体に係るライセンス登録簿を変更した事実、外国人投資家または投資家グループの支配下にある事業体が同連邦法の要求に違反して、認可証明書または適合に関する文書を取得もしくは再交付させた事実の認定に関して、ロシア連邦における外国投資の実施を監督する機能の遂行に係わる権限を付与されている連邦行政機関（以下、「管轄機関」）が作成した結論書を審査し、国家の防衛および国家安全保障への脅威の有無、住民の生活を支える施設が着実に中断することなく機能する必要性、国家の防衛および国家安全保障にとっての戦略的意義を有する活動の機能停止がもたらす社会・経済的影響および生態系への影響などを考慮した上で、当該の結論書に記載されている活動に係わるライセンス、認可証明書または適合に関する文書の効力の停止が必要である旨の決定を下す；

f) 外国人投資家または投資家グループが、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」の要求に違反して、戦略的意義を有し、水生生物資源の採取（漁獲）を行う事業体に対する支配を確立した事実、または、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第7条第7項の要求に違反して、水生生物資源を採取（漁獲）する権利を外国人投資家または投資家グループの支配下にある事業体に付与することにつながる取引を実施および（または）決定を取得した事実の認定に関して、管轄機関が作成した結論書を審査し、国家の防衛および国家安全保障への脅威が存在し、水生生物資源を採取（漁獲）する事業が停止した場合の否定的な社会・経済的影響および生態系への影響がない場合において、上記連邦法に違反して戦略的意義を有する事業体に交付された水生生物資源の採取（漁獲）に関する許可書の効力の停止が必要である旨の決定を下す；

g) 連邦法およびロシア連邦政府の個々の文書に基づき、その他の決定を採択する。

5. 外国人投資家が事業体に関して計画している取引について委員長に情報を提供する必要性、および委員会によるこの取引の事前承認に関する連邦行政機関および諸組織の根拠づけられた提案がある場合において、または管轄機関の根拠づけられた提案にしたがって、連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条に基づく、外国人投資家がロシアの事業体に関して実行する取引の事前承認の必要性の有無に関する決定は、委員長が、連邦法「ロシア連邦における外国投資について」第6条第9項第2号に基づいて管轄機関から提供されたこの取引に関する情報を入手してから30日以内に下す。

6. 連邦法「ロシア連邦における外国投資」第6条第8項第2号に記載された、根拠づけられた連邦行政機関および諸組織の提案には、連邦法「ロシア連邦における外国投資」第6条第8項第2号に記載された連邦行政機関および諸組織による法的規制および（または）連邦国家監督（監視）が行われている事業分野にとっての、計画された取引を実施した場合の影響の説明が含まれる。さらに、委員会が外国人投資家に対して、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」第12条第1項および第1-1項に定める一件もしくは数件の義務を課す必要がある場合においては、この提案には当該の義務のリスト、その履行期間および履行の評価基準も含まれる。

7. 外国人投資家によるロシアの事業体に関する取引には委員会の事前承認が必要な旨の決定を委員長が下した場合、当該の取引は、連邦法「国家の防衛および国家安全保障にとって戦略的意義を有する事業体に外国投資を行う際の手順について」に定める手順にしたがって委員会が事前承認する場合にのみ実行できるものとする。

8. 委員会は、自らに課せられた課題を遂行するために以下の権限を有する：

a) 連邦行政機関および諸組織に対して委員会の権限に属する問題に関する資料および情報を照会する；

b) 委員会の審議に付される諸問題を検討するために、連邦行政機関および諸組織の代表者および専門家を所定の手順にしたがって委員会の業務に参加させる。

c) 委員会の会合において、委員会の権限に属する問題について連邦行政機関および諸組織の代表者の意見を聴取する；

d) 連邦行政機関と諸組織の代表者で構成される作業部会を設置する；

e) 委員会の決定事項の履行を監督する。

9. 委員会のメンバー構成はロシア連邦政府の承認を受ける。

委員長は委員会の活動を統括し、委員会に課せられた課題の遂行に個人的な責任を負う。

10. 委員会は個々の課題を遂行しその機能を果たすために、小委員会を設置することができる。小委員会の権限はロシア連邦政府が定め、そのメンバー構成は委員長または副委員長の承認を受けるものとする。

小委員会の個々の委員が（一時的な労働不能、休暇、その他の正当な理由により）一時的に不在となる場合には、委員長または副委員長が、任用期間を明示した上で、臨時に他の者を小委員会の委員として任命することができる。ただし、小委員会の臨時に任命される委員は、不在となる者が属する国家機関またはロシア連邦中央銀行の役職者から選ばれるものとする。

11. 委員会会合を開催する決定は委員長が、または委員長の指示により副委員長が下す。

委員会会合は必要に応じ、取引の事前承認請願書および支配確立承認請願書の審査の所定の期限を考慮して開催される。

委員会会合での審議を要する問題については、管轄機関がこれを提起する。

12. 委員会会合は委員長が、または委員長の指示により副委員長が主宰する。委員は自らの権限を他の者に委任することはできない。

委員会会合は総員の半数を超える委員が出席した場合に成立する。委員が会合を欠席する場合には、審議される問題について自らの意見を書面で陳述しなければならない。

13. 委員会の決定は会合に出席している委員の単純多数決（書面で陳述された欠席委員の意見も考慮する）により採択された後、議事録に記録され、委員会会合の議長を務めた者がこれに署名する。

採択された決定に異議のある委員は、自らの意見を書面で述べることができ、その意見は委員会会合議事録に添付される。

得票数が賛否同数の場合、委員会会合の議長の決するところによる。

委員会は遠隔投票によって決定を採択することができる。遠隔投票の実施に関しては委員長が決定する。

遠隔投票を実施する決定が下された場合、委員にはそれについて必ず通知するものとし、遠隔投票に付される問題に関する意見を書面で提出する期限を明記する。

遠隔投票が実施される場合には、決定は当該の投票に参加した委員の全員一致で採択される。ただし、遠隔投票に参加した委員の人数は、安全保障分野の連邦行政機関の代表者および国防分野の連邦行政機関の代表者を含め、委員総数の半分以上でなければならない。遠隔投票に付された問題について全員一致の決定がなされなかった場合には、本件に関する決定は本規定に定める手順により委員会の会合で採択される。

遠隔投票によって採択された決定は議事録に記録され、委員長が、またはその指示により副委員長がこれに署名する。

14. 委員会活動の情報分析支援は、管轄機関が行い、組織的・技術的支援はロシア連邦内閣官房が行う。

4. 外国投資監督政府委員会議事録

(1) 2022年12月12日付外国投資監督政府委員会議事録第118/1号(非友好国のロシア子会社の資産売却に関する諸条件)

2022年12月22日付ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会小委員会会議事録第118/1号抜粋

1. 検討された情報および行われた討議を考慮し、ロシアの事業体の株式、定款（拠出）資本金中の

持分（出資金）を含む有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会小委員会（以下、小委員会）による全員一致の決議：

- 1) 資産の市場価値に対する中立の立場からの評価が存在する。
 - 2) 資産の売却にあたって資産評価報告書に記載されている当該資産の市場価値の50%以上の割引が行われる。
 - 3) 新たな株主（所有者）向けの重要業績評価指標が設定されている。
 - 4) 1～2年にわたる分割払い条件および（または）実行（遂行）される取引（オペレーション）の価額の10%以上に相当する金額を自主的に連邦予算に納付する義務が存在する。
2. 小委員会は、ロシア連邦大統領令に定める場合における外国設立参加者（株主）（以下、外国設立参加者（株主））への利益（配当金）支払い実施を組織に対して許可する旨の決議の採択は、原則として、以下の条件が遵守された場合に限るという方針についてのロシア財務省とロシア銀行の情報を考慮した。
- 1) 支払われる利益（配当）の額が前年度の純利益の50%以下である。
 - 2) 過年度の利益（配当）の支払いに関する適及的な分析の結果が考慮されている。
 - 3) 組織の外国設立参加者（株主）がロシア連邦において商業活動を継続する意志を有している。
 - 4) 組織の活動の意義ならびにその実施する活動がロシア連邦の技術上・生産上の主権ならびにロシア連邦（ロシア連邦構成主体）の社会経済発展に与える影響の評価に関する連邦行政機関およびロシア銀行の考え方が考慮されている。
 - 5) 連邦行政諸機関が組織に対して四半期ごとの重要業績評価指標を設定している。
 - 6) 設定されている重要業績評価指標を組織が達成した場合、四半期ごとに利益（配当）を支払うことが可能である。

ロシア連邦財務次官 A.V.モイセーエフ

(2)2022年12月12日付外国投資監督政府委員会議事録第118/1号(非友好国のロシア子会社の資産売却に関する諸条件)

2022年12月22日付ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会小委員会 会議議事録第118/1号抜粋

1. 検討された情報および行われた討議を考慮し、ロシアの事業体の株式、定款（拠出）資本金中の持分（出資金）を含む有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会小委員会（以下、小委員会）による全員一致の決議：

- 1) 資産の市場価値に対する中立の立場からの評価が存在する；
- 2) 資産の売却にあたって資産評価報告書に記載されている当該資産の市場価値の50%以上の割引

が行われる；

3) 新たな株主（所有者）向けの重要業績評価指標が設定されている；

4) 1～2年にわたる分割払い条件および（または）実行（遂行）される取引（オペレーション）の価額の10%以上に相当する金額を自主的に連邦予算に納付する義務が存在する。

2. 小委員会は、ロシア連邦大統領令に定める場合における外国設立参加者（株主）（以下、外国設立参加者（株主））への利益（配当金）支払い実施を組織に対して許可する旨の決議の採択は、原則として、以下の条件が遵守された場合に限るという方針についてのロシア財務省とロシア銀行の情報を考慮した：

1) 支払われる利益（配当）の額が前年度の純利益の50%以下である；

2) 過年度の利益（配当）の支払いに関する遡及的な分析の結果が考慮されている；

3) 組織の外国設立参加者（株主）がロシア連邦において商業活動を継続する意志を有している；

4) 組織の活動の意義ならびにその実施する活動がロシア連邦の技術上・生産上の主権ならびにロシア連邦（ロシア連邦構成主体）の社会経済発展に与える影響の評価に関する連邦行政機関およびロシア銀行の考え方が考慮されている；

5) 連邦行政諸機関が組織に対して四半期ごとの重要業績評価指標を設定している；

6) 設定されている重要業績評価指標を組織が達成した場合、四半期ごとに利益（配当）を支払うことが可能である。

ロシア連邦財務次官 A.V.モイセーエフ

(3)2023年3月2日付外国投資委員会小委員会議事録(「撤退税」の納付)

2023年3月2日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会会議議事録第143/4号抜粋

1. 行われた討議を踏まえ、また2022年12月22日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会（以下、小委員会）会議議事録第118/1号への追加として、ロシアの事業体の株式、定款（拠出）資本金中の持分（出資金）などの有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に、原則として、以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、小委員会による全員一致の決議が採択された：

1) 資産評価報告書に記載された当該資産市場価格の半分の10%以上の金額を連邦予算に任意納付する義務；

2) 資産の売却が、資産評価報告書に記載された当該資産市場価格から90%超値引きして行われる場合、資産評価報告書に記載された当該資産市場価格の10%以上の金額を連邦予算に任意納付する義務；

2. 行われた討議を踏まえ、また2022年12月22日付小委員会会議議事録第118/1号への追加として、小委員会は申請者に、資産市場価格評価報告書と同時に、1998年7月29日付連邦法第135-FZ号「ロシア連邦における評価業務について」第17.1条にしたがって査定人自主規制機関の専門家（単数または複数）によって作成された専門的鑑定書を提出するよう勧告する。

本抜粋は真正である。

ロシア連邦財務次官 A.V.モイセーエフ

(4)2023年7月7日付外国投資政府委員会小委員会議事録(非友好国企業子会社の撤退条件と配当制限の見直し)

2023年7月7日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会決定第171/5号抜粋

1. 行われた討議を踏まえ、また「外国人に属する資産の扱いの戦略および居住者と非居住者間での取引（オペレーション）の規制実施についての2023年4月11日の会議を受けてのロシア連邦大統領指示一覧」（2023年6月4日付、第Pr-1114号）の第2項の履行として、ロシアの事業体の定款（拠出）資本金中の株式、持分（出資金）を含む有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）である、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者（以下、非友好的行動を実行する外国国家の者）による実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、原則として、そうした取引（オペレーション）の実施（遂行）の際に以下に列挙される条件が設定されることの妥当性に立脚する旨の、小委員会による全員一致の決議が採択された：

1) 民間で評価業務に従事し、小委員会によってそうした評価業務に推奨される査定人（査定機関）一覧に含まれる独立の査定人または当該一覧に含まれる法人と労務契約を締結した査定人による独立の評価報告書（以下、独立の評価報告書）が存在すること；

2) 独立の評価報告書のほかに、1998年7月29日付連邦法第135-FZ号「ロシア連邦における評価業務について」第17.1条にしたがった専門鑑定書作成のために小委員会に推奨される査定人自主規制機関の一覧に含まれる査定人自主規制機関の専門家（単数または複数）によって1998年7月29日付連邦法第135-FZ号「ロシア連邦における評価業務について」第17.1条にしたがって作成された専門鑑定書が存在すること；

3) 独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格の50%以上の値引きを伴う売却；

4) 取引（オペレーション）実施（遂行）日から3カ月以内に、独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格の半額の10%以上の金額（資産の売却が、独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格から90%未満値引きして行われる場合）または独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格の10%以上の金額（資産の売却が、独立の評価報告書に記載された当該資産市場価格から90%超値引きして行われる場合）を、連邦予算に任意納付する義務が存在すること；

5) 上場株式会社の定款資本金を構成する株式が購入される場合、その上場株式会社の購入される株式パッケージの20%までが正式な取引の場で募集されること、この際：

そうした募集実施の開始時期は、取引（オペレーション）実施（遂行）日から1年以下とし、募集期間は募集開始日から3年を超えてはならない；

事業体が上場株式会社に吸収される形で再編される場合、吸収された事業体の株式の、吸収に際してのそうした両社の株式間の転換係数による補正後の20%に相当する、吸収する側である上場株式会社の株式の正式な取引の場での募集は、取引（オペレーション）実施（遂行）日から3年以内に行われる；

6) 取引（オペレーション）実施の結果として、株式会社の上場（株式公開）資格が終了するまたはそうした株式会社が清算される場合、正式な取引の場での（新たに設立された、または株式会社が上場（株式公開）の資格を獲得した結果としての）上場株式会社の株式の20%までの募集が行われること、この際株式会社による上場（株式公開）資格の獲得およびそうした募集の実施期限は、取引（オペレーション）実施日から3年以内とする；

7) 買手および（または）買手に購入される事業体の、当該事業体の技術的能力および主要な種類の経済活動の維持、雇用の維持および他の法人との間で締結された契約に係わる義務の履行などが含まれるような重要業績評価指標が設定され、その指標の達成状況を監督する旨の勧告が連邦行政機関へ

提出されること；

8) 資産買戻しの可能性が盛り込まれた取引（オペレーション）については、そのオプション実行日の市場価格による資産の買戻し、居住者である資産保有者にとっての経済的利益の存在、および許可の有効期限（原則として、当初の取引（オペレーション）実施日から2年以内）設定；

9) 取引（オペレーション）実施の際の、非友好的行動を実行する外国国家の者への、「C」型口座へ金銭の払込み、または取引（オペレーション）に係わる決済の、ロシア連邦領外への金銭の振込を行わないロシア連邦の銀行システム内でのルーブル建てによる実施、または、外国の者との取引（オペレーション）に係わる金銭のそうした者のロシア連邦領外に所在する銀行もしくは金融市場機関に開設された口座への振込の場合、分割払いの存在；

10) 申請者が、取引（オペレーション）実施のために必要な、ロシア連邦の法令に定めるその他の許可を有しており、それについての情報を提出していること。

2. 小委員会は、ロシア連邦大統領令に定める場合における外国債権者（以下、外国債権者）への利益（配当金）支払い実施を許可する旨の決議の採択は、原則として、以下の条件が遵守された場合に限るという方針についてのロシア財務省とロシア銀行の情報を考慮した：

1) 支払われる利益（配当）の額が前年度の純利益の50%以下である；

2) 過年度の利益（配当）の支払いに関する適及的な分析の結果が考慮されている；

3) 外国債権者である出資者（株主）がロシア連邦領内で商業活動を継続する意志を有している；

4) 組織の活動の意義ならびに組織が実施する活動がロシア連邦の技術上・生産上の主権ならびにロシア連邦（ロシア連邦構成主体）の社会経済発展に与える影響の評価に関する連邦行政機関およびロシア銀行の考え方が考慮されている；

5) 申請者が自らに引き受けた重要業績評価指標の達成義務を履行したことが連邦行政機関（ロシア銀行）に確認されている；

6) 設定されている重要業績評価指標が達成された場合、四半期ごとに利益（配当）を支払うことが可能である。

3. 小委員会会議議事録2022年12月22日付第118/1号および2023年3月2日付第143/4号を失効したものと認める。

本抜粋は真正である。

ロシア連邦財務次官 A.V.モイセーエフ

(5)2023年9月26日付外国投資監督委員会小委員会議事録(「撤退税」率の15%への引き上げ)

2023年9月26日付ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会小委員会会議議事録 第193/4号抜粋

「1. 行われた討議を踏まえ、また2023年6月14日付小委員会議事録第171/5号への追加として、ロシア法人の株式、定款（抛出）資本金中の持分（出資金）などの有価証券（以下、資産）を譲渡する取引（オペレーション）の、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）、または、その登記場所もしくは事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者による、実施（遂行）に対する許可を小委員会が発行する件の検討に際しては、原則として、個人で当該業務に従事し、小委員会がそうした評価のために推奨している査定人（査定機関）の一覧に記載されている査定人、または当該一覧に記載されている法人と労務契約を締結している査定人によって行われた資産市場価格独立評価についての報告書に記載された当該資産市場価格の15%以上の金額を、取引（オペレーション）実施（遂行）日から1カ月以内に、連邦予算に任意納付するという義務の存在を、そうした取引（オペレーション）を実施する際の条件の一つとして設定することの妥当性に立

脚する旨の決議が、小委員会により全員一致で採択された。

2. 2023年6月14日付小委員議事録第171/5号第1項第4号を失効したものとみなす。」。

本抜粋は真正である。

ロシア連邦財務次官 A.V.モイセーエフ

令和5年度国庫補助事業

ロシア地域貿易投資促進事業 1. 情報収集・提供事業 (2) ビジネス詳細情報収集提供

②ロシア経済法運用・市場慣行実態調査

ロシアにおける制裁対抗措置と外資系企業の行動変容に関する調査

2024年3月発行

編集・発行

一般社団法人ロシアNIS貿易会
ロシアNIS経済研究所
東京都中央区新川1-2-12
電話 (03) 3551-6218

©禁無断転載
